

# 令和7年度第4回市町等教育長会議資料

## 目次

### 【説明項目】

1	令和8年度当初予算（案）の概要について	1
2	ツキノワグマ出没時における学校の対応について	26
3	スマートフォン向け三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」について	30
4	公立小中学校の教職員配置と専門人材・地域人材の活用について	33
5	コンプライアンスの推進について（服務規律の確保の徹底について）	40
6	働き方改革の推進について（業務量管理・健康確保措置実施計画）	43
7	県立みえ四葉ヶ咲中学校について	67
8	教育課程の柔軟化に向けた取組について	70
9	確かな学力の育成に向けて	76
10	特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について	82
11	中学校部活動の地域展開等について	85
12	給食費の無償化について	（当日配付）
13	教職員の研修について	88

### 【その他共有事項】

1	SNS上の暴力行為等の動画の投稿・拡散への対応について	97
2	「子どもポータルサイト」について	119

### 【配布項目】

1	子どもたちが安心して学べる教育環境づくりに向けた啓発ポスターについて	121
---	------------------------------------	-----



## 令和8年度当初予算のポイント・主要事業

### 1 予算調製にあたっての基本的な考え方

「三重県教育ビジョン」が令和6年度からスタートし、令和8年度で3年目を迎えます。教育委員会では、子どもたちが個性を輝かせ、望む未来が実現できるよう、次の6項目について重点的に取り組みます。

#### (1) 未来の礎となる力の育成

確かな学力を育むため、授業改善や学習習慣の定着を図る取組を進めます。豊かな心を育むため、自己肯定感を涵養する取組を県内全域に横展開するとともに、読書に親しめる取組を推進します。健やかな身体を育むため、中学校部活動の地域展開に向けた取組、体力向上の取組、地域の食への理解を図るための取組を進めます。

#### (2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

女性研究者・技術者との交流の機会の創出や、コーディネーターを活用した企業展や職場訪問に取り組みます。また、新たな価値を創り出す力の育成のため、高校生による県内企業の海外事業所訪問や、「ふるさと三重」をテーマとした探究学習に取り組みます。

#### (3) 特別支援教育の推進

特別支援教育の推進のため、通級による指導の取組を強化します。また、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の拡充や、特別支援学校施設の老朽化対策・安全対策にも取り組みます。

#### (4) いじめや暴力のない学びの場づくり

学校問題ADRや弁護士による代理対応により、学校への支援を行います。スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーを配置し、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応します。

#### (5) 誰もが安心して学べる教育の推進

不登校児童生徒が安心して学習、相談支援を受けることができる環境を整えます。外国人児童生徒が自己実現を果たし、地域社会で生きていく力を身につけられるよう、日本語指導や学習支援を充実します。

#### (6) 学びを支える教育環境の整備

県立高校の特色化・魅力化を図る取組、教職員の資質向上を図るための研修、多様な学びの選択のための遠隔授業システム整備、校舎の老朽化対策や空調設備の導入等について取り組みます。

## 2 主な重点項目

### (1) 未来の礎となる力の育成

- ① (一部新) 学力向上推進事業 予算額 51,000 千円

[学力向上推進プロジェクトチーム (224-2931)]

若手教員等の授業力向上のため、授業力向上アドバイザーをモデル校に派遣し、指導・助言を行うとともに、モデル校の若手教員等が、互いに提案授業を行い協議する研修会を開催します。加えて、県内の若手教員等を対象とした研修会を開催します。

- ② (一部新) 学習習慣の確立に向けた取組推進事業 予算額 1,356 千円

[学力向上推進プロジェクトチーム (224-2931)]

学習習慣の確立に関して高い専門的知見を有する有識者を県内小中学校等に派遣し、学習習慣の重要性や家庭における支援のあり方等について、学校や地域の実情に応じた講演会や研修会を開催します。

- ③ 少人数教育推進事業 予算額 1,644,579 千円

[教職員課 (224-2958)]

少人数学級の取組として、児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、本県独自の取組として、令和7年度に引き続き小学校1、2年生での30人学級(下限25人)を実施するとともに、新たに中学校2年生を35人学級(下限撤廃)とし、3年生での35人学級(下限25人)を実施します。

- ④ (一部新) 自己肯定感を涵養する教育推進事業 予算額 2,038 千円

[研修企画・支援課 (226-3428)]

子どもたちが、学ぶ楽しさや分かる喜び、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感につながる指導が行えるよう、効果的な授業づくり・学校づくりに向けた校内研修支援等の取組を進めることで、教職員の資質向上を図ります。また、自己肯定感の涵養に向けた市町等主催の研修を支援するとともに、これまでの自己肯定感を涵養する取組を県内全域に推進するため、本事業における実践の成果をもとにした「校内研修支援用動画コンテンツ」を作成します。

- ⑤ 人権教育広報・研究事業 予算額 1,233 千円

[人権教育課 (224-2732)]

「三重県人権教育基本方針」に基づき、教職員の人権感覚の向上を図るため、引き続きすべての公立学校で人権問題に関する教職員研修を実施します。また、令和7年度に作成した動画等の研修資料を活用し、人権問題に関する校内研修が充実、活性化されるよう支援します。

⑥ (一部新) 子どもと本をつなぐ環境整備促進事業 予算額 2,518 千円  
[社会教育・文化財保護課 (224-3322)]

第五次三重県子ども読書活動推進計画「本よもうねっとプラン」でめざす「多様な子どもがたくさんの本と出会う機会づくり」のために、団体や企業、学校、行政などの多様な主体が連携・協働するネットワーク「本よもうねっとMIE」をコーディネートし、社会全体で読書活動を推進する気運を醸成します。また、生徒自ら企画する、県立学校図書館により多くの生徒が訪れ本を読んでもらう取組を支援します。

⑦ みえ子どもの元気アップ部活動充実事業 予算額 329,460 千円  
(490,260 千円 ※R7 年度 2 月補正予算含みベース)  
[保健体育課 (224-2973)]

市町が行う中学校部活動の地域展開の取組について、国の補助事業を活用した支援を行うとともに、その活用が困難な市町に対しては、県単独補助事業により指導者の報酬等の支援や地域展開等に知見を有するコンサルタントの派遣に係る費用の支援を行います。また、専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校・高等学校において、顧問として単独で指導や引率を行える部活動指導員を配置します。

⑧ みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業 予算額 4,369 千円  
[保健体育課 (224-2973)]

運動習慣や生活習慣等の改善を図るため、遊びの要素を取り入れた「体力向上トライアル運動」を推進し、取組の成果を事例集にまとめることで、各学校で実施されている 1 学校 1 運動の活性化を図ります。また、各学校で作成したみえ子どもの元気アップシートの取組を着実に実施できるよう、教員対象の研修会や指導主事の学校訪問を通じて指導・助言を行います。

⑨ (新) 令和 10 年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業 予算額 3,503 千円  
[保健体育課 (224-2973)]

令和 10 年度に東海 4 県を中心として開催する、全国高等学校総合体育大会に向けて、全国や東海地区の高等学校体育連盟、東海 4 県の教育委員会、県高体連等と連携して取組を進めます。また、本県で開催する 6 競技 7 種目〔バスケットボール、バドミントン、相撲、弓道、自転車競技(トラックレース・ロードレース)、ボクシング〕の開催に向けての調整を行います。

⑩ (一部新) 学校給食・食育推進事業 予算額 5,769 千円  
[保健体育課 (224-2969)]

朝食メニューコンクール等を通じて食育を推進するとともに、学校給食の衛生管理等の徹底を図ります。また、子どもたちの地域の食や農産物、食文化への理解と郷土への愛着を深めるため、体験型の地産地消教育を J A 三重等と連携して実施します。

- ⑪ (新) 給食費負担軽減事業 予算額 4,540,954 千円  
[保健体育課 (224-2969)]

保護者の負担軽減のため、学校給食に係る食材費を支援する取組を行います。

## (2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

- ① (一部新) 未来へつなぐキャリア教育推進事業 予算額 37,547 千円  
[高校教育課 (224-3002)]

他者との関わり方に支援が必要な高校生が将来、地域や職場で他者と協働できるよう、入学後の早い段階からの進路相談やソーシャルスキルトレーニング等を実施します。また、大学進学者が多い普通科高校において、生徒の地元企業に対する理解を深めるとともに、将来の選択肢として提示するため、学校と地元企業をつなぐコーディネーターを活用した企業展や職場訪問を実施します。女子生徒が興味・関心に応じて理系の進路を主体的に選択できるよう、県内外の大学・研究機関への訪問や女性研究者・技術者との座談会を実施し、多様なロールモデルとの交流の機会を創出します。あわせて、小学生の時期から科学への関心を高めるため、女子生徒による小学生向けの科学体験講座を実施します。

- ② (一部新) 世界へはばたく高校生育成支援事業 予算額 11,112 千円  
[高校教育課 (224-3002)]

世界で活躍する力と、グローバルな視点で三重の活性化に貢献する力を兼ね備えたグローバルリーダーを育成するため、海外での実地学習を主体とした高校生向けの研修を実施します。

- ③ 郷土を題材とした学習活動推進事業 予算額 6,368 千円  
[小中学校教育課 (224-2963)]

地域と連携した郷土教育・キャリア教育の推進のため、実践校において、課題解決型の協働的な学習を進めるとともに、地域で活躍する人びとの魅力に触れる機会を創出し、三重で働くことを将来の選択肢として示します。中学生が郷土三重の魅力を英語で表現するコンテストを行います。また、1人1台端末を活用して、外国の同年代の生徒と、英語で実践的なコミュニケーションの充実を図ります。

- ④ (新) 「みえに学びみえの未来を考える」探究学習推進事業 予算額 2,000 千円  
[高校教育課 (224-3002)]

三重県誕生 150 周年を迎えるにあたり、郷土への理解を深めるとともに、愛着と誇りをもって地域社会に貢献する力を育成するため、各学校が有識者や県内企業等と連携して取り組む「ふるさと三重」をテーマとした探究学習を支援します。

⑤ 次代を担う社会の担い手育成支援事業 予算額 862 千円  
[高校教育課 (224-3002)]

高校生が主権者として主体的に社会に参画する力を育むために、各学校において取り組む実践的な学習を支援します。高校生が法の意義や役割を理解できるよう国の機関と連携し、高校生対象の模擬裁判員裁判を実施します。

(3) 特別支援教育の推進

① (一部新) 早期からの一貫した教育支援体制整備事業 予算額 18,505 千円  
[特別支援教育課 (224-2961)]

高等学校において、特別な支援を必要とする生徒が通級による指導を受けられるよう、発達障がい支援員等外部人材と連携するとともに、通級による指導を行う学校の拡充に向けて取り組みます。また、通級による指導等を担当する教員の専門性を高められるよう、研修の取組を強化します。

② 特別支援学校就労推進事業 予算額 7,317 千円  
[特別支援教育課 (224-2961)]

特別支援学校において計画的・組織的なキャリア教育を推進するため、キャリア教育サポーターを活用した職場開拓や、職場実習等を実施します。また、専門的な人材を活用して短時間就労等、多様な働き方ができる職場開拓を行うとともに、多様な働き方支援員を配置し、福祉サービスの併用等の支援も進めます。

③ 特別支援学校メディカル・サポート事業 予算額 84,640 千円  
[特別支援教育課 (224-2961)]

医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、学校に看護師を配置して医療的ケアを実施するとともに、研修会の実施により教職員の専門性の向上や、校内サポート体制の充実を図ります。また、医療的ケア児の学習を保障し、通学にかかる保護者負担のさらなる軽減のため、登校時に、看護師等が福祉車両等に同乗する通学支援を週5日、毎日実施します。

④ 特別支援学校施設建築費 予算額 8,537,187 千円  
(8,741,957 千円 ※R7 年度2月補正予算含みベース)  
[学校経理・施設課 (224-2955)]

盲学校および聾学校について、老朽化対策・安全対策として城山特別支援学校の隣地へ移転するため、校舎本体の建築工事やグラウンド整備工事に取り組みます。松阪あゆみ特別支援学校について、教室不足の解消及び肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎増築工事を行います。特別支援学校玉城わかば学園について、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎改修工事を行います。特別支援学校西日野にじ学園について、狭隘化解消等のため、校舎増築などの実現可能性の検討結果をふまえた対応を行います。

⑤ 特別支援学校スクールバス整備事業 予算額 115,765千円  
[特別支援教育課 (224-2961)]

老朽化に伴う車両更新として、スクールバスを3台購入します。

(4) いじめや暴力のない学びの場づくり

① (一部新) いじめ対策推進事業 予算額 27,972千円  
[生徒指導課 (224-2332)]

子どもたちの育成に向けて、県立学校と保護者との連携が円滑に進まない事案に対し、学校問題ADR(裁判外紛争解決手続)や弁護士による代理対応により、学校の支援を行います。児童生徒、教職員、保護者等が「子どもアドボカシー」に対する理解を深めるため、動画教材を活用した取組を進めます。小学校高学年の児童が社会性や規範意識を高め、いじめをなくそうとする行動につながられるよう、弁護士による出前授業や動画教材を活用したいじめ予防授業を実施します。保護者や学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを任用し、きめ細かな支援を行うとともに、県立学校にいじめ事案への対応に係る検証や効果的な対応策等の助言を行ういじめ対策アドバイザーを派遣します。また、いじめ対応情報管理システムを活用し、いじめの問題に迅速に対応します。

② スクールカウンセラー等活用事業 予算額 527,742千円  
[生徒指導課 (224-2372)]

いじめの被害にあっている児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、拠点となる学校および教育支援センターに配置するとともに、配置以外の学校からの要請に応じて派遣し、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。

③ SNSを活用した相談事業、いじめ電話相談事業 予算額 30,641千円  
(教育相談事業の一部) [研修企画・支援課 (226-3516)]

いじめ等の早期発見、早期対応を図るための相談窓口として、引き続き多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」や、24時間体制のいじめ電話相談を実施します。

(5) 誰もが安心して学べる教育の推進

① 校内教育支援センター環境充実事業 予算額 26,731千円  
(不登校対策事業の一部) [生徒指導課 (213-6611)]

学校へ行くことはできるが、教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が安心して学習、相談支援を受けられるようにするため、市町教育委員会が行う校内教育支援センターへの指導員配置を支援するとともに指導員に対する研修を行います。

② 学校外での多様な学びへの支援事業 予算額 3,875 千円  
(不登校対策事業の一部) [生徒指導課 (213-6611)]

不登校児童生徒一人ひとりの実情に応じた多様な支援を行うため、不登校児童生徒の学校外の居場所の一つとして役割を担っているフリースクール等で学ぶ児童生徒の体験活動等を支援するとともに、フリースクール等を利用する公立学校の児童生徒で、経済的な事情がある世帯への経済的な支援を引き続き行います。

③ (一部新) 不登校対策事業 (一部) 予算額 57,807 千円  
[生徒指導課 (213-6611)]

地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内全ての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーを任用し、各教育支援センターに対して助言を行います。不登校の子どもたちの保護者が適切な支援につながれるよう、相談会を引き続き実施するとともに、専門的な支援機関につなぐためのやりとりを行うAIチャットの実証に取り組みます。

④ (一部新) 高校生等教育費負担軽減事業 予算額 4,305,380 千円  
[教育財務課 (224-2940)]

いわゆる高校無償化に対応した支給対象の拡充を行ったうえで、就学支援金や奨学給付金を支給することにより、高等学校等における保護者等の教育費負担の軽減を図ります。また、業務効率化を図るため、奨学給付金の審査に人材派遣を活用します。

⑤ スクールカウンセラー等活用事業 (再掲) 予算額 527,742 千円  
[生徒指導課 (224-2372)]

いじめの被害にあっている児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、拠点となる学校および教育支援センターに配置するとともに、配置以外の学校からの要請に応じて派遣し、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。

⑥ (一部新) 社会的自立をめざす外国人生徒支援事業 予算額 18,431 千円  
[高校教育課 (224-3002)]

外国人生徒が社会的自立を果たし社会の一員として活躍できるよう、学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等)および日本語指導アドバイザーを県立高校に配置します。多言語化にも対応できるよう、日本語の学習支援を必要とする外国人生徒が多く在籍する学校に、コミュニケーションを円滑にするためのAI翻訳機を導入します。

⑦ 高校生就職実現事業(外国人生徒等対応分) 予算額 5,109 千円  
(未来へつなぐキャリア教育推進事業の一部)(再掲) [高校教育課(224-3002)]

外国人生徒に対して、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行う就職実現コーディネーターを配置します。外国人生徒が、日本での働き方や上級学校への進学について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学・就職に関する説明会を県立高校3校で実施します。また、外国人生徒及び保護者が日本の学校制度や働き方について理解を深め、将来を見通して進路を選択できるよう、進学・就職に係るセミナーを開催します。

※就職実現コーディネーター：10名のうち、3名分(外国人生徒等対応分)

⑧ 特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業 予算額 3,597 千円  
(早期からの一貫した教育支援体制整備事業の一部)(再掲) [特別支援教育課(224-2961)]

特別支援学校に在籍する外国人児童生徒および保護者を支援するため、通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。

⑨ 多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業 予算額 40,011 千円  
[小中学校教育課(224-2963)]

学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員を増員するとともに、散在地域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組みます。また、市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導等の取組に対して支援を行います。

⑩ 夜間中学体験教室運営事業 予算額 1,680 千円  
[小中学校教育課(224-2963)]

県民に夜間中学のことを広く周知するとともに、さまざまな事情により中学校へ充分に通うことができなかった方の学びの機会を保障するため、四日市市内で引き続き体験教室を実施します。

⑪ 学校防災推進事業 予算額 22,004 千円  
[教育総務課(224-3301)]

防災ノートを活用した授業や体験型防災学習等の支援、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修、高校生による能登半島地震の被災地でのボランティア活動や交流学習を実施します。また、児童生徒や施設を利用する方々の生命を守るため、AED(自動体外式除細動器)を県立学校・地域機関にリース形式により配備します。

⑫ (一部新) 学校安全推進事業

予算額 2,967 千円

(6,375 千円 ※R7 年度 2 月補正予算含みベース)

[生徒指導課 (224-2332)]

高校生が自転車乗車時のヘルメット着用や交通法規遵守に対する意識を高められるよう、効果的な取組について意見交換する「三重県高校生バイシクルサミット」の開催、ヘルメット着用努力義務の校則への記載の推進、教職員を対象とした交通安全講習会を実施します。また、学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、実践地域で通学路の安全点検やデジタル安全マップづくりを実施します。

通学路における児童生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。また、スクールガード活動に必要なクマ被害対策に係る消耗品を支給します。

(6) 学びを支える教育環境の整備

① (一部新) 教職員研修事業

予算額 44,303 千円

[研修推進課 (226-3571)]

子どもの学びを支える若手教職員の資質・能力を系統的に育成する研修や、持続可能で質の高い教育を提供できるようミドルリーダーのマネジメント能力育成を図る研修、多様化・複雑化する教育課題に対応できる実践的なマネジメント能力向上をめざす管理職研修を実施します。法改正による法定・悉皆研修の再編に伴い、教職員の学びを支援する「教職員研修ハンドブック」や若手教職員の不安や課題の解消に向けたオンデマンド教材を作成します。

② (一部新) 自己肯定感を涵養する教育推進事業 (再掲)

予算額 2,038 千円

[研修企画・支援課 (226-3428)]

子どもたちが、学ぶ楽しさや分かる喜び、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感につながる指導が行えるよう、効果的な授業づくり・学校づくりに向けた校内研修支援等の取組を進めることで、教職員の資質向上を図ります。また、自己肯定感の涵養に向けた市町等主催の研修を支援するとともに、これまでの自己肯定感を涵養する取組を県内全域に推進するため、本事業における実践の成果をもとにした「校内研修支援用動画コンテンツ」を作成します。

③ (一部新) 教員採用試験事務費

予算額 8,805 千円

[教職員課 (224-2959)]

教育の専門家にふさわしい力量を備えた人材を採用するため、教員採用選考試験を実施します。教員採用選考試験第1次試験の問題作成については、新たに全国の希望する自治体で構成する「教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会」に参画し、協議会において選定した事業者の問題作成を委託します。

④ 学校における働き方改革推進事業 予算額 463,186 千円  
[教職員課 (224-2959) ]

限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を持続的に行うため、学習教材の準備など、教職員の支援を行うスクール・サポート・スタッフを、引き続きすべての公立学校に配置します。また、教頭の学校マネジメント等にかかる業務を専門的に支援する教頭マネジメント支援員の配置を拡充します。

⑤ (一部新) 総合教育センター管理運営費 予算額 169,586 千円  
[研修企画・支援課 (226-3512) ]

総合教育センターの施設の管理運営及び機器類の保守管理を行います。また、県土整備部営繕課に執行を委任する総合教育センターの防水改修工事について、業務効率化のため、工事監理業務を外部に委託します。

⑥ 多様な学習コンテンツを提供する遠隔授業システム整備事業 予算額 7,893 千円  
[高校教育課 (224-3002) ]

学校の所在地や規模に関わらず、すべての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるよう支援します。令和9年度の遠隔授業の本格配信に向け、遠隔授業配信センターから大学進学や資格取得に向けた講座を試験的に配信するとともに、受信側の高校における受信環境の整備を進めます。

⑦ (新) 遠隔授業配信センター運営費 予算額 6,065 千円  
[高校教育課 (224-3002) ]

新たに総合教育センター内に設置した遠隔授業配信センターの管理運営を行います。受信校と授業内容の協議や、配信に必要な教材等の準備を進めます。

⑧ 学校情報ネットワーク事業 予算額 491,240 千円  
[教育総務課 (224-3008) ]

県立学校において、教職員用1人1台パソコン、ネットワークやクラウド等の情報基盤の維持管理、統一校務支援システム、デジタル採点システム、グループウェア等のアプリ・システムの運用保守およびウェブフィルタリング等のセキュリティ対策の実施等を行うことで、安全かつ適正にICTを活用できる環境を整備します。

⑨ 教育課程等研究支援事業 予算額 633,670 千円  
[小中学校教育課 (224-2963) ]

新学習指導要領に即した授業改善や学習評価がなされるよう、小中学校の教職員等への研修等を行います。専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校において、専門的な指導や引率を行える文化部活動指導員を増員します。共同調達会議の運営を通じて、各市町における1人1台端末の計画的な更新を行います。

⑩ (一部新) 校舎その他建築費 予算額 4,042,306 千円  
[学校経理・施設課 (224-2955)]

県立高校について、老朽化が進む施設の安全性を維持するため、県立学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な老朽化対策に取り組むとともに、トイレの洋式化やバリアフリー化、照明のLED化、電気設備等の更新、空調設備の導入など施設・設備の機能の向上に取り組めます。また、県土整備部営繕課に執行を委任する県立高等学校の施設整備にかかる工事について、業務効率化のため、工事監理業務を外部に委託します。

⑪ 教育改革推進事業 予算額 4,332 千円  
[教育政策課 (224-2951)]

本県の教育のあり方について、国の教育改革の動向等をふまえ、幅広い視点から検討する三重県教育改革推進会議を開催し、次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」を策定します。また、それぞれの地域において活性化協議会を開催し、各地域における高等学校の活性化や、今後の学びと配置のあり方について協議します。

⑫ (新) 高等学校等教育改革促進基金積立金 予算額 6,000,000 千円  
(6,060,000 千円 ※R7 年度 2 月補正予算含みベース)  
[高校教育課 (224-3002)]

国の高校教育改革の構想に基づく取組を促進する事業に活用する基金として積立を行います。

⑬ (新) 高等学校教育改革促進事業 予算額 20,000 千円  
[高校教育課 (224-3002)]

今後の社会課題に対応し、これからの時代を担う人材を育成するため、高等学校等教育改革促進基金積立金を活用し、専門高校の機能強化・高度化や、普通科の特色化・魅力化、多様な学びの確保といった改革を先導する取組を行う県立高校を支援します。

⑭ (一部新) 高等学校活性化推進事業 予算額 32,649 千円  
[高校教育課 (224-3002)]

普通科高校の特色化を進めるため、大学や地域企業と連携し、生徒の主体的な学びを深める探究学習プログラムを開発・実施します。また、生徒の多様な学習ニーズに対応し、質の高い学びを提供できるよう、柔軟な単位認定システムや教育プログラムを研究開発し、従来の全日制・定時制・通信制の枠組みにとらわれない新しいタイプの全日制高校(みえ版フレキシブル高校)の設置をめざした研究を進めます。

⑮ (一部新) 高等学校学力向上推進事業 予算額 43,564 千円  
[高校教育課 (224-3002)]

不登校や病気療養中等により長期欠席する生徒の学習機会を保障するため、ICTを活用した遠隔授業を配信します。新たにサポートスタッフを配置し、円滑な授業配信ときめ細かな個別対応の実現を図ります。

⑩ (一部新) 文化財保存管理事業

予算額 9,328 千円

[社会教育・文化財保護課 (224-2999)]

三重県内の貴重な文化財を調査し、文化財保護審議会の審議を通じて、指定等の適切な保存措置を講じるとともに、文化財についての情報発信を行います。加えて、地震等の災害に備え、市町と連携して文化財建造物の現況を把握し、県内の歴史的建造物データベースの整備を行います。

⑪ (新) 近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会事業

予算額 10,800 千円

[社会教育・文化財保護課 (224-3328)]

「近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会」を三重県で開催し、12 府県に伝わる民俗芸能を上演することで、民俗文化財の継承や振興に努めるとともに、ユネスコ無形文化遺産登録をめざす「神楽」を披露することで、三重県が誇る無形文化財の魅力を発信し、機運の醸成を図ります。

# 1 未来の礎となる力の育成

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」の育成

令和8年度  
注力取組

- ① 若手教員の授業力向上に向けた「授業力向上アドバイザー」を派遣
- ② 自己肯定感を涵養する取組の更なる推進に向けた「研修用動画」を作成
- ③ 部活動の地域展開に向けて国補の活用が困難な取組を県単で支援

【問い合わせ先】  
学力向上推進プロジェクトチーム (224-2931)  
教職員課 (224-2959)  
研修企画・支援課 (226-3428)  
社会教育・文化財保護課 (224-3322)  
保健体育課 (224-2973)

## 確かな学力の育成

### 【一部新】学力向上推進事業 (予算額:51,000千円)

- 若手教員の授業力向上のため、モデル校に授業力向上アドバイザーを派遣し指導・助言を実施
- 県内すべての若手教員を対象に、授業力向上に向けた新たな研修を開催

### 【一部新】学習習慣の確立に向けた取組推進事業 (予算額:1,356千円)

要請のあった小中学校に有識者を派遣し、学習習慣の重要性や家庭での支援方法等について講演会や研修会を開催

### 少人数学級の推進(三重県独自の取組)

国の計画的な引き下げを先取りした少人数学級を実施

小学生 (国の学級編成標準 35人)	中学生 (国の学級編成標準 中1 35人 中2,3 40人)
1年 30人(下限25)	1年 35人(下限なし)
2年 30人(下限25)	2年 35人(下限25⇒なし)
3年~6年 35人	3年 40⇒35人(下限25)

国の先取り部分

※朱書きはR8年度から

## 豊かな心の育成

### 【一部新】自己肯定感を涵養する教育推進事業 (予算額:2,038千円)

- モデル校およびモデル地域における効果的な授業づくり・学校づくりに向けた校内研修支援を引き続き実施
- R6年度からのモデル事業の取組成果をまとめた「校内研修支援用動画コンテンツ」を作成し、県立学校及び市町等へ展開

※「自分には、よいところがある」～全国学力・学習状況調査結果～  
小学校(R4)77.9% ⇒ (R7)85.1% 中学校(R4)79.7% ⇒ (R7)86.8%

### 【一部新】子どもと本をつなぐ環境整備促進事業 (予算額:2,518千円)

生徒自ら企画する、県立学校図書館により多くの生徒が訪れ本を読んでもらう取組への支援

## 健やかな身体の育成

### みえ子どもの元気アップ部活動充実事業 (予算額:490,260千円※2月補正含み)

市町が行う中学校部活動の地域展開について、国補助の活用が困難な取組(指導者報酬、コンサルタント派遣費用等)を支援

### 【新】令和10年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業 (予算額:3,503千円)

令和10年度の開催に向けて、本県開催競技の日程等に係る調整

### 【一部新】学校給食・食育推進事業 (予算額:5,769千円)

市町等が実施する体験型の地産地消教育をJ A 三重等と連携して実施(モデル校に対し地場産物購入経費等の一部を支援)

## 2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

「キャリア教育」「グローバル教育」「新たな価値を創り出す力の育成」

令和8年度  
注力取組

- ① 「女子生徒の理系進路選択を支援する取組」や「大学進学者が多い普通科高校の地元企業への理解を深める取組」を推進
- ② 海外での実地研修を主体とした高校生向けの研修を実施
- ③ 三重県誕生150周年を契機に各高校が取り組む「ふるさと三重」をテーマとした探究学習を支援

【問い合わせ先】  
高校教育課（224-3002）

### キャリア教育の推進

【一部新】未来へつなぐキャリア教育推進事業（予算額：37,547千円）

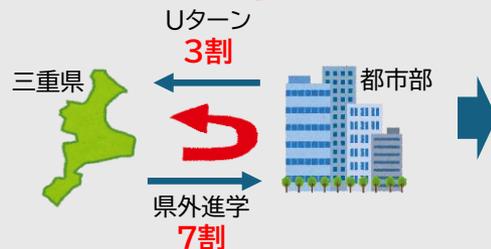
#### （女子生徒の理系進路選択を支援する取組）

- 女子生徒が理系の進路を主体的に選択できるよう、県内外の大学・研究機関を訪問
- 女性研究者・技術者との座談会を実施
- 女子生徒による小学生向けの科学体験講座を開催

#### （地元企業への理解を深める取組）

大学進学者が多い普通科高校を対象に、地元企業への理解を深め、将来の選択肢を提示するため、学校と地元企業を結ぶコーディネーターを活用して企業展や職場訪問を実施

大学進学者の7割が県外に流出  
そのうちUターン就職で県内に戻るのは3割



県内企業に対する理解の促進に注力



企業展の開催



企業訪問の実施

### グローバル教育

【一部新】世界へはばたく高校生育成支援事業（予算額：11,112千円）

高校生を対象に、外国人材を雇用する県内企業や海外事業所での意見交換を行うほか、新たに海外の教育機関等における本県の魅力発信を内容とする研修を実施

#### 【R7年度の取組】

県立高等学校13校20名によるベトナム研修を実施



現地高校生・大学生  
との交流



現地企業の見学及び  
従業員との意見交換



JICA海外協力  
隊員による講話

### 新たな価値を創り出す力の育成

【新】「みえに学びみえの未来を考える」探究学習推進事業  
（予算額：2,000千円）

三重県誕生150周年を契機に、有識者や県内企業等と連携して取り組む「ふるさと三重」をテーマとした探究学習を支援

# 3 特別支援教育の推進

「一人ひとりに応じた切れ目のない教育」「特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育」

令和8年度  
注力取組

- ① 高校通級の拡充に向け、教員の専門性を高める研修を実施
- ② 医療的ケア児への対応に向けて看護師等が福祉車両等に同乗する通学支援の回数を増加
- ③ 老朽化対策、安全対策、狭隘化対策への対応に向けた施設整備を推進

【問い合わせ先】  
特別支援教育課（224-2961）

## 一人ひとりに応じた切れ目のない教育

### 【一部新】早期からの一貫した教育支援体制整備事業

（予算額：18,505千円）

#### （高等学校）

- 通級による指導等を担当する教員の専門性を高められるよう研修の取組を強化
- 発達障がい支援員を引き続き配置

#### （特別支援学校）

通訳や翻訳を行う外国人児童生徒支援員を引き続き配置

#### 【発達障がい支援員】 R6年度要請回数 477回

特別な支援が必要な生徒に対する専門的な知見を有する支援員が、学校の要請に基づき教員指導や本人（保護者）との面談、個別指導計画の作成支援を実施

発達障がい等、特別な支援を必要とする児童生徒が増加 ※R7年5月現在

	小学校	中学校	合計
特別支援学級	964学級（+14）	415学級（+24）	1,379学級（+38）
	4,788人（+244）	1,963人（+97）	6,751人（+341）
通級指導教室	107教室（+8）	27教室（+4）	134教室（+12）
	1,446人（+177）	366人（+69）	1,812人（+246）

※（ ）内は前年同期比からの増加数

## 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育

### 特別支援学校メディカル・サポート事業（予算額：84,640千円）

医療的ケア児の学習を保障し、通学にかかる保護者負担の軽減に向けて登校時に看護師等が福祉車両等に同乗する通学支援の回数を増加（週2回⇒週5回）

### 特別支援学校施設建築費（予算額：8,741,957千円 ※2月補正含み）

老朽化対策・安全対策・狭隘化解消等への対応



#### 【盲学校・聾学校】

城山特別支援学校隣地への移転に向けて、校舎の建築工事やグラウンド整備を実施



#### 【松阪あゆみ特別支援学校】

教室不足の解消及び肢体不自由のある子どもの新たな就学先として校舎増築を実施



#### 【特別支援学校玉城わかば学園】

肢体不自由のある子どもの新たな就学先として校舎改修を実施



#### 【特別支援学校西日野にじ学園】

狭隘化解消に向け、実現可能性の検討結果をふまえた対応を実施

# 4 いじめや暴力のない学びの場づくり

「いじめをなくす取組」「教育相談体制の充実」「教職員の資質向上と支援体制の充実」

令和8年度  
注力取組

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充
- ② 「学校問題ADR」および「代理型スクールロイヤー制度」の導入

【問い合わせ先】  
生徒指導課 (224-2332)

## 教育相談体制の充実

スクールカウンセラー等活用事業 (予算額:527,742千円)

不安や悩みを抱える児童生徒への支援を行う「スクールカウンセラー (SC)」および「スクールソーシャルワーカー (SSW)」の配置時間を拡充

### 【SC配置時間】

昨年度比

**4.2%増**

※3,353時間増  
(計83,794時間)

### 【SSW配置時間】

昨年度比

**7.2%増**

※1,883時間増  
(計28,059時間)

### 【スクールカウンセラー】

(臨床心理士等)

心の悩みを抱えた児童生徒に寄り添い、相談や心のケアに対応する

県内全ての小中学校、高等学校、特別支援学校、夜間中学、教育支援センターに配置  
(179名任用予定)

### 【スクールソーシャルワーカー】

(社会福祉士等)

虐待や貧困など児童生徒を取り巻く環境に対して関係機関等と連携した支援を行う

県内全ての市町および教育支援センター、夜間中学、拠点となる高等学校、特別支援学校に配置  
(42名任用予定)

## 支援体制の充実

### 【一部新】いじめ対策推進事業

(予算額:27,972千円)

従来から実施している弁護士による法的相談に加え、「学校問題ADR」および「代理型スクールロイヤー制度」を導入

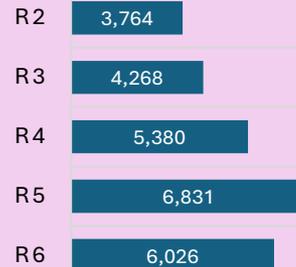
#### (学校問題ADR)※裁判外紛争解決手続

子どもたちの育成に向けて、県立学校と保護者の連携が円滑に進まない事案に対し、弁護士等が中立的な立場で合意形成を図る

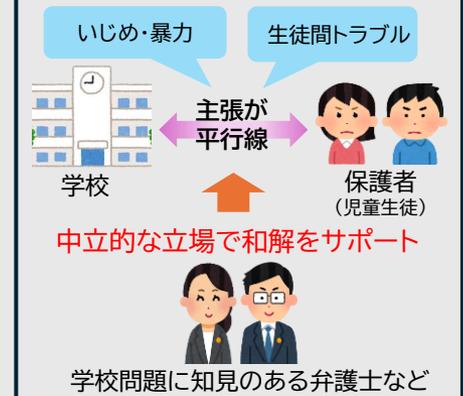
#### (代理型スクールロイヤー制度)

県立学校だけでは対応が困難な事案に対し、弁護士が学校や教育委員会の代理人として対応

いじめ認知件数は  
増加傾向



### 学校問題ADR



# 5 誰もが安心して学べる教育の推進

「不登校児童生徒への支援」「外国人児童生徒の支援」

令和8年度  
注力取組

- ① 校内教育支援センターの設置を促進
- ② 外国人児童生徒巡回相談員を増員し、日本語指導や保護者への支援を実施

【問い合わせ先】  
生徒指導課 (213-6611)  
高校教育課 (224-3002)  
小中学校教育課 (224-2963)

## 不登校児童生徒への支援

【一部新】不登校対策事業 (予算額:88,413千円)

### (校内教育支援センター)

- 校内教育支援センター(空き教室等を活用し不登校等の児童生徒を支援する教室)を設置する市町への支援
  - ・指導員の配置補助
  - ・指導員への研修

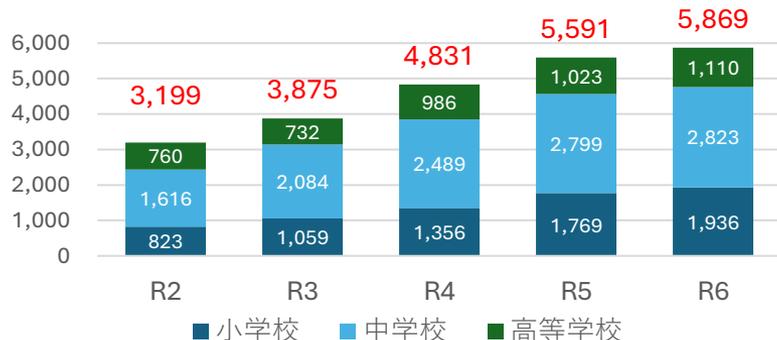
### (学校外での多様な学びへの支援)

- 経済的な事情がある利用世帯へのフリースクールの利用料を補助
- フリースクールが行う体験活動への支援、専門家派遣

### (その他)

- 専門的な支援機関につなぐためのやりとりを行うAIチャットの実証事業を新たに開始

不登校児童生徒の推移(公立学校)



## 外国人児童生徒への支援

多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業

(予算額:40,011千円)

- 小中学校向け「外国人児童生徒巡回相談員」を増員  
(20人⇒22人)

【一部新】社会的自立をめざす外国人生徒支援事業 (予算額:18,431千円)

- 高校向け「外国人生徒支援専門員」や「日本語指導アドバイザー」を引き続き配置
- 外国人生徒が多く在籍する高校にコミュニケーションを円滑にするための「AI翻訳機」を新たに導入



日本語指導が必要な児童生徒数は増加(公立学校) ※R7年5月現在

年度	R3	R4	R5	R6	R7
小学校	1,690	1,761	1,765	1,897	1,953
中学校	609	593	731	725	824
義務教育学校	2	2	3	1	3
県立高校	288	276	276	255	297
特別支援学校	58	68	67	58	68
合計	2,657	2,700	2,842	2,936	3,145

# 6 学びを支える教育環境の整備

「学校の活性化」「教職員の働き方改革」「ICT教育」「学校施設の整備」

令和8年度  
注力取組

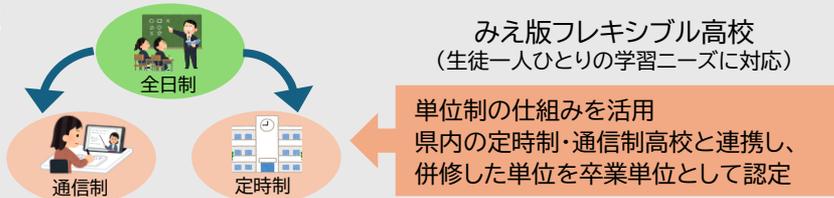
- ① 「みえ版フレキシブル高校」の設置をめざした研究を開始
- ② 教員採用試験(第一次選考)の問題作成を事業者に委託
- ③ 遠隔授業配信センター(R9年度本格配信)の整備を促進

【問い合わせ先】  
 高校教育課 (224-3002)  
 教育政策課 (224-2951)  
 研修推進課 (226-3571)  
 教職員課 (224-2959)  
 学校経理・施設課 (224-2955)

## 地域との協働と学校の活性化の推進

### 【一部新】高等学校活性化推進事業 (予算額:32,649千円)

- 全日制・定時制・通信制の枠組みにとらわれない新しいタイプの全日制高校(みえ版フレキシブル高校)の設置に向けた研究
- 普通科高校の特色化を進めるため、大学・地域企業と連携した高度な探究学習プログラムを開発



### 教育改革推進事業 (予算額:4,332千円)

県立高等学校の特色化・魅力化や規模・配置の適正化を図るため、次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」を策定

## ICTを活用した教育の推進

### 多様な学習コンテンツを提供する遠隔授業システム整備事業 (予算額:7,893千円)

受信側の高校における受信環境の整備と試験配信(令和9年度本格配信)

## 教職員の資質向上と働き方改革の推進

### 【一部新】教職員研修事業 (予算額:44,303千円)

持続可能で質の高い教育を提供できるようミドルリーダーのマネジメント研修を実施

### 【一部新】教員採用試験事務費 (予算額:8,805千円)

「教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会」に参画し、協議会において選定した事業者の問題作成を委託

### 教職員をサポートする専門的な人材を配置

- 不登校生徒等への遠隔授業配信をサポートする「不登校遠隔授業アシスタント」を新たに配置
- 部活動の顧問として技術的な指導を行う「部活動指導員」を増員
- 学校教材の準備等を行う「スクール・サポート・スタッフ」をすべての公立学校に引き続き配置

## 学校施設の整備

### 【一部新】校舎その他建築費 (予算額:4,042,306千円)

避難所に指定されている県立高校体育館に空調設備を導入(5校)するなど、県立学校施設の計画的な施設整備を実施

## 文化財の保存・活用・継承

### 【一部新】文化財保存管理事業 (予算額:9,328千円)

市町と連携し文化財建造物の現況を把握し、県内の歴史的建造物データベースを整備

# 7 令和8年度における主な国費活用事業

「高校授業料の無償化」「学校給食費の負担軽減」「高等学校等教育改革促進基金を活用した取組」

令和8年度  
注力取組

- ① 公立私立を含めたいわゆる「高校授業料の無償化」が実現
- ② 公立小学校等の「学校給食費の負担軽減」が実現
- ③ N-E.X.T.(ネクスト)ハイスクール構想に基づき、新たな基金を創設して高校教育改革の取組を支援

【問い合わせ先】  
教育財務課 (224-2940)  
保健体育課 (224-2969)  
高校教育課 (224-3002)

## 高校授業料の無償化

【一部新】高校生等教育費負担軽減事業 (予算額:4,305,380千円)

いわゆる高校無償化に対応するため、就学支援金(授業料への支援)や奨学給付金(授業料以外の教育費への支援)の対象を拡充。

令和7年度

【高等学校等就学支援金+高校生等臨時支援】

従来の就学支援金に加え、収入要件により就学支援金の支給対象外となる生徒に臨時支援金を支給。これにより、公立高校については実質的に授業料が無償化(全額国費負担)

【高校生等奨学給付金】

生活保護世帯及び住民税所得割非課税世帯を対象に給付(財源負担:国1/3、県2/3)

令和8年度

【高等学校等就学支援金】

高等学校等就学支援金の収入要件を撤廃。  
(財源負担:国3/4、県1/4) ※県1/4分は交付税措置

【高校生等奨学給付金】

給付対象を世帯年収約490万円未満の中所得世帯まで拡充。  
(財源負担:国1/2、県1/2)



## 学校給食費の負担軽減

【新】給食費負担軽減事業 (予算額:4,540,954千円)

保護者の負担軽減のため、公立小学校等の学校給食の食材費を支援  
※1人当たり月5,200円上限(特別支援学校小学部は月6,200円上限)



## 高等学校等教育改革促進基金を活用した取組

【新】高等学校教育改革促進事業 (予算額6,060,000千円) ※3年間の総額

基金積立金を活用し、改革を先導する県立高校を支援

【改革の種類と取組例】(※国の説明資料より)

- 新時代の担い手となる専門人材育成  
→最先端の産業施設の整備、企業人材を外部講師として招聘
- 理数系人材育成  
→文理融合のカリキュラム開発、理科実験施設の改修
- 多様な教育機会の確保  
→遠隔授業の設備整備、小規模校同士をつなぐ探究活動の開発

### 3 その他の主要事業

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>《政策名：防災・減災、県土の強靱化》</p> <p>〈施策名：(1-2)地域防災力の向上〉</p> <p>1 災害時学校支援事業 <span style="float: right;">590千円</span></p> <p style="text-align: center;">【(1-2-4)学校における防災教育の推進】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 2事務局費)</p> <p>避難所の開設・運営や学校の再開準備、児童生徒の心のケアなど、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員による「三重県災害時学校支援チーム」において、大規模災害発生時には隊員を被災した学校に派遣して、学校教育の早期再開を支援します。また、民間団体・企業等との連携による災害時の子ども支援の仕組みづくりを進め、市町との連携につなげます。</p>	<p>教育総務課 (224-3301)</p>
<p>《政策名：人権・ダイバーシティ》</p> <p>〈施策名：(12-1)人権が尊重される社会づくり〉</p> <p>1 人権感覚あふれる学校づくり事業 <span style="float: right;">652千円</span></p> <p style="text-align: center;">【(12-1-2)人権教育の推進】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6人権教育費)</p> <p>教育活動全体を通じて、子ども一人ひとりの存在や思いが大切にされる「人権感覚あふれる学校づくり」が進められるよう、人権学習指導資料の効果的な活用や人権教育カリキュラムの改善等について研究を行い、その成果を報告書や研修等で全ての県立学校に広めます。</p> <p>2 人権教育研究推進事業 <span style="float: right;">1,838千円</span></p> <p style="text-align: center;">【(12-1-2)人権教育の推進】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6人権教育費)</p> <p>三重県人権教育基本方針に基づき「人権感覚あふれる学校づくり」を進めるため、学校や中学校区を指定し、差別解消に向けた意欲を育む学習活動等の研究を行い、その取組手法や指導内容等の普及を図ります。校種間で協働して人権教育の授業研究を行い、子どもに権利の主体者としての意識を育むとともに、差別解消に向けた行動力を育成します。</p>	<p>人権教育課 (224-2732)</p> <p>人権教育課 (224-2732)</p>

3 人権教育活動推進事業	1,358千円	人権教育課 (224-2732)
<p style="text-align: center;">【(12-1-2) 人権教育の推進】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6人権教育費)</p> <p>学校における人権教育を進めるため、学校への指導助言を行うとともに、市町の人権教育担当を対象に、教員の実践力向上や指導力育成のための会議を開催します。</p>		
4 人権教育研修事業	1,363千円	人権教育課 (224-2732)
<p style="text-align: center;">【(12-1-2) 人権教育の推進】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6人権教育費)</p> <p>学校における人権教育を推進するため、小・中・義務教育学校、県立学校の管理職等を対象とした研修を実施します。また、県立学校において、学校や地域で人権教育推進のリーダーとなって実践できる人材を養成します。</p>		
5 「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット事業	1,980千円	人権教育課 (224-2732)
<p style="text-align: center;">【(12-1-2) 人権教育の推進】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6人権教育費)</p> <p>「人権が尊重される三重」をつくる主体者の育成を図るため、異校種の子どもたちが集まり、各校、各地域で取り組んだ人権学習や地域に人権尊重の意識を広める教育活動の成果を発表するとともに、差別を解消するために自分たちにできることを話し合うこどもサミットを開催します。</p>		
<p>《政策名：教育》</p>		
<p>〈施策名：(14-1)未来の礎となる力の育成〉</p>		
1 みえの学力向上県民運動推進事業	61千円	学力向上推進 プロジェクト チーム (224-2931)
<p style="text-align: center;">【(14-1-1) 確かな学力の育成】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 2事務局費)</p> <p>学校・家庭・地域が一体となった学力向上の取組を進めるため、みえの学力向上県民運動の趣旨や取組内容について、関係団体と連携し、周知・啓発を行います。</p>		
2 高校芸術文化祭費	3,607千円	高校教育課 (224-3002)
<p style="text-align: center;">【(14-1-2) 豊かな心の育成】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4教育指導費)</p> <p>音楽、美術、演劇など高校生の芸術文化の技術と創造力を磨き、芸術文化活動の活性化を図るとともに、生徒相互の交流を深め、豊かな人間性を育成するため、みえ高文祭の開催支援や、全国高等学校総合文化祭、近畿高等学校総合文化祭への生徒派遣などの支援を行います。</p>		

3 小中学校指導運営費	72,052千円	小中学校教育課
【(14-1-2) 豊かな心の育成】		(224-2963)
(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4教育指導費)		
市町および小中学校を訪問して、学習指導要領に基づく授業実践や、学力向上の取組を支援します。きめ細かな支援を行うため、授業等で学級支援を行う学習指導員の配置を拡充します。		
4 学校保健総合支援事業	2,612千円	保健体育課
【(14-1-3) 健やかな身体の育成】		(224-2969)
(第10款 教育費 第7項 保健体育費 1保健体育総務費)		
現代的な子どもの健康課題である「歯と口の健康づくり」「性に関する指導」について、専門医等を学校に派遣して児童生徒や教職員の指導・助言を行うとともに、「心の健康（メンタルヘルス）」については、専門医等を招聘して教職員等を対象にした講演会を実施し、学校における健康教育の充実を図ります。国事業を活用して、子どもたちへの相談やケアを行う養護教諭を支援するため、経験豊富な人材を派遣し、指導助言や業務代替を行います。		
5 がんの教育総合推進事業	441千円	保健体育課
【(14-1-3) 健やかな身体の育成】		(224-2969)
(第10款 教育費 第7項 保健体育費 1保健体育総務費)		
子どもたちが、がんについて正しく理解したり、自他の健康と命の大切さについて考えを深めたりできるよう、医療関係者やがん経験者などの外部講師と取り組むがん教育を推進します。また、指導者向け研修を実施し、がん教育の意義や指導内容等を学ぶ機会を提供します。		
〈施策名： (14-4)いじめや暴力のない学びの場づくり〉		
1 教育相談事業（一部再掲）	94,223千円	研修企画・支援課
【(14-4-2) いじめや暴力のない学びの場づくり】		(226-3516)
(第10款 教育費 第1項 教育総務費 5総合教育センター費)		
臨床心理相談専門員による子どもの心の問題の解決に向けた専門的教育相談を行うとともに、学校での教育相談体制を支援するための派遣を行います。相談スキルに応じた研修や、校内相談体制づくりを推進する中核的リーダーの育成研修を実施し、教職員の教育相談に係る資質・能力の向上を図ります。また、不登校児童生徒支援に係る研修は、校内教育支援センター指導員も対象にして実践力向上を図ります。いじめ相談への対応について学ぶ教職員研修を実施します。いじめ電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を引き続き実施します。		

<p>〈施策名： (14-6) 学びを支える教育環境の整備〉</p>	<p>1 地域と学校の連携・協働体制構築事業 23,190千円 (28,690千円 ※R7年度2月補正予算含みベース)</p>	<p>小中学校教育課 (224-2963)</p>
<p>【(14-6-1) 地域との協働と学校の活性化の推進】 (第10款 教育費 第1項 教育総務費 4教育指導費)</p> <p>地域とともにある学校づくりを進めるため、地域学校協働活動推進員の配置や、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な導入や充実に向けて取り組む市町を支援します。また、地域未来塾など放課後等に補充的な学習支援に取り組む市町に対して補助を行います。中学校における休日の文化部活動の地域展開が円滑に進むよう、市町に対して受け皿確保などの課題への助言を行うコーディネーターの配置や運営団体における指導者の配置等の補助を充実させます。</p>	<p>2 県立学校教職員健康管理対策費 96,330千円 【(14-6-2) 教職員の資質向上と働き方改革の推進】 (第10款 教育費 第1項 教育総務費 8教職員厚生費)</p>	<p>福利・給与課 (224-2939)</p>
<p>県立学校教職員の生活習慣病等を早期発見・早期治療するため、定期健康診断を実施します。また、時間外労働等のデータを管理する「過重労働対策報告システム」を活用し、過重労働による健康障害の予防を図ります。</p>	<p>3 教職員メンタルヘルス対策費 7,678千円 【(14-6-2) 教職員の資質向上と働き方改革の推進】 (第10款 教育費 第1項 教育総務費 8教職員厚生費)</p>	<p>福利・給与課 (224-2939)</p>
<p>教職員の精神神経系疾患を予防するため、心の健康について正しく認識し、自らが早期に気づき、適切に対処できるよう研修や啓発を行うとともに、精神科医や臨床心理士による相談体制の充実を図ります。また、教職員が早期に病気回復と職場復帰を果たせるよう、精神科医による管理職とのケースカンファレンスを実施し、職場復職支援および支援体制の充実を図ります。</p>	<p>4 情報教育充実支援事業 454,659千円 【(14-6-3) ICTを活用した教育の推進】 (第10款 教育費 第4項 高等学校費 2高等学校管理費)</p>	<p>高校教育課 (224-3002)</p>
<p>情報教育等で使用している情報教室(パソコン教室)の学習用端末や、老朽化している電子黒板機能付きプロジェクタを更新します。学校図書館資料が有効に活用されるよう、県立学校図書館資料共有ネットワークシステムを更新します。</p>		

<p>《政策名：子ども》</p> <p>〈施策名：(15-1)子どもが豊かに育つ環境づくり〉</p> <p>1 高等学校等進学支援事業 136,963千円</p> <p style="text-align: right;">【(15-1-3)子どもの貧困対策の推進】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4教育指導費)</p> <p>高等学校・高等専門学校生徒に対する修学奨学金の貸与により、経済的な理由で修学が困難な生徒を支援します。</p> <p>〈施策名：(15-2)幼児教育・保育の充実〉</p> <p>1 就学前教育の質向上事業 2,410千円</p> <p style="text-align: right;">(9,910千円 ※R7年度2月補正予算含みベース)</p> <p style="text-align: right;">【(15-2-1)幼児教育・保育サービスの充実】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4教育指導費)</p> <p>幼児教育の質の向上と幼保小の円滑な接続を進めるため、幼児教育スーパーバイザーおよび幼児教育アドバイザーを市町や施設へ派遣し、研修支援等を行います。幼保小の円滑な接続に係る協議会（「架け橋期カリキュラム作成検討委員会」）を開催し、幼保小接続の手引きの改訂を行います。</p> <p>《政策名：文化・スポーツ》</p> <p>〈施策名：(16-1)文化と生涯学習の振興〉</p> <p>1 地域文化財総合活性化事業 90,000千円</p> <p style="text-align: right;">【(16-1-2)文化財の保存・活用・継承】</p> <p>(第10款 教育費 第6項 社会教育費 6文化財保護費)</p> <p>国・県指定等文化財の所有者等が行う修復等の保存事業に対して、技術的な助言と必要な経費についての支援を行うとともに、所有者等による公開・活用等への取組を促進します。</p> <p>2 世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進費 2,069千円</p> <p style="text-align: right;">【(16-1-2)文化財の保存・活用・継承】</p> <p>(第10款 教育費 第6項 社会教育費 6文化財保護費)</p> <p>世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用のため、文化庁や奈良県・和歌山県および関係市町と連携した取組を行うとともに、資産の保存・管理に多様な主体が参画できるよう講習会・講演会等の開催や、市町が実施する世界遺産追加登録資産の学術調査について、技術的支援を行います。また、「鳥羽・志摩の海女漁の技術」を含む海女漁および「伊勢太神楽」「御頭神事」を含む神楽がユネスコ無形文化遺産に登録されるよう、機運の醸成に努めます。</p>		<p>教育財務課 (224-2940)</p> <p>小中学校教育課 (224-2963)</p> <p>社会教育・文化財保護課 (224-2999)</p> <p>社会教育・文化財保護課 (224-3328)</p>
--	--	---

3 受託発掘調査事業	38,486千円	社会教育・文化財保護課 (224-3328)
<p style="text-align: center;">【(16-1-2) 文化財の保存・活用・継承】</p> <p>(第10款 教育費 第6項 社会教育費 6文化財保護費)</p> <p>国等が実施する事業地内にある埋蔵文化財を適切に保護するための調整を行うとともに、必要となる発掘調査と記録作成を行います。</p>		
4 社会教育推進体制整備事業	2,668千円	社会教育・文化財保護課 (224-3322)
<p style="text-align: center;">【(16-1-4) 社会教育の推進と地域の教育力の向上】</p> <p>(第10款 教育費 第6項 社会教育費 1社会教育総務費)</p> <p>社会教育の振興を図るため、社会教育関係者を対象に研修や情報交換を行うとともに、地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施します。博物館法の改正に伴う審査登録を行うとともに、社会教育団体が県内で開催する研究大会を支援します。</p>		
5 鈴鹿青少年センター費	135,016千円	社会教育・文化財保護課 (224-3322)
<p style="text-align: center;">【(16-1-4) 社会教育の推進と地域の教育力の向上】</p> <p>(第10款 教育費 第6項 社会教育費 1社会教育総務費)</p> <p>民間がもつノウハウを活用することによって、青少年をはじめ幼児から高齢者まで幅広い世代に、効果的・効率的に体験活動等の機会を提供します。また、公園(鈴鹿青少年の森)と一体的な管理運営を行います。</p>		
6 熊野少年自然の家費	46,323千円	社会教育・文化財保護課 (224-3322)
<p style="text-align: center;">【(16-1-4) 社会教育の推進と地域の教育力の向上】</p> <p>(第10款 教育費 第6項 社会教育費 1社会教育総務費)</p> <p>優れた自然環境を活用して、青少年を対象とした幅広い自然体験活動の機会を提供します。利用者に安全で快適な施設として管理・運営していくため、経年劣化している施設および設備の維持修繕、更新を計画的に実施します。</p>		
7 埋蔵文化財センター管理運営費	112,837千円	社会教育・文化財保護課 (224-3328)
<p style="text-align: center;">【(16-1-2) 文化財の保存・活用・継承】</p> <p>(第10款 教育費 第6項 社会教育費 6文化財保護費)</p> <p>埋蔵文化財に係る必要な発掘調査や適切な保存管理を行うための恒温恒湿収蔵庫や新設収蔵庫の整備を行うとともに、展示施設や多機能トイレの整備を行い、文化財の公開・活用環境を整え、県民への公開・普及を促進します。文化財を活用した体験事業やイベント、学校において文化財に触れられる出前授業等を行い、子どもたちの郷土への愛着を育みます。</p>		

## 2 ツキノワグマ出沒時における学校の対応について

近年、全国の様々な地域において、市街地や集落など人の生活圏でのクマの被害が発生しており、クマ出沒に対する学校生活や登下校の安全確保や不安解消について、これまであまりクマの出沒が見られなかった地域も含め、対応が求められているところです。

クマの出沒に対する学校及び登下校の安全確保について、令和7年10月30日付けの文部科学省事務連絡で、クマの出沒時の安全対策や連絡体制などを検討し、危機管理マニュアルに記載するよう依頼があったことを踏まえ、県教育委員会は「学校管理下における危機管理マニュアル」（令和8年3月改訂）にクマ出沒時の対応を記載することとします。

この内容等を参考にして、各学校の危機管理マニュアルに、クマ出沒にかかる対応を記載し、対策を強化していただきますようお願いいたします。

### 1 「学校管理下における危機管理マニュアル」に記載するツキノワグマ出沒時の主な対応のポイント

#### (1) 状況把握、児童生徒の安全確保、関係機関との連携

- ・市町の獣害対策担当課、警察署、県農林（水産）事務所などの関係機関と連携を密にし、常に最新の情報を入手する。
- ・ツキノワグマ出沒時の学校活動について、判断に迷う場合には市町、警察署に助言・協力を求める。

#### (2) 保護者への連絡と情報提供、協力依頼

- ・関係機関から得た情報については、随時保護者に提供し、注意喚起を行う。
- ・通学路にツキノワグマが出沒する危険性がある場合は、保護者の自家用車による送迎、臨時休業又は自宅でのオンライン授業等を検討し、保護者の理解を得るよう努める。

#### (3) 連絡体制や指揮系統の整備

- ・市町、警察署、県農林（水産）事務所などの関係機関に対して、積極的に情報収集を行うとともに、それぞれの役割を確認しておく。

#### (4) 危険予測、回避能力の育成

- ・学級活動やホームルーム活動等で、県農林水産部が作成した注意喚起のチラシ等を活用し、児童生徒に対する安全指導やツキノワグマに遭遇しないための行動などに関する指導を行うとともに、学級だより等を通じ、保護者に対しても家庭内で注意喚起を行うよう働きかける。

## 2 県教育委員会の対応

県教育委員会作成の「学校管理下における危機管理マニュアル」（令和8年3月改訂）に、別紙のとおりクマ出没時の対応を記載する予定です。

新たな危機管理マニュアルは令和8年4月に県立学校、市町等教育委員会に送付するとともに、県教育委員会HPにも掲載します。

また、令和7年度12月補正予算により、スクールガード活動に必要なクマ被害対策に係る消耗品（クマ撃退スプレー、クマ鈴）を、希望があった市町に支給することとしています。年度内に物品を購入し、各市町への支給を完了する予定です。

## 3 市町等教育委員会への依頼事項

学校周辺でクマが出没した際に、適切に対応することができるよう、「学校管理下における危機管理マニュアル」に記載する内容も参考にしながら、各学校の危機管理マニュアルを改訂するとともに、学校における研修等にもご活用いただきますようお願いいたします。

## ツキノワグマの出没

学校の近くの住宅街で、連日、ツキノワグマの目撃情報が続いており、前日には、学校近くの商店敷地内に設置されているゴミ箱が荒らされた。

### ○ ツキノワグマ出没時の対応のポイント

#### 状況把握、児童生徒の安全確保、関係機関との連携

- ・管理職は、ツキノワグマの出没事案を認知後、直ちに市町及び管轄する警察署に状況や被害防止対策を問い合わせ、正確な情報を把握する。
- ・事実とかけ離れた噂が流布することから、管理職が情報を一元化して管理し、正確な情報を児童生徒、保護者、教職員に提供する。
- ・児童生徒の登校前にツキノワグマ出没事案を認知した場合、管理職は、把握した情報を基に登下校時における児童生徒の安全確保に向けた対応を行う。
- ・児童生徒の登下校時間帯にツキノワグマ出没事案を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、市町、警察署等と連携し、通学路の見回り等を行うことを検討する。教職員が見回りを行う際には、自動車に乗車するなど自らの安全を確保できる方法で行う。ツキノワグマ出没地点の近くで登下校中の児童生徒を発見した場合は、緊急的な避難の措置を講じる。
- ・児童の在校中にツキノワグマ出没事案を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、予め定めておいた引き渡しのルールに基づき、児童のみでは下校させず、保護者に児童を直接引き渡して下校させる。
- ・屋外での活動の実施については、ツキノワグマの出没状況を踏まえて判断する。なお、児童生徒の安全確保が保障できない場合は、中止する。
- ・ツキノワグマが学校周辺に出没する可能性が低く、屋外での活動を実施する場合であっても、近隣地域にツキノワグマの出没事案があれば、教職員による見守りを強化するとともに、市町や警察署から常に最新の情報を入手し、万が一の場合に備えて児童生徒の避難経路と避難場所を確認する。
- ・市町、警察署、県農林（水産）事務所、などの関係機関と連携を密にし、常に最新の情報を入手するとともに、必要に応じて学校の安全対策について助言・協力を求める。通学路の見守りを行う際は、関係機関と連携し、教職員が自らの安全を確保できる方法により行う。
- ・管理職は、学校の安全対策について市町等教育委員会、県教育委員会へ連絡し、対応状況について適宜報告する。
- ・報道機関や関係機関への対応は窓口を一本化し、管理職が当たる。
- ・ツキノワグマ出没時の学校活動について、判断に迷う場合には市町、警察署に助言を求める。

## **保護者への連絡と情報提供、協力依頼**

- ・関係機関から得た情報については、随時、保護者に提供し、注意喚起を行う。
- ・学校の対応方針について決定したら、直ちに保護者に対し、電話やメールなど確実に伝達される方法により連絡を行う。なお、通学路にツキノワグマが出没する危険性がある場合は、保護者の自家用車による送迎、臨時休業又は自宅でのオンライン授業等を検討し、保護者からの理解を得るよう努める。

## **○ 発生に備えた対応策（未然防止策）のポイント**

### **連絡体制や指揮系統の整備**

- ・市町、警察署、県農林（水産）事務所などの関係機関と普段から意思疎通を図り、それぞれの役割や対応を確認しておく。
- ・連絡体制図や対応のフロー図などを作成し、休日・夜間の緊急時に適切かつ迅速な対応がとれるようにしておく。
- ・管理職は、平日頃から危機意識をもち、事案発生時に迅速な判断・対応ができるよう、危機管理体制を確立する。

### **危険予測、回避能力の育成**

- ・学級活動やホームルーム活動等で、県農林水産部が作成した注意喚起のチラシ等を活用し、児童生徒に対する安全指導やツキノワグマに遭遇しないための行動などに関する指導を行うとともに、学級だより等を通じ、保護者に対しても家庭内で注意喚起を行うよう働きかける。

## **○ 参考文献**

- ・三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル（令和6年3月改訂 三重県）
- ・クマ類の出没対応マニュアル-改訂版-（令和3年3月 環境省自然環境局）
- ・クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について（令和7年10月30日 文部科学省事務連絡）
- ・ツキノワグマ出没情報マップ（MieClickMaps）、ツキノワグマ出没注意喚起チラシ等  
<https://www.pref.mie.lg.jp/JTAISAKU/HP/m0114900048.htm>

### 3 スマートフォン向け三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」について

南海トラフ地震などの災害発生に備え、県民の皆さんや県内に旅行に来られる方の避難を支援するため、県は令和6年11月から防災アプリ「みえ防災ナビ」の運用を行っています。

災害発生時、児童、教職員の命を守るためのひとつの手段として、当アプリをご活用いただきますようお願いします。

本会議終了後に、各市町等教育委員会あてにメールで周知依頼をお送りいたしますので、各小中学校に周知いただきますよう、お願いいたします。

#### 1 「みえ防災ナビ」について

##### (1) みえ防災ナビの機能

- ・ 現在地周辺の避難所・避難場所の自動検索と道順案内
- ・ 土砂災害警戒区域・浸水想定区域などのハザードマップ表示
- ・ 現在地の防災情報や危険性情報の表示
- ・ 防災情報のプッシュ通知、一覧表示
- ・ 非常時の持ち出し品や避難行動など、個人の避難計画を事前に登録可能

##### (2) 令和7年12月9日に追加した新たな機能

- ・ 避難所・避難場所までの音声案内機能の追加
- ・ 道路観測カメラ画像閲覧機能の追加
- ・ 災害用伝言ダイヤル（171）画面の追加

#### 2 学校管理下における児童生徒の安全確保のための利用について

修学旅行や校外学習など、引率する教職員がはじめての場所や慣れない場所で災害が発生した場合、最寄りの避難所・避難場所までの道順を案内してくれる当アプリは、児童生徒の生命を守る有効な手段となります。（みえ防災ナビは全国の避難所・避難場所が登録されています）

教職員や児童生徒が所有するスマートフォン等に「みえ防災ナビ」をインストールし、災害発生時の安全確保に活用してください。

#### 3 「みえ防災ナビ」のタブレットでの利用について

iPadでの利用は問題ありませんが、Androidタブレットでは画面の表示が崩れる場合があります。一人一台端末で利用する場合はご留意ください。

\* 「みえ防災ナビ」の詳細は、こちらのQRコードからご確認ください。



# みえ防災ナビ



## 備えること、いまできること

【機能例】※画面はイメージ

付近の避難場所を検索し、道順を案内できます。

選択した避難場所が目的地に設定されます。



道順上に現在地が表示されます。



写真：国府地区③津波避難タワー（志摩市）

### いざという時、避難に必要な情報を届けます

地震・気象情報

避難場所等

ハザードマップ



ダウンロードはこちら！

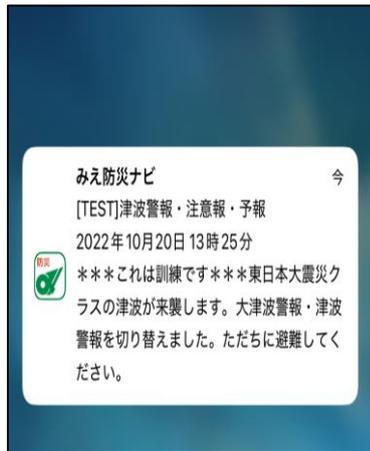
# 「みえ防災ナビ」で防災対策

## 特徴①

どこにいても周辺の避難場所や道順を確認できる！

### 津波警報などの発表

#### プッシュ通知



現在地における避難に関する情報などをお知らせします。

#### ハザードマップ・避難場所などの表示



現在地周辺の避難場所や災害リスクなどを表示します。

#### 避難場所などへの道順案内



現在地から選択した避難場所への道順を案内します。

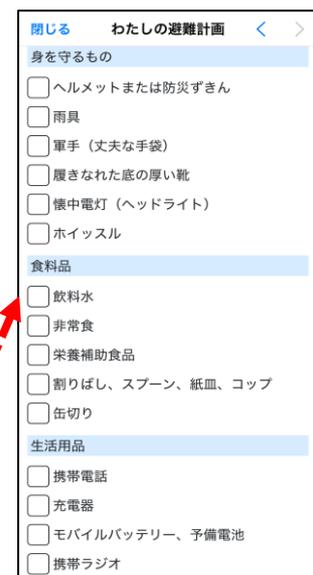
## 特徴②

台風などに備え事前に避難計画を登録できる！

#### 避難計画登録



#### 【非常時の持ち出し品】



非常時の持ち出し品や避難先などを個人の避難計画として事前に登録できます。

日本語のほか8言語で情報発信しています。

<英語、中国語(繁体・簡体)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語>

使い方について詳しくはWEBで

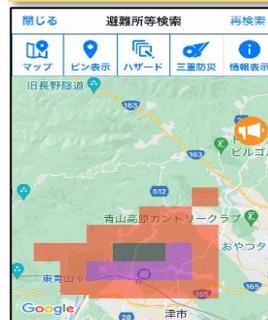
## 特徴③

様々な防災情報をまとめて確認できる！

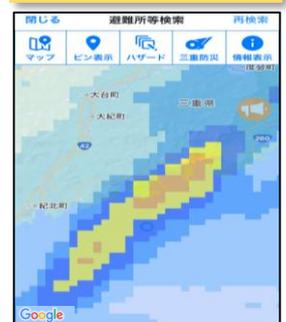
#### 河川水位



#### 土砂災害危険度



#### 雨雲レーダー



#### 道路通行止



「河川水位」や「道路通行止」など様々な防災情報を地図で確認できます。



## 4 公立小中学校の教職員配置と専門人材・地域人材の活用について

### 1 国の加配定数を活用した少人数学級

#### (1) 政府予算

- 国において、中学校の学級編制標準について、義務標準法が改正され、令和8年度から3年かけて35人に計画的に引き下げられることとなりました。令和8年度は、中学校1年生の学級編制標準が35人に引き下げられます。

	R4	R5	R6	R7	R8
学級編制標準 40人→35人	小3	小4	小5	小6	中1

#### (2) 本県の対応案

- 中学校の少人数学級について、国の学級編制標準が計画的に引き下げられていくことをふまえ、令和7年度、国に先がけて中学校1年生35人学級編制、中学校2年生35人学級編成（下限25人）としました。令和8年度は、これまでの本県独自の小学校1・2年生の30人学級（下限25人）に加え、中学校2年生を35人学級（下限なし）、中学校3年生を35人学級（下限25人）とし、児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行い、安心して学べる環境づくりを推進していきます。

### 2 教職員定数の概要

#### (1) 学校数 ※（ ）は分校で外数 小学校には義務教育学校2含む

校種	令和7年度		令和8年度		増減	
	数	( )	数	( )	数	( )
小学校	338	(2)	326	(2)	△12	±0
中学校	147	(2)	143	(2)	△4	±0
計	485	(4)	469	(4)	△16	±0

#### (2) 児童生徒数（予算見込）※小学校に義務教育学校前期課程、中学校に後期課程を含む

校種	令和7年度	令和8年度	増減
小学校	81,057	78,405	△2,652
中学校	43,303	42,325	△978
計	124,360	120,730	△3,630

#### (3) 標準学級数（各年度4月1日時点、増減は前年度比）

※令和8年度は1月16日現在の見込数

##### 【普通学級数】

校種	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	数	増減								
小学校	3,210	△12	3,205	△5	3,176	△29	3,151	△25	3,040	△111
中学校	1,296	△23	1,284	△12	1,276	△8	1,255	△21	1,285	+30
計	4,506	△35	4,489	△17	4,452	△37	4,406	△46	4,325	△81

### 【特別支援学級数】

校種	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
小学校	899	+14	915	+16	950	+35	983	+33	1,008	+25
中学校	366	+24	382	+16	390	+8	415	+25	430	+15
計	1,265	+38	1,297	+32	1,340	+43	1,398	+58	1,438	+40

### (4) 条例定数

校種	職	令和7年度	令和8年度	増減
小学校	校長及び教員	5,882	5,794	△88
	養護教員	346	334	△12
	栄養教諭及び学校栄養職員	105	102	△3
	事務職員	365	356	△9
	計	6,698	6,586	△112
中学校	校長及び教員	3,345	3,373	+28
	養護教員	151	151	±0
	栄養教諭及び学校栄養職員	34	32	△2
	事務職員	177	183	+6
	計	3,707	3,739	+32
合計		10,405	10,325	△80

### (5) 国定数と県単定数

校種	定数	令和7年度	令和8年度	増減
小学校	国定数	6,648	6,538	△110
	県単定数	50	48	△2
	計(条例定数)	6,698	6,586	△112
中学校	国定数	3,644	3,676	+32
	県単定数	63	63	±0
	計(条例定数)	3,707	3,739	+32
計	国定数	10,292	10,214	△78
	県単定数	113	111	△2
	合計(条例定数)	10,405	10,325	△80

## 3 教職員配置について

- ・ 普通学級に在籍している特別な支援が必要な児童生徒への対応、外国人児童生徒への対応、不登校児童生徒や問題行動を来す児童生徒への対応、小学校英語への対応など、多様化・複雑化する学校の課題に対応できるように、国の加配定数をできるだけ確保し、県単加配と合わせて教職員を配置します。
- ・ 外国人児童生徒教育及び通級指導については、国の計画的な基礎定数化（R8で完了）により支援を充実します。

- ・ 特別支援学級については、市町等教育委員会からの要望をふまえ、可能な範囲で増設します。
- ・ 少人数教育にかかる国の加配定数は、中学校1年生の学級編制標準が35人に引き下げられ基礎定数化されたことから、一部減となります。
- ・ 教職員と専門人材・地域人材の適切な配置を進めるため、少人数教育の県単定数・非常勤については、段階的に減じていくこととし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、部活動指導員等の専門人材の配置を拡充していきます。
- ・ 今後とも、基本となる教員配置が国で確実に措置されるよう要望を継続するとともに、様々な教育課題への対応や教員の働き方改革が進むよう、教職員を適正に配置していきます。

#### 4 主な加配定数 ※国定数は要望中であり、現時点での見込みです。

※一部、基礎定数を含んでいます。

##### (1) 少人数教育

###### ①定数

	校種	令和7年度	令和8年度	増減
国定数	小学校	46	42	△4
	中学校	150	93	△57
	計	196	135	△61
県単定数	小学校	18	16	△2
	中学校	5	5	±0
	計	23	21	△2
計	小学校	64	58	△6
	中学校	155	98	△57
	合計	219	156	△63

###### ②非常勤

	校種	令和7年度	令和8年度	増減
国振替	小学校	37.5	52.5	+15.0
	中学校	65.0	90.0	+25.0
	計	102.5	142.5	+40.0
県単非常勤	小学校	54.5	40.0	△14.5
	中学校	18.5	9.0	△9.5
	計	73.0	49.0	△24.0
計	小学校	92.0	92.5	0.5
	中学校	83.5	99.0	15.5
	合計	175.5	191.5	16.0

(2) 小学校英語指導対応非常勤

	校種	令和7年度	令和8年度	増減
国振替	小学校	40.0	40.0	±0
	中学校	10.0	10.0	±0
	計	50.0	50.0	±0
県単非常勤	小学校	47.0	44.0	△3.0
	計	47.0	44.0	△3.0

(3) 専科指導

	種別	令和7年度	令和8年度	増減
国定数	小学校英語	20	20	±0
	小学校専科	6	4	△2
	教科担任制	77	85	+8
	小中一貫	2	2	±0
	計	105	111	+6
国振替	小学校英語対応	12.5	12.5	±0
	小学校体育対応	7.5	7.5	±0
	教科担任制	87.5	97.5	+10.0
	計	107.5	117.5	+10.0

(4) 特別支援教育

①通級指導

	校種	令和7年度	令和8年度	増減
国定数 (基礎定数を含む)	小学校	105	126	+21
	中学校	26	36	+10
	計	131	162	+31
県単臨	小学校	2	0	△2
	中学校	1	0	△1
	計	3	0	△3
計	小学校	107	126	+19
	中学校	27	36	+9
	合計	134	162	+28

※国において、平成29年度から令和8年度までの10年間で、通級指導が必要な児童生徒と指導者の割合を13対1となるよう基礎定数化を実施。

②特別支援教育対応非常勤（特別支援教育コーディネーター補充）

	校種	令和7年度	令和8年度	増減
県単非常勤	小学校	53.0	53.0	±0
	中学校	22.5	22.5	±0
	計	75.5	75.5	±0

(5) 児童生徒支援

	校種	令和7年度	令和8年度	増減
国定数	小学校	92	92	±0
	中学校	101	103	+2
	計	193	195	+2
県単定数	小学校	19	19	±0
	中学校	15	15	±0
	計	34	34	±0
計	小学校	111	111	±0
	中学校	116	118	+2
	合計	227	229	+2

※統合加配(小規模支援含む)R7小15中3、R8小16中6

(6) 外国人児童生徒教育(日本語指導)

	校種	令和7年度	令和8年度	増減
国定数 (基礎定数を含む)	小学校	94	107	+13
	中学校	34	38	+4
	計	128	145	+17
県単臨	小学校	1	0	△1
	中学校	1	0	△1
	計	2	0	△2
計	小学校	95	107	+12
	中学校	35	38	+3
	合計	130	145	+15

※国において平成29年度から令和8年度までの10年間で、日本語指導が必要な児童生徒と指導者の割合を18対1となるよう基礎定数化を実施。

	校種	令和7年度	令和8年度	増減
県単 巡回相談員	小学校	8	10	+2
	中学校	12	12	±0
	計	20	22	+2
県単非常勤	小学校	24.5	24.5	±0
	中学校	9.5	9.5	±0
	計	34.0	34.0	±0

(7) 生徒指導

	校種	令和7年度	令和8年度	増減
国定数	小学校		2	+2
	中学校	10	20	+10
	計	10	22	+12
県単定数	中学校	30	30	±0
	計	30	30	±0
県単非常勤	小学校	11.0	11.0	±0
	中学校	35.0	35.0	±0
	計	46.0	46.0	±0

## (8) 主幹教諭対応非常勤

	校種	令和7年度	令和8年度	増減
国振替	小学校	7.5	10.0	+2.5
	中学校	20.0	17.5	△2.5
	計	27.5	27.5	±0

## 5 主な専門人材・地域人材の配置

### (1) スクールカウンセラー

【R7 : 62,996 時間 R8 : 65,663 時間 4.2%増】

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の学校への配置・派遣時間を拡充し、不登校やいじめの被害にあったり、不安や悩みを抱えたりする児童生徒一人ひとりに応じ、福祉や医療機関等とも連携した支援を推進します。教育支援センターへのSC、SSWの配置を拡充し、専門的な知見からの支援や相談を行うとともに、訪問型支援等を通じて不登校児童生徒への支援に取り組みます。

#### ① 公立小中学校の配置

- ・ 1校あたりの週配置時間

令和7年度 3.4時間、令和8年度 4.0時間

- ・ 児童生徒数、小学校数、不登校児童生徒数の多い中学校区への配置時間増

#### ② 教育支援センターの配置

令和7年度

- ・ 令和7年度から新規で創設された1センターに配置

令和8年度

- ・ 22センターに通級児童生徒数等に応じて配置

### (2) スクールソーシャルワーカー

【R7 : 25,572 時間 R8 : 27,714 時間 8.7%増】

#### ① 公立小中学校の配置

- ・ 1校あたりの配置時間

令和7年度 1.18時間、令和8年度 1.29時間

- ・ 全ての市町に配置し、学校数の多い市町は複数中学校区を拠点に配置

#### ② 教育支援センターの配置

令和8年度 22センターに通級児童生徒数等に応じて配置

### (3) 教育相談員

【R7 : 12,000 時間 R8 : 12,000 時間 ±0 時間】

児童生徒の日常の悩みやストレスに対応する教育相談員を中学校に配置します。

中学校 令和7年度 125校、令和8年度 125校

#### (4) 学習指導員

【R7 : 32,112 時間 R8 : 35,087 時間 9.3%増】

補充的な学習の支援や、授業で教職員の補助を行う学習指導員を配置します。

#### (5) 部活動指導員

【R7 : 208 人 R8 : 238 人 +30 人】

中学校の部活動について、顧問や引率ができる部活動指導員を増員します。

【部活動指導員】 (中学校)

令和7年度 173 人、令和8年度 193 人

【文化部活動指導員】 (中学校)

令和7年度 35 人、令和8年度 45 人

#### (6) スクール・サポート・スタッフ

【R7 : 全校 R8 : 全校 ±0 校】

学習教材の準備やデータ入力などを担うスクール・サポート・スタッフを全ての小中学校に配置します。

【SSSの配置状況】

令和3年度以降 小中学校全校配置

○6 学級以上の小中学校 一人当たり年間 561 時間 (1 日 3 時間×187 日)

○5 学級以下の小中学校 一人当たり年間 280.5 時間の勤務

#### (7) 教頭マネジメント支援員

【R7 : 9 人 R8 : 12 人 +3 人】

小中学校の学校マネジメント等に係る業務 (教職員の勤務管理事務支援、保護者や外部との連絡調整等) を専門的に支援する教頭マネジメント支援員を増員します。

《主な専門人材・地域人材の予算状況》 (県立学校分を含む) 2/16 現在 (単位: 千円)

	R 6	R 7	R 8 (当初見込み)	増減	前年比 (R8-R7)
スクールカウンセラー	364,311	396,548	411,495	+14,947	+3.8%
スクールソーシャルワーカー	113,083	116,496	121,936	+5,440	+4.7%
教育相談員	23,196	24,398	25,295	+897	+3.7%
学習指導員	23,617	61,039	68,807	+7,768	+12.7%
部活動指導員	82,322	93,360	107,570	+14,210	+15.2%
スクール・サポート・スタッフ	351,281	391,067	411,334	+20,267	+5.2%
教頭マネジメント支援員	23,467	37,511	51,852	+14,341	+38.2%

## 5 コンプライアンスの推進について (サービス規律の確保の徹底について)

### 1 本年度の不祥事の発生状況

県教育委員会、市町等教育委員会、学校が一丸となって不祥事根絶に向けて取り組んでいる中、本年度は令和8年2月初旬時点で7件（うち小中学校3件）の懲戒処分を行うとともに、懲戒処分には至らなかったものの、不適切な言動に係る事案も生じるなど、依然として不祥事が相次いで発生しています。

こうした行為により、県民の学校教育への信頼を大きく損なう状況になっており、信頼回復と再発防止に向けて、サービス規律の確保を徹底していく必要があります。

＜本年度の懲戒処分事案・公立小中学校＞

酒気帯び運転	免職	1件
盗撮行為	免職	1件
公文書改ざん	停職 1月	1件

### 2 県教育委員会における不祥事根絶に向けた本年度の取組

#### (1) 児童生徒性暴力等の根絶に向けた取組

##### ①公立学校における盗撮防止に向けた対策

今年度、名古屋市等の教員が児童生徒等を盗撮し、逮捕された事案の報道を受け、県教育委員会事務局内にワーキンググループを設置し、常任委員会での意見や緊急調査の結果及びその分析をもとに検討を重ね、盗撮防止に向けた対策をとりまとめ、9月4日付で県立学校の全ての教職員に周知徹底しました。

#### ○教職員による児童生徒の撮影等に係る取扱い

##### 【取扱いの主なポイント】

- ・撮影等は原則、学校所有の端末を使用する。なお、私用端末については、緊急時及び管理職が許可する場合に限り使用できることとする。
- ・撮影データは学校指定の共有フォルダに保存する。保存後は撮影者以外の教職員が確認の上、端末・記録媒体のデータを速やかに削除する。
- ・共有フォルダのデータは管理職の許可なく学校外へ持ち出さない。
- ・管理職等は、年度当初に取扱いの周知徹底を図るとともに、定期的に画像・映像データが適切に管理されていることを確認する。

## ○盗撮防止に向けた日常的な環境整備、点検

日常的に教室やトイレ等の整理整頓を行う仕組みを構築し、死角をなくすなどカメラ等の撮影機能のある端末を設置できないような環境づくりを行うとともに、点検チェックリスト等を活用し、教室や更衣室、トイレ等の点検を、学期に1回、年間3回、重点的に実施しています。

また、県立学校において、各校に盗撮カメラ探知機を新たに設置し、1月27日、県警等の協力のもと、その利用方法や点検に関する研修を行いました。

なお、市町等教育委員会においても、各市町の実情に応じて、主体的な取組を進めていただいているところです。

## ＜盗撮防止対策のための防犯カメラの設置検討＞

学校における盗撮防止対策のための防犯カメラの設置については、一定の抑止力や性暴力等の疑いが生じた場合、事実確認が適切に行われるなどの有効性がある一方、生徒や教職員のプライバシー、目的外利用の禁止などの観点にも配慮する必要があるとされています。そのため、探知機の利用状況を確認するとともに、他県の状況や県立学校の生徒や保護者、教職員の意見について、調査を実施するなど、引き続き慎重に検討を進めています。

## ②わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関する調査の公表及び公立小学校、特別支援学校小学部での試行実施

令和7年10月、県立高等学校及び特別支援学校高等部・中学部、全ての公立中学校を対象に、教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を実施しました。

3月を目途に、調査結果を公表し、学校において自らの言動を振り返る機会を設けるなど、引き続き、わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメントのない安全・安心な学校づくりに取り組んでいきます。また、昨年度に続き、調査結果を公立小学校にも周知し、小学校教員が児童生徒との関わり方を見直す機会を設けます。

加えて、公立小学校、特別支援学校小学部において、児童の発達段階をふまえて質問項目等を工夫し、調査を実施しています。

## ③「学校におけるハラスメント研修動画－児童生徒性暴力等－」の配信

動画を活用した研修を通して、教職員一人ひとりのハラスメントに対する認識や感度を向上させることにより、児童生徒性暴力等の根絶を図っています。

具体的には、令和6年度、教職員による児童生徒性暴力等の懲戒処分事案が3件発生した状況もふまえ、令和5、6年度に続き、新たに作成したハラスメント研修動画を令和8年1月29日に配信しました。全ての教職員に視聴させることにより、どのような行為や発言が児童生徒性

暴力に当たるのか、児童生徒にどのような影響を与えるのかなどについて教職員の理解を促進します。

## (2) コンプライアンス・ハンドブックの活用

各学校で実施されるコンプライアンス・ミーティング等において、学校の実情に応じてハンドブックの事例シート等を活用することにより、各学校が主体的に不祥事根絶に向けて取り組むとともに、教職員一人ひとりが不祥事を自分事として捉え、コンプライアンス意識の感度を高めていきます。

## (3) 飲酒運転根絶及び交通事故防止に向けた取組

今年度、懲戒処分した酒気帯び運転の事案は、「これぐらいなら大丈夫」といった過信や自分勝手な思い込みから起こした重大な非違行為です。このことから、警察庁が作成したリーフレットの配布等により、飲酒運転根絶を図っています。また、依然としてわき見運転による前方不注意や横断歩道付近における事故が多いことから、交通事故の防止についても周知徹底を図っています。

## 3 市町等教育委員会の取組

市町等教育委員会においては、服務監督権者として、各学校長に対し、県教育委員会が作成したリーフレットを引き続き活用するとともに、職員会議やハンドブックを活用した研修等を通じて、発生した事案を自分事として捉えることのできる機会を設けるよう、指導願います。

学校においては、教職員同士が互いの指導について意見交換したり、気づいたことを指摘し合える雰囲気醸成し、同僚性を高める研修会等を開催するなど、教職員が主体的にコンプライアンスの推進に取り組むよう、指導・助言をお願いします。

管理職員については、定期面談・対話等により、あらかじめ想定される不祥事を、所属職員が一人で抱えることなく早期発見、未然防止に取り組むとともに、日頃のコミュニケーションを大切にするなど、風通しの良い職場環境の整備に努めるよう、指導願います。

## 6 働き方改革の推進について

### (県立学校における教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画)

#### 1 実施計画策定の経緯

教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が未だに課題となっている中、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてより良い教育を行うため、学校における働き方改革が急務になっています。

こうした状況の中、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「法」という。)が改正されました。今回の法改正により、都道府県及び市町村教育委員会は、文部科学大臣が定める指針(以下「国の指針」という。)に即して、教育職員に係る業務量の適切な管理や健康及び福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「実施計画」という。)の策定・公表、実施計画の実施状況の公表、総合教育会議への報告が義務付けられました(法第8条第1項及び第3項)。

#### 2 実施計画の策定

##### (1) 実施計画に定める主な内容

###### ① 目標

- 国の指針に示された、「令和11年度までに時間外在校等時間を月平均30時間程度に削減すること」という政府目標や、「月80時間超の教育職員を早急になくさなければならない」との方針及びこれらをふまえた具体的な目標水準(「1か月の時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%とする」等)に基づき、目標を設定
- 可能な限り、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地域の実情に応じ設定

###### ② 措置の内容

- 業務分担の見直しや業務の適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施
- 具体的には、「学校と教師の業務の3分類」を参考に、学校以外が担うべき業務、教師の業務だがICT活用等により負担軽減を促進すべき業務などを明確にし、役割分担の見直しを推進

###### ③ 計画期間

国の目標達成年度である令和11年度までを念頭に設定

## (2) 県の役割

県教育委員会は、国の指針に即して、県立学校の教育職員を対象とした実施計画を策定します。あわせて、市町等教育委員会が行う実施計画の策定及びその円滑かつ確実な実施について、必要な指導、助言その他の援助に努めます(法第8条第1項及び同条第5項)。

### <実施計画策定に向けた主な経緯>

- 令和7年10月24日(市町等教育委員会業務改善担当者会議)  
実施計画策定の基本方針等の情報共有とともに、文部科学省の「学校における働き方改革推進事業(※)」について情報提供のうえ、参加を呼びかけ  
※ 各市町等教育委員会が専門家による研修やワークショップを通じて業務改善のノウハウを習得し、主体的な計画策定や学校現場での実践につなげることを目的として実施
- 令和7年11月27日  
県実施計画の「素案」を各市町教育委員会へ共有
- 令和8年1月下旬  
県実施計画の「中間案」を各市町教育委員会へ共有

## 3 三重県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の概要 【資料2】のとおり

## 4 今後の予定

### (1) 県教育委員会の予定

令和8年 2月19日	第4回市町等教育長会議(中間案)
3月13日	教育警察常任委員会(最終案)
3月末	実施計画の策定・周知
4月以降	県総合教育会議へ報告

### (2) 各市町等教育委員会における実施計画策定について

令和8年度の早期に、令和8年4月1日時点での計画策定状況等について文科省より調査がある予定です。各市町等教育委員会におかれましては、実施計画を令和7年度内に策定いただくとともに、策定した計画の公表及び総合教育会議への報告については、できるだけ早い時期に対応いただきますようお願いいたします。

### <参考資料>

【資料1】 三重県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(中間案)

【資料2】 三重県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(概要)

三重県立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画(中間案)

令和8年4月

三重県教育委員会

## 目次

はじめに .....	1
1 計画の趣旨等 .....	2
2 これまでの取組.....	2
3 現状と課題 .....	3
4 計画の基本方針.....	10
5 目標 .....	11
6 取組の方向性 .....	12
7 進捗管理.....	16

## はじめに

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、特別な支援が必要な児童生徒への対応や、不登校児童生徒、日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援など、学校が担うべき役割は複雑化・多様化しています。このような中、三重県の教育職員が担う業務が長時間に及ぶ実態は深刻であり、直ちに解消しなければならない喫緊の課題となっています。三重県の教育を持続的によりよいものに発展させていくためにも「学校における働き方改革」をより一層進めていく必要があります。

令和元年12月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下、「給特法」という。）」を受け、三重県教育委員会では、令和2年3月に、所管する学校における教育職員の時間外労働の上限を月45時間、年360時間とする規則および方針（以下、「規則等」という。）を定め、業務の削減や必要な環境整備等を進めてきました。こうした取組の結果、県立学校における教育職員1人あたりの時間外在校等時間の月平均時間は、令和6年度には15.4時間となり、国が示す目標（月平均30時間程度）を大きく下回る水準まで減少するなど、着実な成果を上げています。

しかしながら、時間外在校等時間が規則等で定める上限（月45時間、年360時間）を超える教育職員が依然として存在しており、その解消には至っていません。特に、健康障害のリスクが極めて高いとされる月80時間を超える長時間労働の解消は、早急に解決すべき課題です。

こうした中、令和7年6月に改正された給特法において、教育職員の長時間労働の是正をさらに推進するため、時間外在校等時間の上限規制や健康確保措置の実効性確保、業務の適切な分担・見直しなどについて、より具体的な枠組みが示されたことに加え、各教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定と毎年の進捗状況の公表、PDCAサイクルによる継続的な改善が義務付けられました。

本計画は、こうした本県の現状や課題、法改正の動向を踏まえ、「学校における働き方改革」を一層推進することで「働きやすさ」を確保し、教育職員一人ひとりが持つ教育への情熱や高い使命感を前提とした「働きがい」が両立できるよう、持続可能な職場環境を創出するための行動計画として新たに位置づけるものです。

## 1 計画の趣旨等

### (1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の業務量の適切な管理と健康確保措置の推進を通じて、学校における働き方改革を加速させ、「三重県教育ビジョン」に掲げる「教職員が子どもたちのための質の高い授業づくりや子どもたちと向き合う時間を確保し、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行う」ことを目指すものです。

学校現場では、子どもたちの多様なニーズや社会の変化に対応するため、教育職員が心身ともに健康で、専門性を十分に発揮できる職場環境づくりが不可欠です。

教育職員の「働きやすさ」を確保するためには、業務量の管理と健康確保措置を徹底する必要があります。また、このことにより生まれた時間と心のゆとりで、教育職員が「質の高い授業づくり」や「子どもたちと向き合う時間」に注力することで教育職員の「働きがい」が一層高まり、教育の質を持続的に維持・向上させることにつながることを期待されます。

本計画は、こうした持続可能な教育環境を実現させるため、給特法7条および同条に基づき定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して策定するものです。

### (2) 計画の対象

本計画は、給特法第2条第2項に規定する者のうち、三重県教育委員会が所管する県立学校に勤務する教育職員を対象とします。

### (3) 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間

## 2 これまでの取組

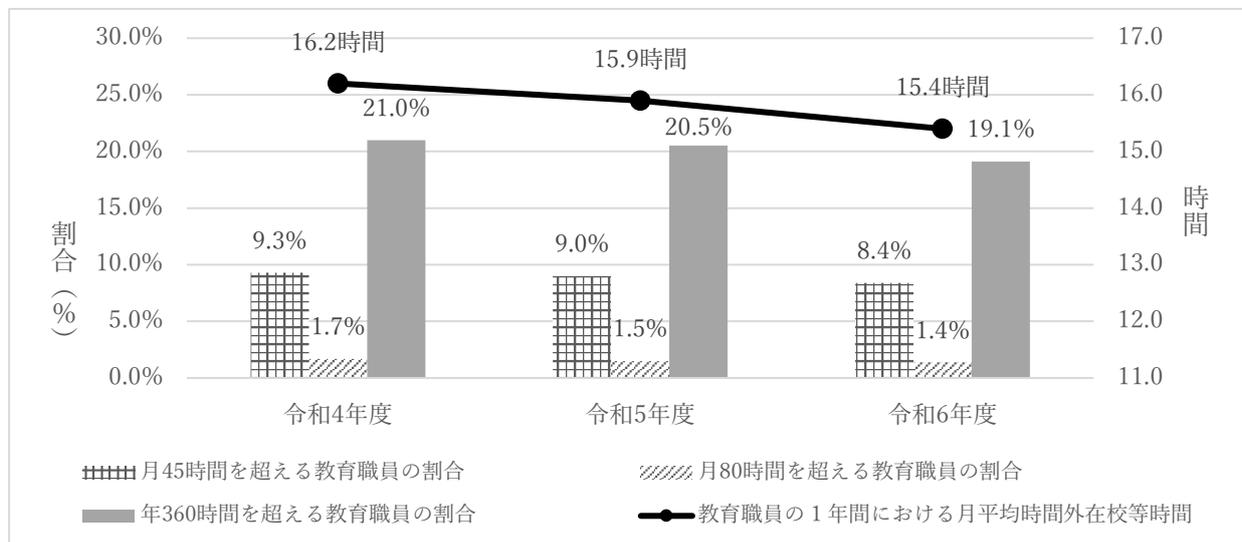
本県では、教育職員の長時間労働を是正し、心身の健康保持とやりがいのある職場環境を整えることで教育の質の維持・向上を図るため、平成17年3月に「総勤務時間縮減指針」を策定しました。また、平成23年度には「三重県教育ビジョン」において働き方改革を位置付け、取組の方向性を明確化しました。さらに、令和2年3月には「学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を定め、時間外在校等時間の上限（月45時間・年360時間）を定めるなど勤務時間削減に向けた指針を明確にし、この方針のもと外部人材の活用やICTの導入による業務効率化、部活動改革、メンタルヘルス対策等を推進しつつ、勤務時間管理の徹底を図ってきました。

これらの取組を通じて、教育職員の労働時間は改善傾向にありますが、依然として長時間労働の解消には至っておらず、更なる改善が求められています。

### 3 現状と課題

#### (1) 教育職員の業務量管理に関する現状と課題

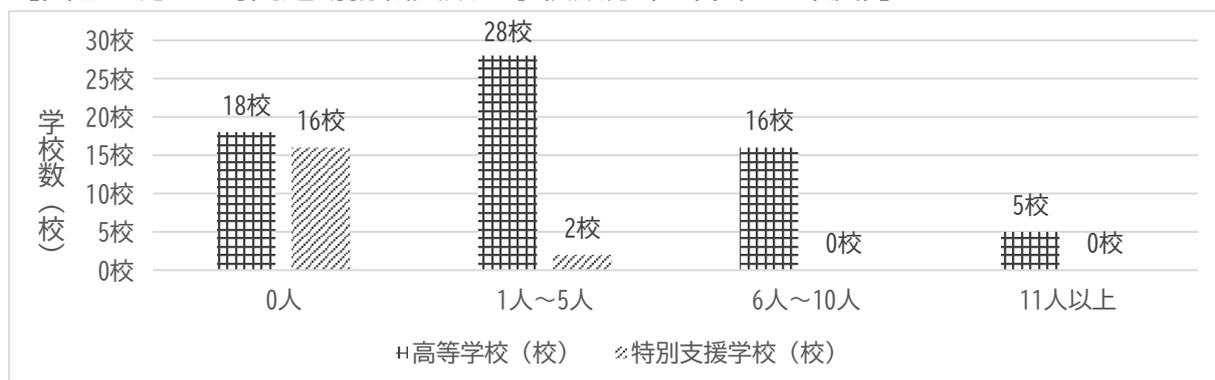
【図1：時間外在校等時間の平均と長時間勤務者の割合の推移（令和4～6年度）】



	令和4年度	令和5年度	令和6年度
月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教育職員の割合	9.3%(422人)	9.0%(397人)	8.4%(370人)
月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教育職員の割合	1.7%(77人)	1.5%(67人)	1.4%(61人)
年360時間を超える教育職員の割合	21.0%(952人)	20.5%(905人)	19.1%(838人)
教育職員の1年間における時間外在校等時間の月平均時間	16.2時間	15.93時間	15.4時間

※各年度における（ ）内の人数は、1か月あたりの各月の実人数の合計（年間延べ人数）を12で除した月平均人数、「年360時間を超える教育職員の割合」は当該年度の実人数。

【図2：月80時間超勤務職員数の学校数分布（令和6年度）】

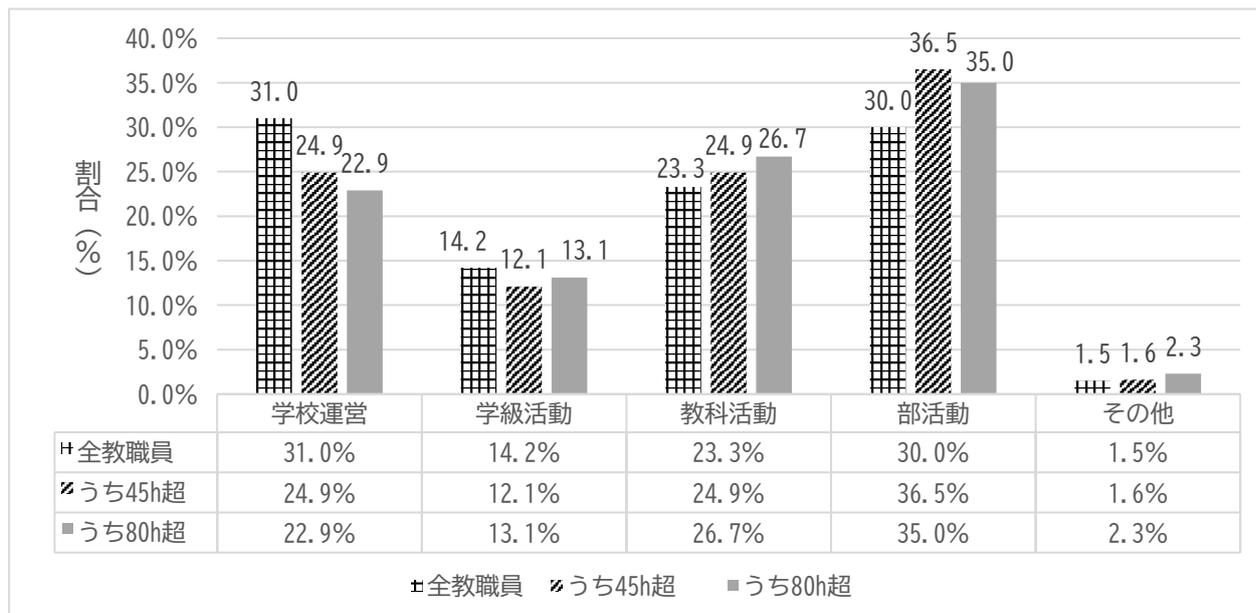


校種	0人	1人～5人	6人～10人	11人以上
高等学校	18校(52.9%)	28校(93.3%)	16校(100.0%)	5校(100.0%)
特別支援学校	16校(47.1%)	2校(6.7%)	0校(0.0%)	0校(0.0%)

※本グラフは、各学校において、令和6年度中に1回でも時間外在校等時間が月80時間を超えた教育職員の実人数を基に、学校ごとの分布を示したものの。

※（ ）内は、各人数区分における校種別の割合。

【図3：時間外在校等時間に行った業務内容の内訳（令和6年度）】



※「全教育職員」は勤務時間外に業務を行った教育職員全体、「うち45h超」は、月の時間外在校等時間が45時間を超えた教育職員、「うち80h超」は、同80時間を超えた教育職員の、それぞれの時間外における内訳。

※本データは、各教育職員が時間外に行った主な業務内容（最大2つまでの自己申告）を集計。

### 〈現状分析〉

- 時間外在校等時間の月平均は15.4時間（令和6年度）と国が目標として示す30時間を大きく下回り、45時間超・80時間超の割合も減少傾向にあるなど、これまでの取組は着実に成果を上げています（図1）。また、それに伴い、「総勤務時間」に関する満足度も上昇傾向にあります（図4）。
- しかしながら、依然として長時間労働となっている教育職員が存在し、時間外勤務の分布には偏りが見られます。特に「月80時間超」の教育職員は月平均で61人存在するなど、全体の平均労働時間は抑制されているものの、一部の教育職員に時間外労働が集中する傾向があります（図1）。また、「総勤務時間」の満足度は上昇傾向にあるものの、重要度に対して満足度が低い水準に留まるなど、個々の職員の実感との乖離を示しています（図4、図5）。
- 「月80時間を超える教育職員」の状況を、学校別、業務内容別で分析すると、次の特徴がみられます（図2、3）。
  - 学校別：月80時間超の教育職員の発生状況は、学校や校種によって偏りがあります。長時間勤務者が発生していない学校がある一方で、特定の学校に複数人発生している状況があり、その背景には、学校の規模や設置学科の特色など、個々の学校が抱える複合的な要因が考えられます。
  - 業務内容別：80時間超勤務者が時間外に行った業務は、「部活動（35.0%）」の割合が全教育職員の平均よりも高く、長時間勤務の主要因となっています。

〈課題〉

全体の平均時間外在校等時間の削減のみならず、次の視点から、一部の教育職員への時間外労働の偏在を解消し、個々の教育職員の負担軽減に取り組み、全ての教育職員が上限時間内で業務を遂行できる環境を整備することが必要です。特に、健康障害リスクが極めて高い月 80 時間超の教育職員をなくすことを最優先として取り組まなければなりません。

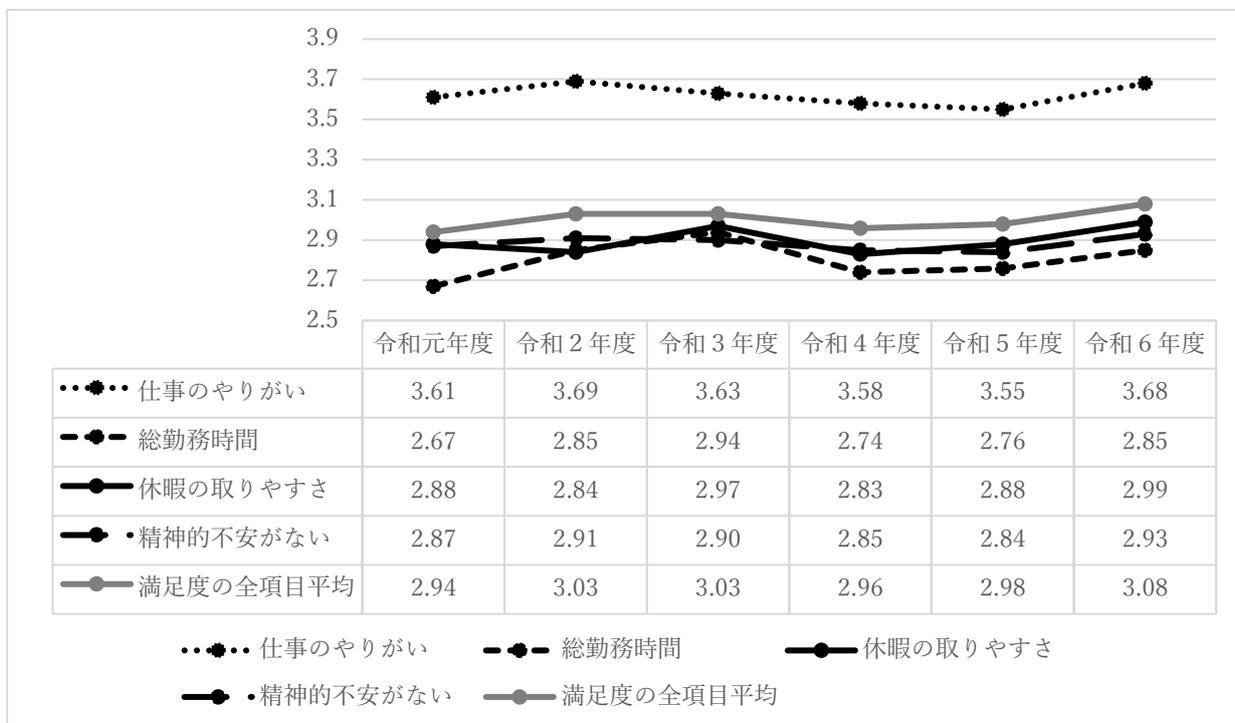
- 県全体で取り組むべき時間外労働の偏在の解消

長時間勤務の主要因である「部活動」の指導体制を持続可能なものへ見直す必要があります。また、一部の教育職員に業務が偏らないよう、校内における業務の平準化を図る必要があります。
- 各学校における主体的な業務改善の推進

長時間労働の状況は、学校ごとに偏りがあることから、県全体の取組と併せて、本計画が示す業務改善の方向性や全県の勤務状況データを参考に、各学校が自らの勤務実態や課題（業務分掌、特定の教育職員への負荷等）を主体的に分析し、各学校の実情に応じた具体的な改善取組を実施する必要があります。

(2) 教育職員の健康確保（ライフ・ワーク・バランス）と働きがい等に関する現状と課題

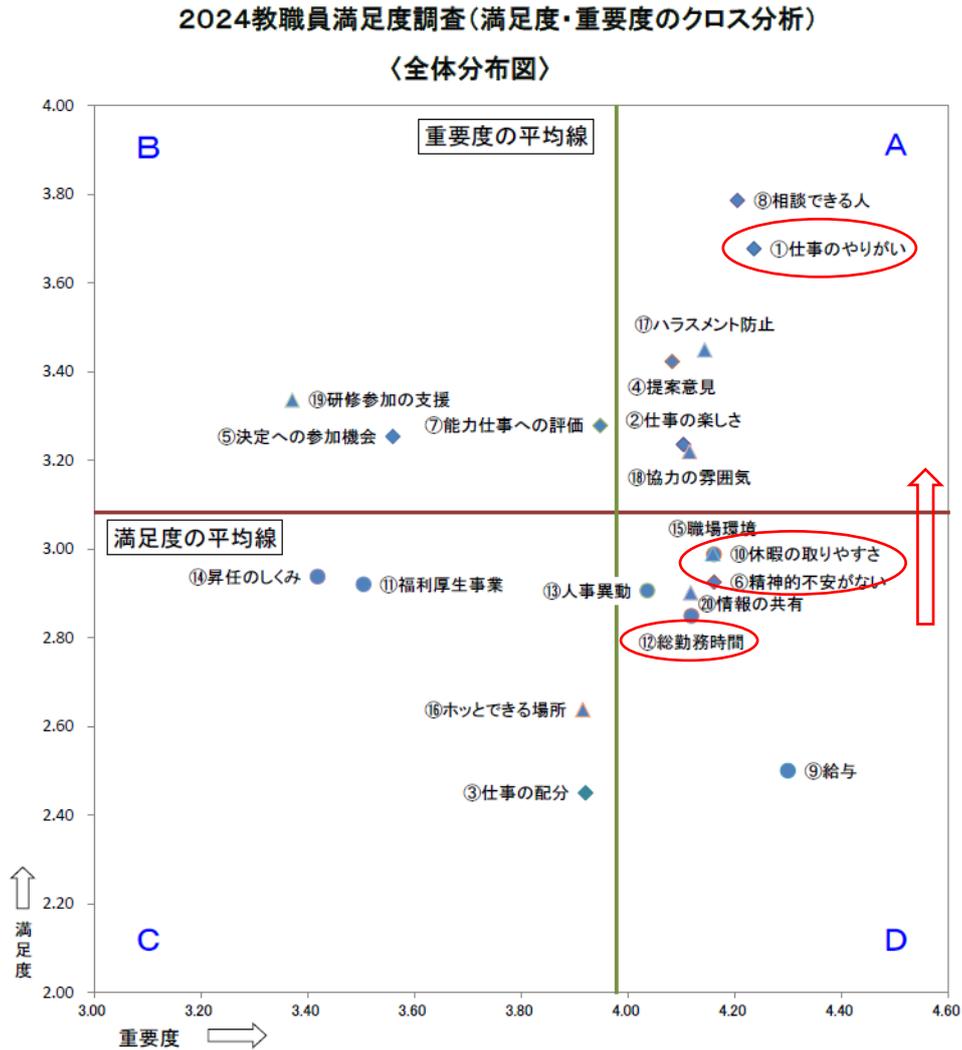
【図4：主要な働き方関連項目の満足度推移（5点満点、令和元～6年度）】



※満足度は、「そう思う」「やや思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」の4段階評価に基づき算出。

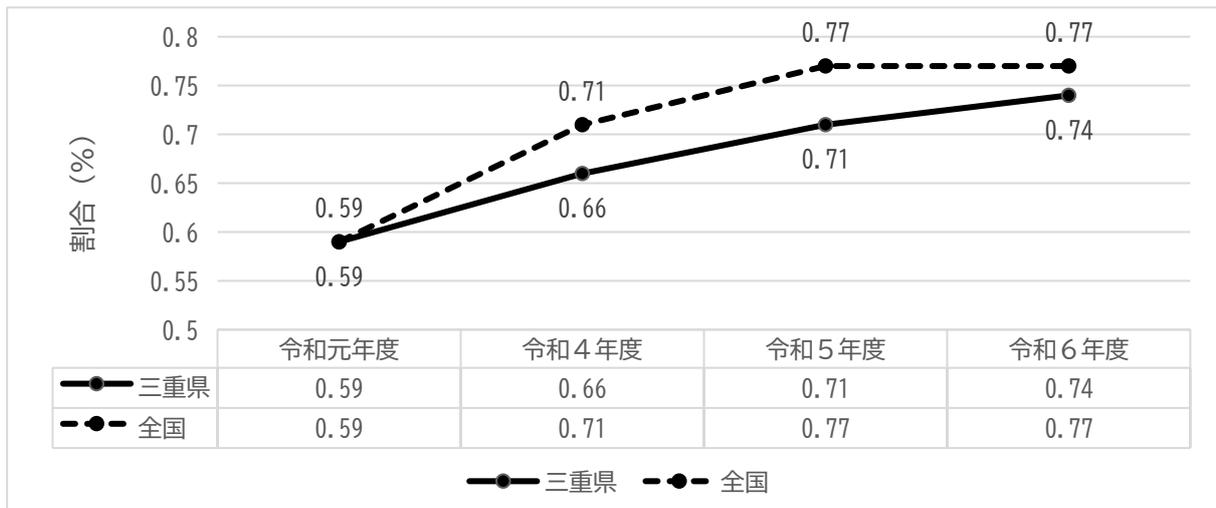
※出典：「2019～2024 年度教職員満足度調査結果」

【図5：「教育職員満足度調査の重要度×満足度マトリクス」（令和6年度）】



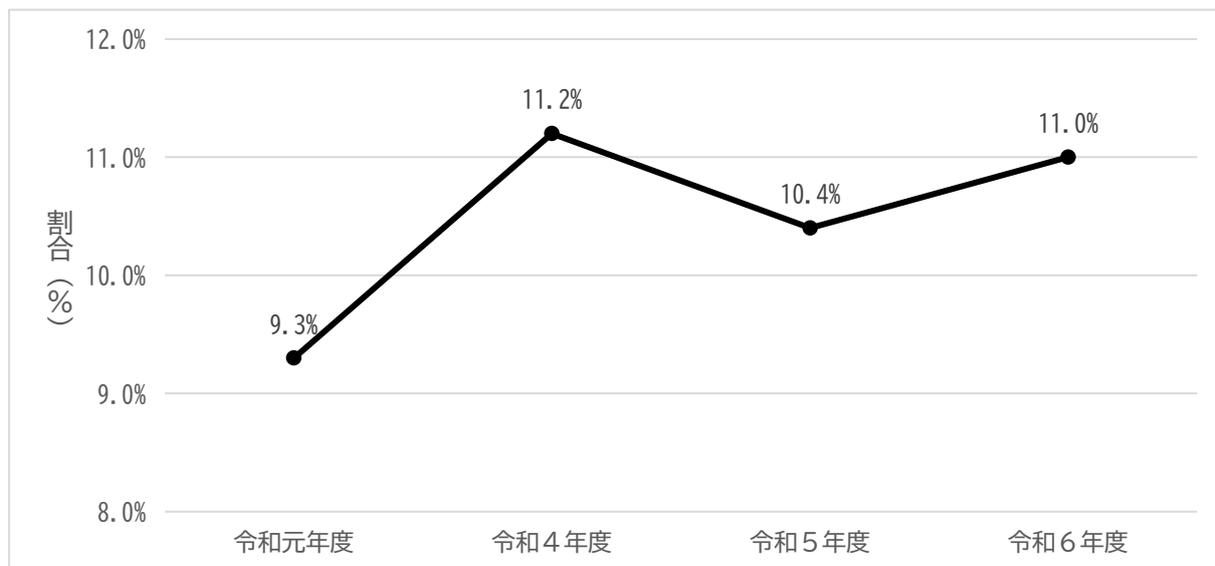
※出典：「2024年度教職員満足度調査結果」

【図6：メンタルヘルス不調による休職者率（令和元年度、令和4～6年度）】



※三重県および全国の教育職員在職者に対する精神神経系疾患休職者の割合。（小中学校教育職員を含む）

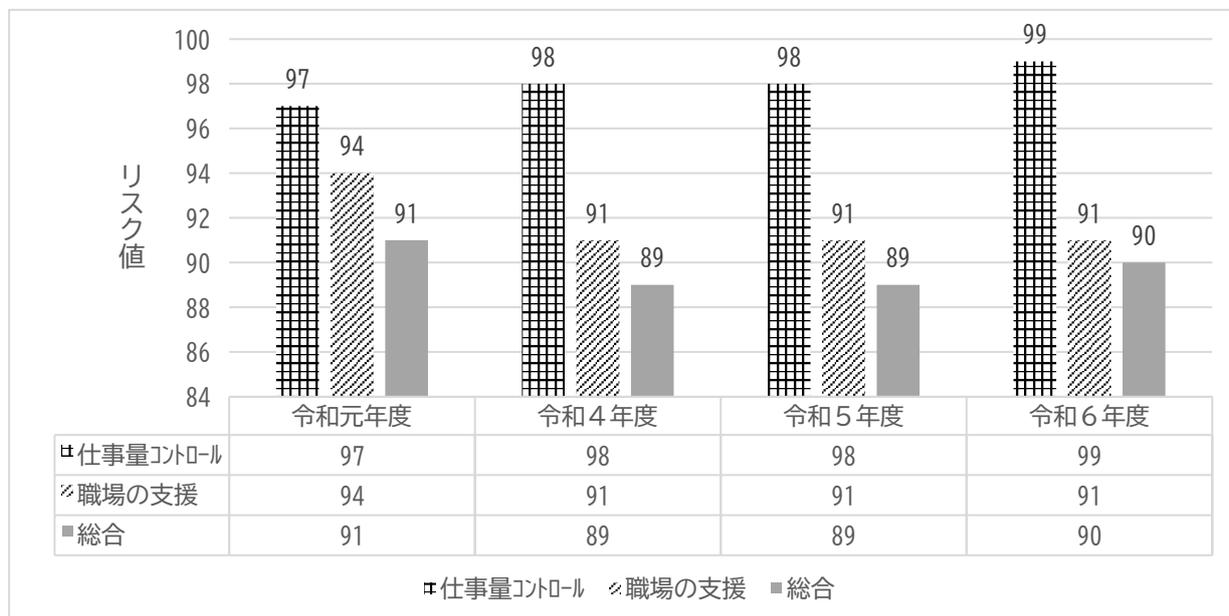
【図7：ストレスチェックにおける高ストレス者の割合（令和元年度、令和4～6年度）】



	令和元年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
→ % (人)	9.3% (459人)	11.2% (500人)	10.4% (473人)	11.0% (485人)

※ストレスチェック：県立学校教職員を対象に年1回、ウェブ及び紙媒体にて実施。

【図8：ストレスチェックにおける健康リスクの値（令和元年度、令和4～6年度）】



※健康リスク：仕事のストレスの特徴から予測される健康問題の危険度（健康リスク）を、標準集団（全国平均）の平均を100とした数値で示す。「総合」は、「仕事量コントロール」と「職場の支援」の健康リスクを掛け合わせて100で割ったもの。

※仕事量コントロール：「仕事の量的負担」と「仕事のコントロール」を判定したもの。仕事量が高いほど、また仕事のコントロールが低いほど、仕事上のストレスが生じやすい環境にあるとされる。

## 〈現状分析〉

教育職員の心身の健康確保に課題が残る状況（①②）がある一方、それを支える「働きがい」（③）は高い水準にあります。

### ① 「健康確保」に関する現状（図4～8）

教職員満足度調査における「休暇の取りやすさ」や「精神的不安がない」といった項目は、教育職員の期待（重要度）に反して満足度が低い水準に留まっており、「期待と実感のギャップ」が大きい状況です（図4、5）。

また、メンタルヘルス不調による休職者率の増加傾向（図6）や、高ストレス者割合の横ばい状態（図7）は、教育職員の心身への負担が依然として高いことを示しています。

### ② 教育職員の心理的負担と「質的」な業務負荷（図6～8）

「ストレスチェックにおける健康リスクの値（図8）」を分析すると、「仕事量コントロール」のリスクが高く示されています。これは、業務量の多さを示す「仕事の量的負担」と、個人の裁量権の低さを示す「仕事のコントロール」を組み合わせる指標であり、このリスクが高いことは、長時間労働という「量」的な問題に加えて、保護者対応などの困難事案への対応のように、個人の裁量で仕事の実施時期を調整しにくいという「質」的な問題も、教育職員に精神的負担を与えていることを示唆しています。

### ③ 「働きがい」に関する現状（図4、5）

一方で、「仕事のやりがい」に関する満足度は、教育職員が重要視する項目の一つであり、他の項目と比較して高い水準で推移しています（図4、図5）。

## 〈課題〉

「教育職員の健康確保」と、本県の強みである「働きがい」の更なる向上という視点から、以下に取り組む必要があります。

### • 心身の健康確保と心理的負担の軽減

教育職員が心身の健康を維持できるよう、休暇を取得しやすい職場環境づくりやメンタルヘルス対策を強化する必要があります。特に、個人の裁量でコントロールしにくい「質的」な業務負担に対しては、組織的に対応できる支援体制を構築し、全ての教育職員の心身の健康を守る必要があります。

### • 「働きがい」の更なる向上

現状、高い水準にある「仕事のやりがい」に関する満足度は、本県の強みであり、これを維持し高めていくことが教育の質の向上に不可欠です。教育職員が本来持つ崇高な使命感に基づく「仕事のやりがい」が、心身への負担によって損なわれることのないよう、健康で安心して専門性を発揮できる職場環境を確保する必要があります。

### (3) 総括

本県の課題について、量と質の2つの観点から、次のとおり整理します。

- **一部の教育職員への業務負担の偏りの解消**

時間外在校等時間は減少している一方で、健康障害リスクの高い月 80 時間超勤務者が依然として存在しています。その背景として、「部活動指導」など特定の業務が一部の教育職員に業務が集中するなど、業務負担の偏りが解消されていないという課題があります。

- **「健康確保」と「働きがい」の維持・向上**

確実な休息や心理的安全性が確保された労働環境の整備や、個人の裁量でコントロールしにくい業務から生じる心理的負担の軽減という、早急に解決すべき「健康確保」の課題があります。また、同時に、本県の強みである高い「仕事のやりがい」が、心身への負担によって損なわれることのないよう維持・向上させていくことが必要です。

これら量と質の双方にわたる課題を解決するため、次のとおり「4 計画の基本方針」を定めます。

## 4 計画の基本方針

### (1) 基本的な考え方

本計画は、教育職員の業務量を適切に管理し、心身の健康を確保することで、質の高い持続可能な教育環境を実現することを目的とします。

「3 現状と課題」で示したとおり、これまでの取組を通じて平均時間外在校等時間の改善は進みましたが、依然として一部の教育職員に業務が集中する「業務負担の偏在の解消」という「量」的な課題や、労働環境の整備と心理的負担の軽減を通じた「健康確保」と「働きがいの維持・向上」に取り組むという「質」的な課題を解決する必要があります。

このため、本計画では、①「業務量の適切な管理」によって業務負担の偏在を解消すること（「量」の管理）と、②「心身の健康確保」と「働きがいの維持・向上」（「質」の向上）を両輪として一体的に取組を推進し、全ての教育職員が健康で、やりがいを持って働き続けられる持続可能な教育環境を創出することを基本方針とします。

この基本方針の実現に向けて、各学校が自校の勤務実態や業務内容、経験年数や育児・介護等の事情を抱える職員の状況など、個々の職員の実情を主体的に分析し、それぞれの課題に応じた具体的な目標を設定のうえ、P D C Aサイクルに基づき、適切な進行管理を行います。

### (2) 取組の方向性

(1)で示した課題を解決するため、特に「月80時間超勤務の根絶」を最優先とし、「長時間労働の解消」と、メンタルヘルス対策や困難事案等への対応を通じた「心理的負担の軽減」に重点を置き、次の4つの柱に沿って取組を推進します。

#### 【業務量管理に関する取組】

- ① 時間外在校等時間の削減に向けた取組
- ② 学校・教育職員が担う業務の適正化

#### 【健康確保・働きがいに関する取組】

- ③ 働きやすい職場環境づくり
- ④ 教育職員の健康管理・メンタルヘルス対策

## 5 目標

本計画では、給特法第7条第1項に基づく国の指針で示された目標水準を念頭に置きつつ、「量」の課題（業務負担の偏在の解消）と「質」の課題（健康確保と働きがいの維持・向上）を解決するため、双方の数値目標を設定します。

### （1）時間外在校等時間に関する目標

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員の月平均人数	61人	0人
1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員に占める割合	91.6%	100%
1年間時間外在校等時間が360時間以下の教育職員に占める割合	85.9%	100%
1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間	15.4時間	15.4時間未満

### （2）健康確保（ライフ・ワーク・バランス）や働きがい等に関する目標

#### 【健康確保に関する目標】

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	11.0%	9.3%未満**
「休暇の取りやすさ」に関する満足度*	2.99	3.17***
「精神的不安がない」に関する満足度*	2.93	3.09***

#### 【働きがいに関する目標】

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
「仕事のやりがい」に関する満足度*	3.68	3.69超****

\*教育職員満足度調査における各項目の満足度。（5点満点）

\*\*本目標値は、令和元年度～令和6年度の実績値のうち最も低い値（令和元年度）を参考にしたもの。

\*\*\*本目標値は、当項目の改善のため、最低評価「そう思わない」の回答者ゼロとし算出したもの。

\*\*\*\*本目標値は、令和元年度～令和6年度の実績値のうち最も高い値（令和2年度）を参考にしたもの。

## 6 取組の方向性

### 【業務量管理に関する取組】

#### (1) 時間外在校等時間削減に向けた取組

時間管理の徹底を全ての改革の基盤と位置づけ、特に健康障害リスクが極めて高い「月 80 時間超」勤務の根絶を最優先で目指します。

- **勤務時間の客観的把握と上限遵守の徹底**

全ての教育職員の日々の勤務時間を客観的に把握し、時間外在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）の遵守を徹底します。万一、上限時間を超えた教育職員が確認された場合は、校長面談等必要な措置を講じるとともに、業務の抜本的な見直しと削減を進めます。

- **長時間労働是正に向けた全県統一した取組の実施**

「定時退校日」、「部活動休養日（1 週間のうち 1 日）」、「学校閉校日」の設定、及び「会議時間の短縮」に全ての学校が統一して取り組みます。

- **勤務時間制度の弾力的な運用**

業務の繁閑に応じた効率的な働き方を実現するため、「4 週間単位の変形労働時間制」や、始業・終業時刻を繰り下げる「ズレ勤務」の活用を促進し、総勤務時間の縮減を図ります。

- **各学校の主体的な業務改善の推進**

長時間労働の発生状況は職種や学校によって異なることをふまえ、各学校は、全県の勤務状況データ等を参考に自校の課題を分析し、実情に応じた時間外在校等時間の削減目標を定めます。その達成に向け、校長は強いリーダーシップを発揮し、保護者や地域の理解を得ながら、特定の教育職員への業務の集中を是正するなど主体的に働き方改革を推進します。

また、校長は、長時間労働が継続する教育職員に対し、健康確保の観点から現在の働き方のリスクについて説明し、理解を促します。その上で、質の高い教育を長期的に提供する視点から、本人とともに業務の進め方等について協議し、持続可能な働き方の実現に向けた改善を進めます。

#### (2) 学校・教育職員が担う業務の適正化

長時間労働を解消するため、国の「学校と教師の業務の 3 分類」に基づき、業務の役割分担を見直します。長時間労働の主たる要因の 1 つである部活動指導については、専門人材・地域人材の積極的な活用を進めます。また、調査・統計等の管理業務は ICT 化の推進、心理的負担の大きい困難事案等の外部対応は組織的な支援体制の構築により、それぞれ負担軽減を図ることで、教育職員が本来担うべき専門的な業務に注力できる環境を整備します。

- **多様な専門人材・地域人材との連携による業務の分担**

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクール・サポート・スタッフ等を計画的に配置します。授業準備の補助、印刷、データ入力、電話

対応といった、「必ずしも教師が担う必要のない業務」とされている業務は専門スタッフ等へ積極的に移管し、教育職員が本来の専門性を発揮できる「創造的な時間」を確保します。

- **部活動指導における教育職員の負担軽減と指導体制の強化**

長時間労働の主たる要因の1つである部活動は、「必ずしも教師が担う必要のない業務」と位置づけられていることをふまえ、各学校において、「三重県部活動ガイドライン」を遵守するとともに、業務の分担や効率的・効果的な指導の実施、複数顧問の配置、適切な部活動数の検討を行うなど、教育職員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制を構築します。また、専門性の高い外部指導者の積極的な登用を図るとともに、配置拡充及び処遇改善を進めます。

- **I C T活用推進による負担軽減**

校務支援システムの活用、会議のオンライン化やペーパーレス化、保護者への連絡に係るデジタル化を推進します。これらの取組により、調査・統計業務や会議運営等の管理業務を効率化します。また、生成A Iの活用により、研修案の作成や保護者向け文書の起案といった業務の負担を軽減し、教育職員が高度な専門性に基づいて発揮するより創造的な業務に注力できる環境を整備します。

- **困難事案に対する組織的な支援体制の整備・充実**

教育職員の精神的負担を軽減するため、通常教育活動の範囲を超える過剰な要求や、保護者との信頼関係の毀損といった、いわゆる「困難事案」については、学校や教育職員のみで抱え込むことのないよう、事案の性質や深刻度に応じた支援体制を整備します。

具体的には、県教育委員会事務局に、学校問題解決支援員の配置を継続し、学校では対応が困難な事案への対応について、学校等が対応に困った際に相談できる体制を整備します。また、学校の対応と保護者の思いに乖離があるなど、子どもたちの育成に向けた保護者との連携がうまくいかない事案については、中立・公正な第三者の介入が必要であることから、県教育委員会は、学校問題A D R（裁判外紛争解決手続）や弁護士による代理対応の支援を行います。

## 【健康確保・働きがいに関する取組】

### (3) 働きやすい職場環境づくり

教育職員の心理的負担を軽減し、ライフ・ワーク・バランスを実現するため、全ての教育職員が心身ともに健康で、やりがいを持って働き続けられる魅力的な職場環境を実現します。

- **確実な休息時間の確保**

「勤務間インターバル」の確保に全校で取り組み、終業から次の始業までの間に十分な休息時間を確保することで、教育職員の心身の健康維持を図ります。

- **多様で柔軟な働き方の推進**

育児や介護など、教育職員一人ひとりのライフステージに応じた多様で柔軟な働き方を支援します。そのため、育児・介護休業や育児短時間勤務制度等の各種制度について周知を徹底するなど、教育職員が制度を利用しやすい職場環境を整備します。

- **ハラスメントのない、風通しの良い職場風土の醸成**

あらゆるハラスメントの根絶に向けた研修・啓発を継続的に実施します。定期的な教育職員満足度調査等を通じて県立学校全体の組織風土の状況を客観的に把握し、その結果を各学校の職場環境改善に生かせるよう共有します。共有された全体傾向も参考に、管理職のリーダーシップのもと、誰もが安心して意見を言え、互いに支え合える風通しの良い職場づくりを推進します。

- **保護者や地域住民への理解と協力の促進**

県の広報媒体や学校だより、保護者説明会など、さまざまな機会を通じて、教育職員の勤務実態や働き方改革の必要性について、保護者や地域住民への理解・協力を依頼します。学校における働き方改革を進めることが、ひいては教育の質の維持・向上につながることを共有し、地域全体で学校を応援する気運を醸成します。

### (4) 教育職員の健康管理・メンタルヘルス対策

教育職員一人ひとりの心身の健康を確保するため、メンタルヘルス不調の「未然防止」に重点を置き、経験年数や立場に関わらず、全ての教育職員が孤立することなく、不調の兆候を早期に発見し、安心して相談できる体制を構築します。

- **不調の早期発見と予防の徹底**

「月 80 時間超」勤務者への産業医による面接指導を実施するとともに、「月 100 時間超」勤務者にはこれを徹底します。また、全校でストレスチェックを実施し、個人のセルフケアにつなげるとともに、管理職はその集団分析結果を職場環境の改善に活用します。

- **セルフケア研修の充実によるメンタルヘルス対策の強化**

不安や悩み、ストレスとこころの健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶため、セルフケア研修を実施するとともに、研修動画を配信することで、全ての教育職員がいつでも学べる機会を提供します。
- **経験年数の少ない教育職員の孤立防止と円滑な職場適応の支援**

経験年数の少ない教育職員が自信を持って子どもたちに向き合えるよう、初任者研修において、テーマに沿った協議の時間や気軽に疑問を出し合い学び合える交流の時間を設けることにより、これらの教育職員が抱える不安を早期に解消し、職場への円滑な適応と定着を図ります。

## 7 進捗管理

本計画の実効性を確保し、継続的な改善を図るため、県教育委員会と各学校がそれぞれの役割と責任のもとで、PDCAサイクルに基づき、相互に連携・協力して取組を進めます。

### (1) 県教育委員会

県教育委員会は、「三重県教育委員会における教育職員の業務量管理・健康確保推進委員会」を設置し、計画全体の進捗を管理します。また、本計画の趣旨に基づき、重点的に推進すべき取組等を毎年度示すなど、各学校の主体的な取組を支援するための環境整備を行います。

- **取組状況の把握と公表**

県教育委員会は、各学校の進捗状況を定量的なデータに基づき定期的に把握します。その状況は、県の総合教育会議の場において、知事および関係部局と共有し、県全体で連携し、取組を推進する体制を構築します。

- **好事例の収集と水平展開**

各学校で実践されている優れた業務改善の取組を収集し、研修会やウェブサイトを通じて全校に共有することで、学校間の学び合いと働き方改革の加速を促進します。

- **市町等教育委員会との連携**

県立学校における働き方改革の成果や課題を、市町等教育委員会と積極的に共有し、本計画の趣旨が県内全ての公立学校に波及するよう、必要な情報提供と支援を行います。

- **保護者・地域住民への理解と協力の促進**

本計画を県ホームページへ公開するなど、さまざまな機会を通じて、教育職員の勤務実態や働き方改革の必要性について、理解促進を図ります。働き方改革を進めることが、ひいては教育の質の維持・向上につながることを共有するとともに、学校と家庭・地域が、子どもの成長を支えるパートナーとして互いを尊重し、協力し合う存在であるという共通認識の醸成を図り、地域全体で学校を応援する気運を高めます。

## (2) 学校

本計画の目標を達成するためには、各学校における主体的なマネジメントが不可欠です。各学校は、全ての教育職員の共通理解および校長のリーダーシップのもと、自校の働き方改革に関するPDCAサイクルを主体的に確立し、推進します。

- **学校目標の設定と実践**

各学校は、「5 目標」で示された目標をふまえ、自校の勤務実態や課題に応じた具体的な数値目標（複数顧問の導入率、勤務間インターバル確保に向けた取組実施率等）を学校マネジメントシートへ明確に位置づけ、全ての教育職員の共通理解のもと、業務の平準化や削減に組織的に取り組みます。

- **学校評価と連動した成果と課題の検証**

各学校は、毎年度、自校の目標達成状況について評価・検証します。その際、学校マネジメントシートに働き方改革の項目を位置付け、取組の成果と課題について、学校関係者評価委員会等において協議するなど、外部からの助言・評価をふまえた取組の改善・充実を図ります。

- **県教育委員会への報告**

上記の検証結果をふまえ、毎年度、自校の目標達成状況を県教育委員会へ報告します。目標を達成できなかった場合は、その理由を客観的に分析し、次年度に向けた具体的な改善策を併せて報告します。

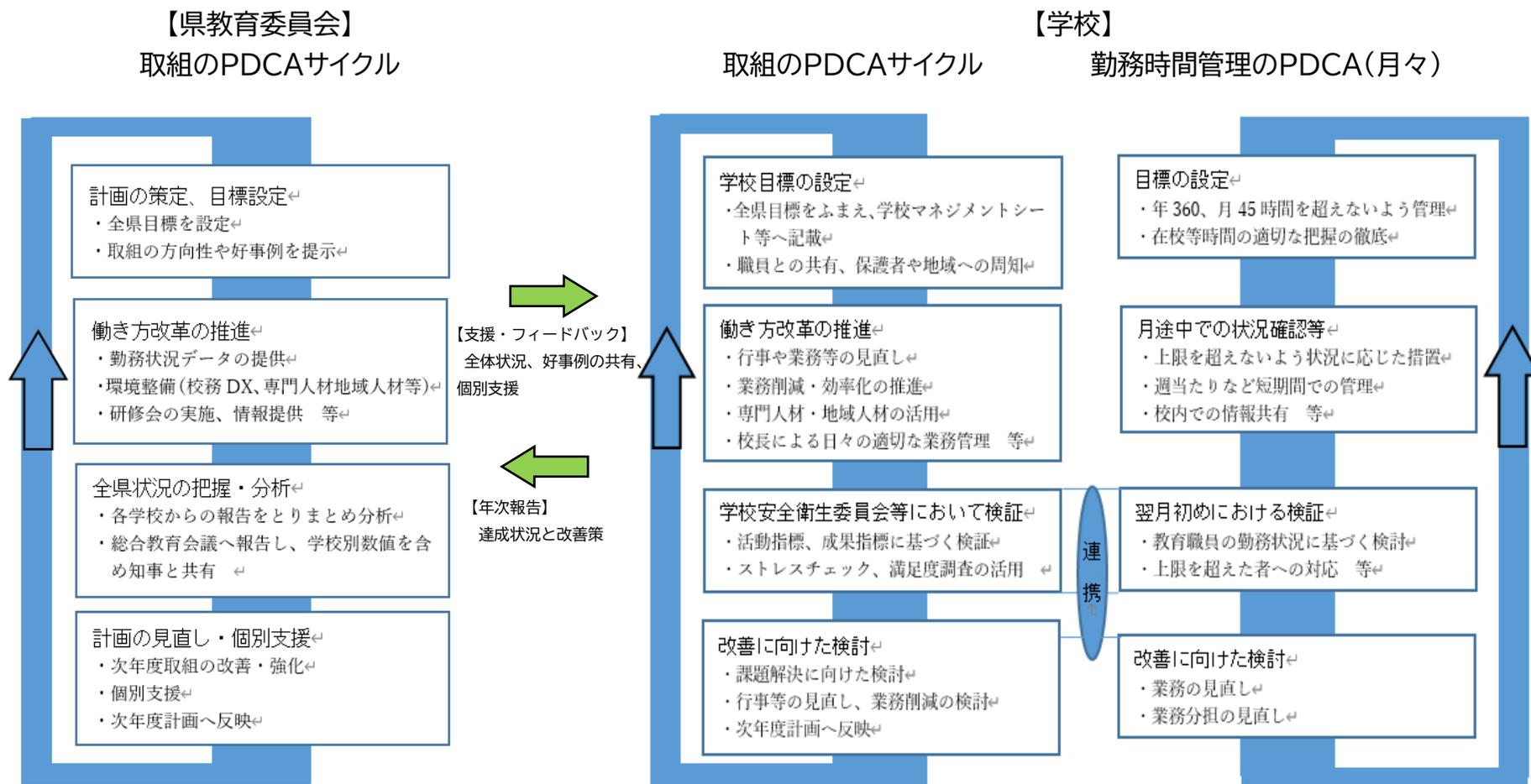
- **次年度計画への反映と継続的改善**

学校評価の結果をふまえ、取組の成果を次年度も継続・発展させるとともに、明らかになった新たな課題については、次年度の学校マネジメントシートに具体的な改善策として反映させます。

- **保護者・地域との連携・協働**

自校の取組状況を、学校マネジメントシート等を通じてウェブページ等で公表し、保護者、地域等と現状や課題の共有を図ります。また、学校運営協議会等の場を活用し、自校の働き方改革の取組内容や進捗、成果について保護者や地域住民へ積極的に情報発信し、意見交換を行うなど、積極的に保護者・地域等と連携・協働した取組を進めます。

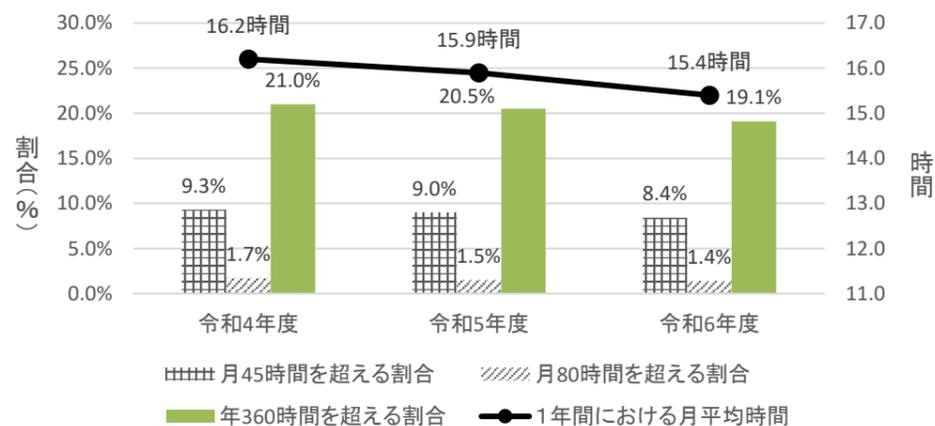
### (3) 県教育委員会と各学校の連携 ～PDCAサイクルの推進(取組は例)～





## 現状と課題

### 時間外在校等時間の平均と長時間勤務者の割合の推移



#### 一部の教育職員における業務負担の偏り【量的な課題】

平均時間外在校等時間は減少している一方で、1.4%(61人)の教育職員が、健康障害リスクの高い月80時間を超過している。

#### 「健康確保」と「働きがい」【質的な課題】

確実な休息や心理的安全性が確保された労働環境の整備や心理的負担の軽減という「健康確保」の課題があると同時に、本県の強みである高い「仕事のやりがい」が、心身の負担によって損なわれることのないよう、守り、向上させていくことが必要。

## 基本方針等

### 基本方針

「業務量の適切な管理」  
×  
「心身の健康確保」

【量的課題の解決】  
・長時間労働の解消  
・業務負担の平準化

【質的課題の解決】  
・健康確保(職場環境整備、心理的負担の軽減)  
・「仕事のやりがい」の維持・向上

### 目指す姿

「働きやすさ」と  
「働きがい」が両立  
する持続可能な職  
場環境の創出

- 質の高い授業づくり
- 子どもたちと向き合う時間の確保

## 目標

### (1)1箇月時間外在校等時間に関する目標

- ① 時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員をゼロに
- ② 時間外在校等時間が月45時間以下の教育職員を100%に
- ③ 時間外在校等時間が年間360時間以下の教育職員を100%に
- ④ 平均時間外在校等時間を月15.4時間未満に

### (2)健康確保や働きがい(ライフ・ワーク・バランス)に関する目標

- |              |   |
|--------------|---|
| ① 健康確保に関する目標 | ストレスチェックにおける高ストレス者の割合:9.3%未満に<br>「休暇の取りやすさ」に関する満足度:3.17に<br>「精神的不安がない」に関する満足度:3.09に |
| ② 働きがいに関する目標 | 「仕事のやりがい」に関する満足度:3.69超に   |

## 取組の方向性

### 業務量管理に関する取組

#### ① 時間外在校等時間削減に向けた取組

- ・ 上限時間(月45時間/年360時間)の遵守徹底
- ・ 「月80時間超」勤務の根絶(校長・産業医面談の実施)
- ・ 勤務時間制度の弾力的な運用
- ・ 定時退校日・部活動休養日等の全県統一した取組の実施
- ・ 学校ごとの目標設定と、校長のリーダーシップによる業務集中の是正・個別改善の推進

#### ② 学校・教育職員が担う業務の適正化

- ・ 専門人材・地域人材との連携による業務分担の推進
- ・ 部活動指導における教育職員の負担軽減と指導体制の強化(外部指導者等の活用等)
- ・ ICT活用による業務効率化(校務支援システム、生成AI等)
- ・ 困難事案に対する組織体制の整備、充実

### 健康確保・働きがいに関する取組

#### ③ 働きやすい職場環境づくり

- ・ 勤務間インターバルの確保
- ・ 多様で柔軟な働き方の推進(育児・介護制度の利用促進)
- ・ ハラスメントのない、風通しの良い職場風土の醸成
- ・ 保護者や地域住民への理解と協力の促進

#### ④ 教育職員の健康管理・メンタルヘルス対策

- ・ 全教育職員へのストレスチェック実施と組織分析への活用
- ・ 産業医等と連携した相談体制の強化
- ・ 心身の健康を保つためのセルフケア研修の充実
- ・ 経験年数の少ない教育職員の孤立防止と円滑な職場適応に向けた支援

## 進捗管理

県教育委員会と各学校がそれぞれの役割のもとで連携し、PDCAサイクルを推進、計画の実効性を確保、継続的な改善

### (1)県教育委員会

- ・ 計画全体の進捗管理、全県的な状況の把握・公表
- ・ 好事例の収集・共有や、各学校への支援

### (2)学校

- ・ 自校の実情に応じた具体的な目標を設定
- ・ 学校評価と連動させ、主体的に取組の成果と課題を検証・改善
- ・ 取組状況を保護者・地域へ共有し、連携・協働を推進

## 7 県立みえ四葉ヶ咲中学校について

### 1 学校の状況

#### (1) 生徒の状況等について

令和8年1月時点で県立みえ四葉ヶ咲中学校には、夜間中学コース44人、学びの多様化学校コース30人が在籍しています。

夜間中学コースの生徒は、仕事や家庭の状況により欠席する生徒がいるものの、継続的に約7割の生徒が通学またはオンラインにより授業に参加できている状況です。

学びの多様化学校コースの生徒の中で欠席が多くなっている生徒は1人であり、他の生徒は毎日登校したり、登校とオンラインを併用したりしながら学びを進めています。

また、各コースの3年生は、1年間の授業や学校生活で学んだことをもとにして、社会的自立に向けて進路を選択しています。各コース3年生の進路希望状況については、

夜間中学コース

- ・全日制高校（2人）、定時制高校（3人）、就職等（7人）

学びの多様化学校コース

- ・全日制高校（1人）、定時制高校（4人）、通信制高校（4人）

となっています。

#### (2) 特徴的な取組

##### ① 様々な支援体制

みえ四葉ヶ咲中学校では、生徒の学びを応援するサポーター組織「クローバーズ」を結成し、地域住民や個人事業主、企業経営者など、幅広い方々が加入しています。

昨年9月には、クローバーズの方々が講師となり、7つの体験講座（薬剤師による薬のクイズ、鍼灸師によるツボ押し体験、ドローン体験など）を実施し、生徒は希望する講座に参加しました。

また、学校医による睡眠についての講話や三重県警察生活安全部少年課の方からの情報モラル学習、キャリア学習支援員によるビジネスマナー講座など、日常生活やキャリアデザインを考えるうえで大切にしていけるべきことを学んでいます。

##### ② 異年齢の交流

夜間中学コースと学びの多様化学校コースを併設していることから、日常的

に両コースの生徒交流を行っており、教科の学習だけでなく、サマーキャンプや絵本の音楽会、文化祭（よつば祭）など、様々な活動で年齢や国籍を越えた交流を行っています。異なる価値観・背景をもつ相手と対話する経験を通し、他者理解を深めるとともに、社会に必要な対人スキルが自然と身に付きました。

### ③ 外国につながるのがある生徒への支援

現在、みえ四葉ヶ咲中学校で外国につながるのがある生徒は夜間中学コースの在籍生徒 15 人ですが、日本語で授業を受けることが難しい生徒もいるため、特別の教育課程を編成し日本語指導や適応支援を行っています。また、巡回相談員による日本語指導や通訳支援、日本語指導アドバイザーによる支援、電子自動翻訳機の導入など、外国につながるのがある生徒の不安を軽減する取組を行っています。

## (3) 指導の様子

開校当初、教員は自由進度学習や合科による新設教科など、これまで経験したことのない指導方法に戸惑いがありました。教材研究等に時間をかけ、経験を重ねることにより、その戸惑いが少しずつ軽減してきています。

学級運営や生徒指導面では、他人との距離感を図ることが苦手な生徒が多く、様々なトラブルが起きましたが、トラブルを乗り越える中で人間関係を築き、成長できるよう心がけて指導しています。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、国が派遣する学びの多様化学校マイスターからの助言など、外部専門家の力を借りながら、チームで対応にあたっているところです。

## 2 令和8年度入学・転入学決定の状況について（学びの多様化学校コース）

	新1年	新2年	新3年	計
定員	7	2	4	13
申請書提出	6	3	5	14
入学・転入学決定	6	3	5	14

- ・新2年、新3年で定員を上回る入学・転入学申請書の提出がありましたが、みえ四葉ヶ咲中学校と県教育委員会が協議の上、全員を受け入れる判断としました。

## 3 県立みえ四葉ヶ咲中学校の学校見学会について

市町等の教員が、児童生徒への支援のあり方について考える際の参考となるよ

う、みえ四葉ヶ咲中学校の指導の様子や生徒の学習の様子、学校施設を見学できる機会を設けています。

案内チラシについては、各市町等に送付済みです。

日時：令和8年2月18日（水）、19日（木）、24日（火）

15時45分～18時30分（各回8人まで参加可能）

#### 4 学びの多様化学校設置の手引きについて

市町等教育委員会が学びの多様化学校を設置・運営する際の参考となるよう、県教育委員会が当該校を設置・運営する際に行った開校までの準備や教育課程の編成の手続き、開校後の学校運営等についてまとめ、令和8年3月に周知します。（別添（案））

#### 5 令和8年度夜間中学体験教室「まなみえ」の開催について（予定）

さまざまな事情により、中学校へ十分に通うことができなかつた方に夜間中学を体験する機会を設け、義務教育の内容を学ぶ機会を提供するとともに、夜間中学への理解を深めていただくことを目的として、令和8年度も夜間中学体験教室「まなみえ」を実施します。

開催時期：令和8年5月～令和9年2月（全24回）

開催時間：17：50～20：30（週1回：水曜日）

開催場所：県立北星高等学校（四日市市大字茂福668-1）

対象：(1)2011年4月1日以前に生まれた人

(2)義務教育を十分に受けることができなかった人

または外国籍で日本の中学校程度までの基礎的な学習を希望する人

※①・②の両方に該当する人

内容：中学校段階の教科の学習等（校外学習も年1回程度実施予定）

## 8 教育課程の柔軟化に向けた取組について

### 1 調整授業時数制度の導入について

現在、国は、次期学習指導要領に向けて、中央教育審議会で議論を行っており、①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保という3つの方向性を示しています。このうち②多様性の包摂は、多様な個性や特性、背景を有する子どもたちを包摂するため【別紙1】、児童生徒や地域の実情に応じて、柔軟に教育課程を編成することを可能とする方向で検討が進められています。

現行でも、新教科等の設定が可能な「教育課程特例校制度」、総授業時数を維持しつつ1割を上限に各教科の標準授業時数を下回ることが可能な「授業時数特例校制度」、教育内容を削減したうえで新しい教育課程や指導方法についての研究が可能な「研究開発学校」があります【別紙2】。しかしながら、これらは審査や指定に時間や手間がかかり活用しにくい、特別なこととなっているという課題があります。

そこで、これらの指定を受けずとも、児童生徒や地域の実情に応じて、学校の判断で、教科の標準授業時数を減じ、他の教科への上乗せ、新教科の開設、教員の組織的な研究・研修に充てることを可能とする「調整授業時数制度」の導入が検討されています【別紙3】。

※なお、現行制度でも、総授業時数及び各教科の標準授業時数を確保していれば、1コマの時間を5分短縮し、基礎的なドリルの学習に充てる時間を捻出するなどの工夫をすることが可能です【別紙4】。

### 2 教育課程柔軟化サキドリ研究校事業について

調整授業時数制度の実現に向けては、教育委員会や学校における制度運用に係る知見の蓄積が極めて重要であることから、次期学習指導要領の改訂を待たず、令和8年度から、調整授業時数制度を先取りするような教育課程を編成・実施できる「サキドリ研究校」を国が指定することとなりました。

三重県からは、以下の6小中学校が申請をしています。国から指定された後、県教育委員会としても取組を伴走支援するとともに、取組状況を横展開します。

【サキドリ研究校】（4市町、3小学校・3中学校）

#### ①四日市市立羽津北小学校

授業コマ数を削減した時間を自己選択学習に充て、児童が自分の興味や関心に基づいて主体的に学び、深く考える時間を確保する。また、これについての研究の時間を設定する。

#### ②四日市市立中部中学校

授業1コマの時間を5分短縮し、教科横断的な学習として四日市学を新設したりする。

また、生徒の学力補充や教師の組織的な研究の時間として活用する。

③度会町立度会小学校

特定教科の授業コマ数を削減し、その時間を活用して算数科を中心とした自己調節学習および探究学習を行う。また、町内の小中一貫教育の交流授業や指導方法の研究に充てる。

④度会町立度会中学校

ふるさと教育を通して主体的に取り組む力を育成するため、特定教科の授業コマ数を削減し、総合的な学習の時間を増やす。また、度会小学校と同様、教員の研究に充てる。

⑤伊勢市立有緝小学校

特定教科の授業コマ数を削減し、児童の学期はじめや週はじめの不安を解消するため、補充学習や自主学習と合わせ教育相談の時間を確保する。また、校内研修のほか、教材・学年運営等の研究の時間を設定する。

⑥名張市立名張中学校

対人関係スキル等の社会性に乏しい生徒が増加傾向にあるため、授業時間を5分短縮し、ソーシャルスキルトレーニング等の時間を創出する。また、学力補充・発展的学習等の取組や授業改善、集団指導等の研究に充てる。

※数値は、全学年の単位時間数の合算

	国	社	算 数	理	生	音	図 美	家 技	体 保	外	総	新設 教科	(ア)	(イ)
① 四日市市立 羽津北小学校	▲ 70	▲ 10		▲ 10	▲ 20	▲ 20	▲ 20		▲ 30	▲ 10	▲ 20		120	90
② 四日市市立 中部中学校	▲ 38	▲ 34	▲ 38	▲ 38		20			▲ 12	▲ 42		34	88	60
③ 度会町立 度会小学校	▲ 90	▲ 26	▲ 60	▲ 24	▲ 10								102	108
④ 度会町立 度会中学校	▲ 15	▲ 15	▲ 15	▲ 15						▲ 15	30		—	45
⑤ 伊勢市立 有緝小学校	▲ 48	▲ 10		▲ 10	▲ 6					▲ 10	▲ 40		36	88
⑥ 名張市立 名張中学校	▲ 21	▲ 30	▲ 18	▲ 19		▲ 4	▲ 4	▲ 8	▲ 27	▲ 24	▲ 10		90	75

▲ …減じた教科等（数値のみは、上乘せした教科等）

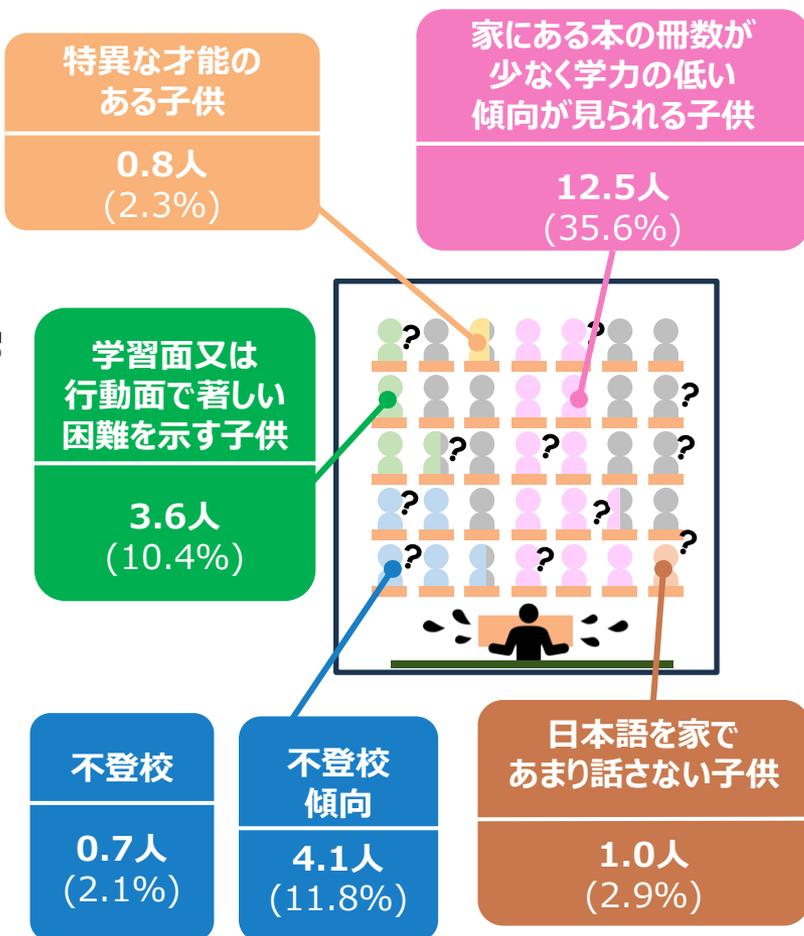
(ア)…児童生徒の資質能力の育成に特に資する教育活動

(イ)…教員の組織的な研究・研修等

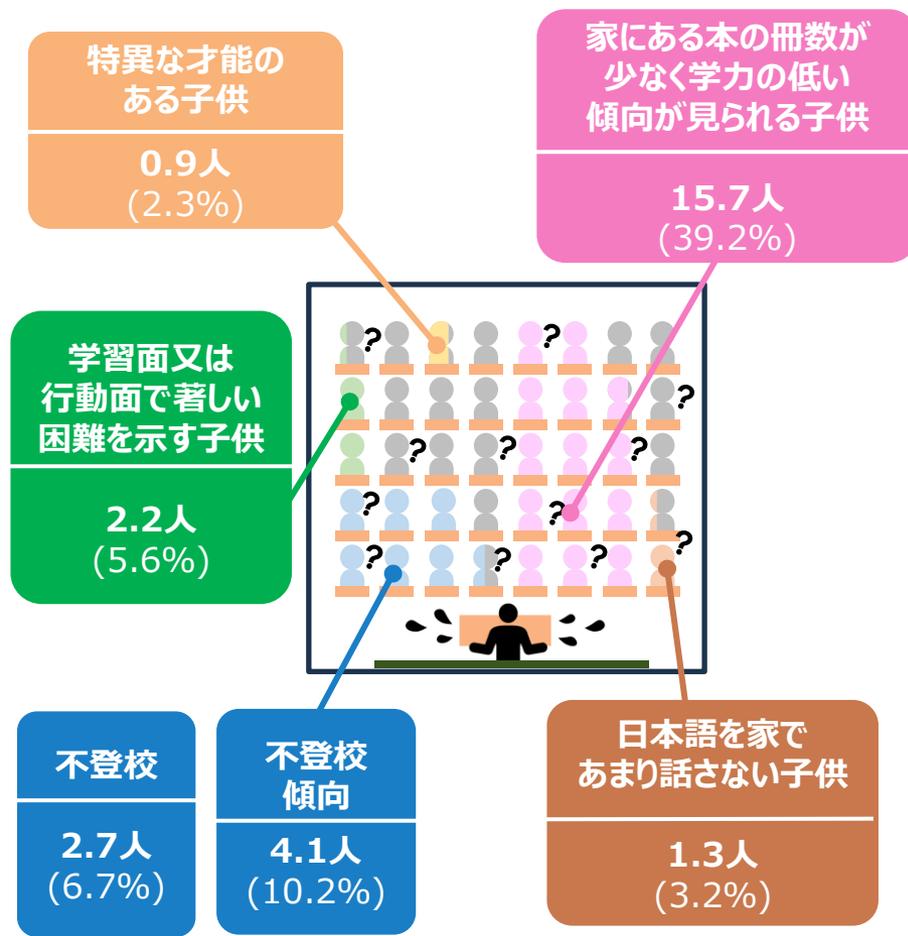
# 児童生徒の多様性を包摂する必要性（小・中）

- どの学校でも、多様な個性や特性を有する子供が在籍している実態が顕在化。多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題

## 小学校（35人学級）



## 中学校（40人学級）



※各数字の出典は諮問参考資料P45,46参照

[https://www.mext.go.jp/content/20242127-mxt\\_kyoiku01-000039494\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20242127-mxt_kyoiku01-000039494_03.pdf)

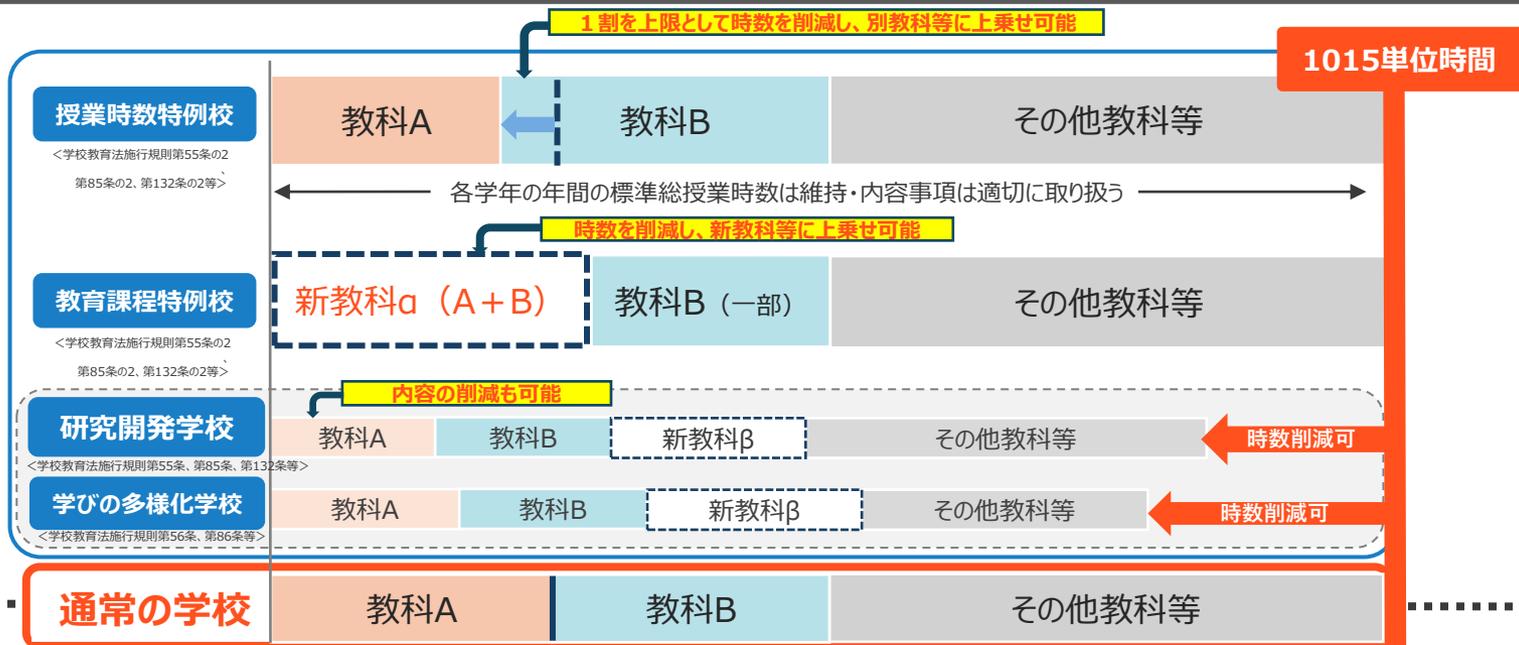
# 現行の教育課程の主な特例

- 教育課程の編成は、学校教育法施行規則に示す総授業時数及び各教科等の時数、学習指導要領に示す各教科等の目標・内容に基づく必要
- しかし、①**学校**として編成する教育課程の特例、②**個々の児童生徒**に着目した教育課程の特例、③**学級**として編成する教育課程の特例が適用される場合はこの限りではない

1

学校として  
編成する  
教育課程の特例

73



2

個々の児童生徒  
に着目した  
教育課程の特例

- 障害のある児童生徒に対する通級による指導における特別の教育課程**  
○障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導  
<学校教育法施行規則第140条等>
- 日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程**  
○日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導  
<学校教育法施行規則第56条の2、第86条の2、第132条の3等>
- 学齢を超過した者に対する特別の教育課程（夜間中学）**  
○対象者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容を指導  
※学習指導要領を踏まえ、必要な時数・指導内容を全て校長が判断  
<学校教育法施行第56条の4、第132条の5等>

3

- 学級として編成する教育課程の特例**
- 特別支援学級**
- 特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を取り入れるとともに、個々の児童生徒の障害の程度等を考慮の上、実態に応じた特別の教育課程を編成。  
<学校教育法施行規則第138条>



## 【方向性】

- 特例校制度については、申請数が増加し、一定の活用類型も確立していることを踏まえ、国への申請を不要とすることも含め、「特別な選択肢」ではなく、「常に利用可能な選択肢」とする方向で検討すべき
- 加えて、多様な個性や特性、背景を有する子供たちを一層包摂できるよう、研究開発学校等の運用実績やデジタル学習基盤の活用による効率化の可能性を踏まえ、授業時数の取扱いについて一層柔軟化する方向で検討すべき
- 以上について、「調整授業時数制度」として創設し、教師の仕事や子供の学びに「余白」を生み出すとともに、教育の質の向上に資する方向で検討すべき（負担軽減自体が目的ではないことに留意）

※学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われることが前提。  
学習指導要領の一層の構造化は別途検討するとともに、その解説・教科書・入試・教師用指導書等の影響も含めた授業づくりの実態を全体として捉えながら、過度な負担や負担感が生じにくい方

## 【具体的論点】

- ① 総授業時数を維持しつつ各教科の標準授業時数（以下「教科標準時数」という。）を調整することが可能な範囲を検討すべき。その際、現行の授業時数特例校制度（1割が上限）や研究開発学校における実践等も踏まえつつ、上限の拡大の適否や対象となる教科等も含めて検討すべき
- ② 教科標準時数を調整することで生み出された授業時数（以下「調整授業時数」という。）の活用方法について、地域や学校、児童生徒の実態を考慮して以下のような取組を特例的に可能とする方向で検討すべき
  - ✓ 別の教科等の授業時数に上乗せする
  - ✓ 特に必要な教科の開設に充てる
  - ✓ 各教科等に該当しないものの、児童生徒の個性や特性、実態に応じた学習支援など、児童生徒の資質・能力の育成に特に資する効果的な教育プログラムを実施するための裁量的な時間（以下「裁量的な時間」という。）に充てる
- ③ 裁量的な時間の上限と類型（※）について具体的に検討すべき。特に、裁量的な時間の一部について、教育の質の向上を目的とした、授業や指導の改善に直結する組織的な研究・研修等に充てることも可能とする方向で、その上限と類型についても具体的に検討すべき

（※）例えば、基本的な概念の獲得や意味理解を伴った確かな知識の習得、認知の特性に応じた学力保障、学習方略に関する指導、個人探究を伴う体験活動、ソーシャルスキルトレーニング等が想定される
- ④ 国への申請を不要とし、「調整授業時数制度」による取組を学校等の判断で可能とするに当たって、以下の担保措置について具体的に検討すべき
  - （1）不適切な運用を防ぐための仕組み（例：児童生徒の負担過重、受験対策への過度な傾斜など）
  - （2）保護者や地域住民に対する説明責任を果たし、理解を得るための仕組み
  - （3）教育委員会や文部科学省としての教育課程編成状況把握の仕組み

# 現行制度における単位授業時間の多様な設定例

- 実現したい教育活動の方向性等に応じて、総授業時数を確保した上で、単位授業時間を柔軟に運用している例が見られる。
- 45分の単位授業時間を5分短縮するといったことに止まらず、15-20分の短い時間を設ける、100分といった長い授業時間を設ける、短い時間と長い時間を組み合わせて活動の特質に応じて分けたり合わせたりするという工夫が行われている。

## 横浜市立奈良小学校

- 午前中は40分×5コマを実施
- 午後は20分・40分の1コマずつを実施し柔軟に運用（例：20分を個別のスキル学習に充てる、20分と40分のコマを組み合わせ60分じっくり探究する時間を設ける等）

0830	登校～朝の会	
0910	1時限目	40分
0915	2時限目	40分
0955	3時限目	40分
1000		
1040	中休み	
1100	4時限目	40分
1140	5時限目	40分
1145		
1225	給食・清掃・昼休み	
1340	学習タイム	20分
1400	6時限目	40分
1440	帰りの会	
1450		

必要に応じ統合

## 東浦町立緒川小学校

- 2コマ分を連続させたブロックを基本とし、じっくりと学びに取り組む時間を確保
- 児童の活動の実態に応じて、教科間の時間の切れ目は柔軟に運用

0855	読書タイム、朝の会	
	Iブロック	95分
1030	中休み	
1055	IIブロック	95分
1230	給食・清掃・昼休み	
1355	IIIブロック	95分
1530	帰りの会	
1540		

## さいたま市立大宮国際中等教育学校

- 50分2コマ分を連続させたタームを基本とし、じっくりと学びに取り組む時間を確保。
- 朝にオールイングリッシュでの表現活動を行う時間を15分間設ける

0835	出席確認	
0850	英語活動	15分
0900	ターム1	100分
1040		
1055	ターム2	100分
1235	昼食・昼休み	
1335	ターム3	100分
1515	リフレクションの時間	15分
1530	清掃	
1545	放課後活動	
1730		

## 9 確かな学力の育成に向けて

確かな学力の育成は、子どもたちの自己肯定感やチャレンジする力を高め、将来の自己実現を支えるための重要な柱の1つです。全ての子どもたちが、持てる力を十分に発揮し、意欲的に学ぶことができるよう、子どもたちが「できた」、「分かった」という実感が得られる授業改善や、自己マネジメント力の育成を通じた学習習慣の確立に向けた取組を進めます。

### 1 市町等教育委員会や学校の学力向上に係る効果的な取組事例

全国学力・学習状況調査の結果と各市町等教育委員会や学校の学力向上の取組との関連性を分析し、好事例を整理しました。

#### (1) 継続訪問による学力向上支援

- ・市教育委員会の指導主事が全校を対象に年3回の訪問を実施。年度始めは年間の学力向上計画を確認するとともに、自校採点や県の調査結果を活用して学校の状況を丁寧に把握。複数回の訪問により、学校との関係を深め、研修会で質問しやすく活発な議論が生まれる雰囲気醸成するとともに、調査の結果を直接教員に伝え、改善に生かせる支援につなげています。(松阪市)

#### (2) 学力向上に係る会議等の工夫

##### ア 学力向上委員会での取組と成果の共有

- ・町教育委員会が学力向上委員会を、8月・12月・3月に開催。各校の管理職やテーマに応じた教科担当者が参加。各校の取組の交流に加え、年度末に全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックの分析結果を基に、取組後の成果や課題について協議。このように取組内容と結果を一体的に振り返り、次の改善につなげていくことが、成果につながっています。(紀北町)

##### イ 指導教諭が学力向上推進会議での対話の質を高める工夫を実施

- ・町教育委員会が年3回、町内各校の教員が参画する学力向上推進会議を開催。会議では指導教諭2名がグループワークのファシリテーションを担当し、各校の取組交流を通じて、実践の成果・課題を整理・価値づけしたり、今後の改善の方向性や具体的な手立てを明確化したりしました。その内容を各校担当者が持ち帰り、校内での検討・実践・振り返りにつなげることで、各校におけるPDCAサイクルの推進を組織的に図っています。(多気町)

##### ウ 中学校教科別情報交換会の開催

- ・市教育委員会が中学校教科別の情報交換会をオンラインで年間5回程度実施。各校の全国学調やみえスタディ・チェックの分析結果の共有や学力定着に向けた取組について意見交換。こうした継続的な取組により、教員の専門性や授業力の向上につながっています。(鳥羽市)

#### (3) 授業改善の推進

##### ア 小中連携で進める児童生徒主体の授業

- ・各校の管理職と研修担当者等が参加する研修会等で、市としての方向性を共有したうえで、中学校区単位で授業方法に関する研修を実施。これにより、9年

間の学びの出口を意識した教員の意識改革が進み、小中学校ともに、対話やアウトプットを重視し、課題解決に取り組むなど、児童生徒が主体となる授業スタイルへの変化につながっています。(桑名市)

#### イ 評価・検証を通じた学力定着の把握と指導改善

- ・学力向上に係る PDCA サイクルを組織的に推進するため、各種学力調査の自校採点や分析・検証に関する研修を計画的に実施し、明らかになった課題については、学年を中心に重点問題を抽出して、繰り返し学習や補充学習を行いました。取組の検証として、各教科担当が同一または類似問題を用いて誤答の傾向や要因を分析するとともに、正答率等を数値化し、学力の変容や理解の定着度を把握。こうした検証結果をさらなる指導改善に生かし、定着につながっています。(多気町内中学校)

### (4) 学習習慣の確立を図る取組

#### ア 児童の主体性を育てる自主学習と丁寧な評価の取組

- ・高学年を対象とした自主学習の実施。教員による児童一人ひとりの取組に対する丁寧な添削や評価。あわせて、廊下側の壁に設置した「ノート名人」コーナーでの学習の好事例の共有。こうした取組により児童が自分の学びを認められているということを実感し、学習意欲の向上や意欲を高め合う学習環境づくりにつながっている。(東員町内小学校)

#### イ 保護者とともに行うスクリーンタイムの適切な管理

- ・スクリーンタイムを含めた生活リズムや学習習慣を、児童と保護者が共に振り返る機会の設定。保護者に対してスクリーンタイムや家庭学習の重要性を意識してもらい働きかけを行ったことで、「家族でトランプや会話の時間を楽しめた」「自分のメディアの利用時間に気づいた」といった声が寄せられるとともに、家庭学習に意欲的に取り組む児童が増えました。(伊賀市内小学校)

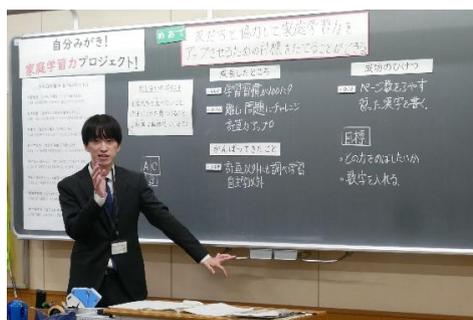
## 2 本年度の重点取組の成果と課題

### (1) 若手教員の授業力育成

- ・学力向上に向け、若手教員の授業力の一層の向上を図るため、令和7年度からモデル校を拡充して取組を実施しています。授業力向上アドバイザーが一人ひとりに寄り添い助言することで、若手教員が意欲的に授業改善に取り組む姿が見られました。(8市町32校訪問)
- ・モデル校からは、「アドバイザーの指導・支援により、若手教員は自信や意欲を高め、授業に助言を生かすなど授業力の向上につながっている。」「具体的でわかりやすい助言や悩みに寄り添った幅広いアドバイスを通して、若手教員自身の良さと課題に気付くことができ、すぐに授業改善に取り組んでいる。」という声が寄せられました。
- ・モデル校では、若手教員の授業改善や学校全体で学力向上に向けた取組が進み、全国学力・学習状況調査結果(小学校)において、令和7年度は、国語、算数ともに、モデル校はモデル校以外の学校よりポイントの伸びが見られました。今後、この成果を県内小中学校へ広げ、継続的・組織的に授業力向上につなげていく必要があります。

## (2) 学習習慣の確立

- モデル校2校を指定し、大学教授等の有識者の指導・助言を受けながら、子どもが主体的に家庭学習を改善する取組を進めました。家庭学習アンケートの結果をレーダーチャートで可視化し、自分の生活・学習習慣の長所と課題を知った上で、改善計画を立てて実践しました。その後、実践の成果と課題を授業の中で整理し、次の計画に生かすPDCAサイクルで取り組みました。
- 子どもたちは、取組前と取組後のレーダーチャートを比較しながら、どのように家庭での行動を変えたかを質問したり、お互いの「すごい」と思ったところを伝え合ったりするなど、友達と励まし合いながら取り組むことで、家庭学習への意欲が高まり、自己肯定感の向上にもつながりました。



- 県内小中学校の教職員を対象に実施した授業公開への参加者からは、家庭学習の取組を学級活動に位置付けて仲間と共有することで、子どもたちの意識向上や内発的動機づけが高まることを実感したとの声や、自己分析の可視化により成長を実感し次の目標設定への意欲が高まる姿が見られたとの声がありました。
- 取組前後のレーダーチャートを比較すると、レーダーチャートが全体的に大きくなっているなど自己マネジメント力が向上している様子が見られました。また、スマートフォンの使用時間が長く学習時間が短い、宿題以外に取り組まないといった状況から、学習に前向きに取り組む、習慣化する様子が見られました。今後、取組を継続・定着させたり、モデル校以外へ広げたりするとともに、家庭との連携や成果の見取り方を工夫する必要があります。

## (3) 指導主事等による学校訪問

- 市町教育委員会を通じた要請に基づき、小中学校等へ県の指導主事を派遣し、同一校を継続的に訪問しました。校長と学校の実態に応じた学力向上の方策や県のツールの活用について協議するとともに、授業参観を通して教員一人一人に応じた指導・助言を行いました。その結果、学校全体で授業改善や学力向上に主体的に取り組む機運が醸成され、全国学力・学習状況調査結果においても昨年度より約16ポイントの伸びが見られました。
- 要請があった学校で、県の指導主事が師範授業を行いました。校長や教員から、「1つの授業で、何を教えたいから、どこにこだわりをもつのかということを示していただけました。」「課題のある子どもたちがいきいきと取り組む授業を提案してくれた。」「これまでは教科書どおりにやることだけを考えていたが、子どもたち

にこの単元で何ができるようになってほしいのか考えて授業を行うことの大切さがわかった。」との声をいただいています。

### 3 令和8年度の取組

#### (1) 若手教員等の育成を核とした授業力向上の取組推進事業【重点事業】

- ・本年度と同様に、授業力向上アドバイザーをモデル校に派遣し、若手教員への指導・助言や、複数校の若手教員が学校の枠を越えて学び合う研修を実施する予定です。加えて、新たに、授業力向上アドバイザーを講師とし、県内全体の若手教員等を対象に、授業づくりを中心とした研修会を企画する予定です。

(今後のスケジュール)

令和8年3月：モデル校を募集、モデル校の推薦

4月：モデル校の決定

5月：授業力向上アドバイザーの訪問開始

#### (2) 学習習慣の確立に向けた取組推進事業

- ・今年度はモデル校を指定して年間を通じた取組を行いましたが、来年度は、より多くの学校に積極的に実施していただきたいことから、希望する県内小中学校等に有識者を派遣し、学校や地域の実情に応じた講演会や研修会を開催する予定です。その際、好評だった「家庭学習力アンケート」と「レーダーチャート」のツールを提供します。

(派遣に係るスケジュール等 (予定))

- ・実施要項を市町等教育委員会に送付：令和8年4月
- ・派遣申請締切：令和8年5月末
- ・派遣の決定及び通知：随時
- ・派遣期間：令和8年7月1日から令和9年2月1日まで
- ・実施報告書の提出：令和9年2月25日

#### (3) 市町や学校の求めに応じた支援

- ・県教育委員会や教育支援事務所の指導主事が教科の専門性を生かして助言を行い、学校とともに授業改善の実践や全国学力・学習状況調査等の結果分析等について伴走型の支援を行います。

#### (4) 令和8年度全国学力・学習状況調査

##### ア 実施日

令和8年4月23日(木)

※中学校英語の「聞くこと」「読むこと」「書くこと」は、令和8年4月20日(月)から23日(木)のうち、学校ごとに調整された1日の午前または午後実施。

※中学校英語の「話すこと」の「当日実施校」(4月24日、27日実施)は、文部科学省において選定。それ以外の「期間内実施校」は実施希望日調査を行い、期間内(4月28日(火)から5月29日(金))で日程分散して実施。

##### イ 対象学年

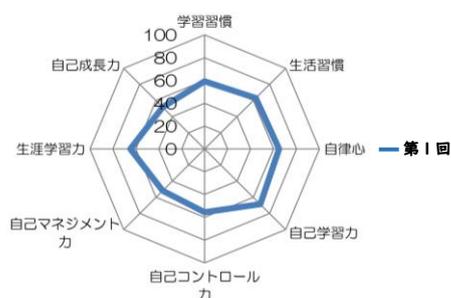
小学校第6学年、中学校第3学年

## 学習習慣の確立に向けた取組推進事業における「レーダーチャート」「家庭学習力アンケート」について

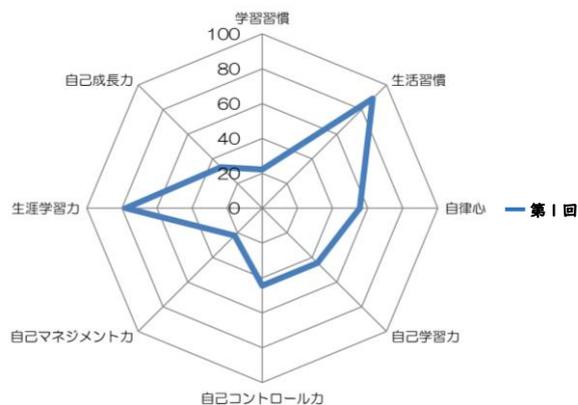
### ●レーダーチャート（例）

レーダーチャートは、家での学習や生活の様子を振り返る「家庭学習力アンケート」をもとに、8つの観点から家庭学習力を可視化したものです。観点は、「学習習慣」「生活習慣」「自律心」「自己学習力」「自己コントロール力」「自己マネジメント力」「生涯学習力」「自己成長力」です。

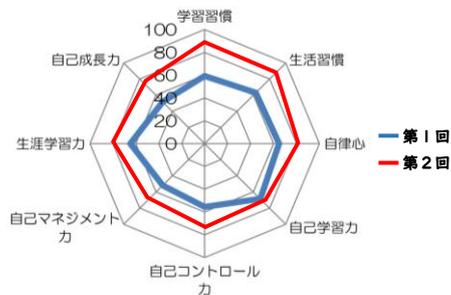
第1回（クラスの得点）



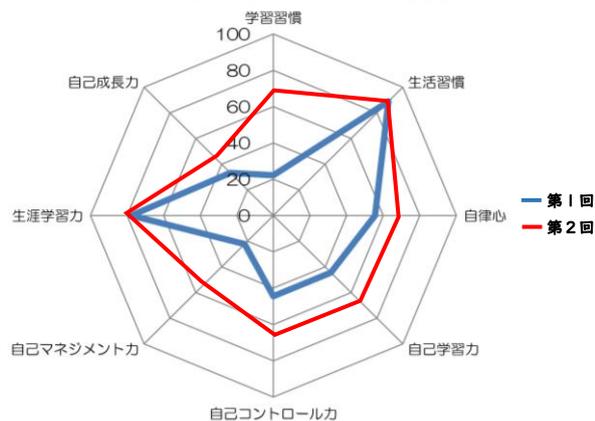
第1回（あなたの得点）



第2回（クラスの得点）



第2回（あなたの得点）



### ●家庭学習力アンケートの質問項目（抜粋）

#### 「学習習慣」

- ・家庭学習の時間と内容を決めて、毎日コツコツと取り組んでいます。

#### 「生活習慣」

- ・一日にテレビを見る時間や、ゲームやメールをする時間を制限しています。

#### 「自律心」

- ・学校の先生や家の人にいわれなくても、自分から進んで家庭学習をしています。

### 「自己学習力」

- ・学校のテストや定期考査の前には、家で計画を立てて学習にとりくんでいます。
- ・ページ数や問題の数、時間、点数など、やりとげる目標を決めて学習しています。

### 「自己コントロール力」

- ・家では、テレビやゲーム機、スマホなどをつけないで集中して学習しています。
- ・難しい問題や課題でも、自分から進んで学習しています。

### 「自己マネジメント力」

- ・部活や習い事、宿題、自主学習などのバランスをとって両立できるようにしています。
- ・自分の家庭学習のしかたをふり返って、改善しています。

### 「生涯学習力」

- ・家でも辞書を引いたり、事典やインターネットでわからないことを調べたりしています。
- ・いろいろな種類の本を読むようにしています。

### 「自己成長力」

- ・次の定期考査で伸ばしたいところや改善したいことを決めて家庭学習をしています。
- ・将来やりたい仕事や行きたい学校の夢をもって、家で学習をしています。

## 10 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について

### 1 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について

県教育委員会では、令和4年4月27日付文部科学省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」に基づき、授業時数など適切に実施すること等を依頼してきたところです。

令和7年9月、文部科学省より、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について徹底するよう改めて指示があったことから、11月に各市町等教育委員会担当課長宛てに通知（別紙1）を発出し、令和8年度開始までに対応を依頼しました。

### 2 通知の概要について

- ・ 特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ・ 特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。
- ・ ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている場合や病弱の児童生徒の病状が学期途中で改善した場合等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

※「特別支援が必要な児童生徒への通級指導教室及び特別支援学級における教育について」（令和元年10月18日付三重県教育委員会事務局教職員課長・特別支援教育課長通知）は廃止します。

### 3 今後について

令和8年度当初に運用状況等について調査をする予定です。詳細は改めてお知らせいたします。

令和7年11月27日

各市町等教育委員会担当課長 様

三重県教育委員会事務局  
特別支援教育課長  
教職員課長

## 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（依頼）

このことについて、県教育委員会では、令和4年4月27日付文部科学省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」に基づき、授業時数など適切に実施すること等を依頼してきたところです。

このたび、令和7年9月、文部科学省より、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について徹底するよう改めて指示がありました。

つきましては、下記の事項について改めてご確認いただくとともに、通知内容の趣旨をふまえ、令和8年度開始までには適切な運用の徹底をお願いいたします。

このことについては、令和8年度当初に運用状況等を調査させていただくことを想定しています。詳細は改めてお知らせいたします。

なお、「特別支援が必要な児童生徒への通級指導教室及び特別支援学級における教育について」（令和元年10月18日付三重県教育委員会事務局教職員課長・特別支援教育課長通知）は廃止します。

## 記

- ・特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。
- ・特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ・ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている場合や病弱の児童生徒の病状が学期途中で改善した場合等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

## ○ 送付文書

- ・特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）（写）
- ・特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）Q&A

※令和元年10月18日付通知では、「特別支援学級での授業時数は、通級指導による授業時数の上限である週8単位時間を超える時間数を目安とする」としていましたが、上記令和4年4月27日付文部科学省通知により「原則として週の授業時数の半分以上を目安とする」と示され、令和4年6月6日付三重県教育委員会「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（依頼）」により、文部科学省通知をふまえていただくよう依頼しているところです。

※通知内容については特別支援教育課まで、特別支援学級等の設置については教職員課までお問い合わせください。

**【事務担当】**

県教育委員会事務局

特別支援教育課 上嶋 早苗 TEL 059-224-2961

教職員課小中学校人事班 岡野 宗介 TEL 059-224-3040

## 1 1 中学校部活動の地域展開等について

### 1 国の方針

国は、令和5年度から7年度を改革推進期間と位置づけ、中学校における休日の部活動について地域展開することを各自治体に求めてきました。

令和8年度から13年度は、改革実行期間と定め、現時点で休日の部活動の地域展開に着手していない地方公共団体においても、令和10年度までに着手することを求めることとされました。

また、令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実を図るため、令和7年12月に、国としての考え方を示す「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、このガイドラインに基づき、地域の実情等を踏まえながら改革を進めていくこととしています。

### 2 三重県における改革実行期間の取組について

#### (1) 県の方針

これまでの改革推進期間（令和5年度から7年度）と同様、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、各市町の実情に応じた地域展開等に向けた段階的な取組を支援し、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において休日の地域展開の実現を目指します。

#### (2) 今後の取組

##### ①新たなガイドラインの策定

将来にわたり県内の子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させていくことを目的として、本県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する基本的な考え方や取組の方向性を示す、新たなガイドラインを国の方向性に準じた形で、今夏を目途に策定する予定です。

##### ②三重県地域クラブ活動の理念及び認定要件（案）の策定

中学校等の学校部活動を継承・発展させ、安全・安心な活動機会を提供するスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」とし、各市町が、この認定を行うためのモデルとなる、「三重県地域クラブ活動の理念及び認定要件」（案）を策定します。

なお、「認定地域クラブ活動」は、財政支援や学校施設の優先利用等、公的支援の対象となります。

##### ③指導者の確保と育成

指導者の確保については、令和7年2月20日に開設した人材バンクでの指導者の募集を、市町のみではなく、「認定地域クラブ活動」に募集権限を拡張し、更なる指導者の確保につなげていくほか、県内の大学や運動部を有する企業等に協力

を依頼し、市町において指導に携わる方の掘りおこしを行います。

また、指導者の育成については、人材バンクに登録する指導者が、動画研修を受講できる機能を拡張するとともに、引き続き、日本スポーツ協会公認指導者資格を取得するための講習会を実施します。

県スポーツ推進局と連携して、資格取得の講習会や質的充実を図る研修会の案内を行い、指導者の質の向上に取り組めます。

#### ④財政的支援

部活動の地域展開等の推進を図ることを目的に、国と県の補助事業を実施し、地域の実情に応じた取組を進める市町を支援します。

なお、今年度まで実施されていた地域クラブ活動への移行に向けた実証事業については、令和8年度は補助事業となります。

##### 【国補助事業】

部活動の地域展開等推進事業

- ① 休日の地域クラブ活動費の支援（国 1/3、県 1/3、市町 1/3）
- ② 地方公共団体の体制整備等（国 1/3、県 1/3、市町 1/3）
- ③ 平日も含めた地域展開の加速化のための重点課題への対応（国 10/10）
- ④ 中学校における部活動指導員の配置支援（国 1/3、県 1/3、市町 1/3）
- ⑤ 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援（国 1/2、市町 1/2）

##### 【県補助事業】

市町が行う中学校部活動の地域展開の取組について、国の補助事業の活用が困難な市町に対して、これまでの指導者の報酬等に加え、令和8年度は、地域展開等に知見を有するコンサルタントの派遣に係る費用の支援を行います。（県 1/2、市町 1/2）

#### ⑤市町の地域展開に係る体制整備の支援

部活動改革コーディネーターを活用し、各市町における運営方法や課題の検討、好事例の共有を行い、地域の実情に応じた地域展開等を進めます。

また、総合型地域スポーツクラブ、競技団体、スポーツ少年団等、スポーツ関係団体や市町文化協会などの文化芸術団体を対象に、指導者の派遣や子どもたちの活動の場となる実施主体となっただけよう、引き続き協力を依頼してまいります。

#### ⑥地域展開等についての周知・広報

引き続き、地域展開等の理解促進のため、県広報紙やテレビ、新聞広告、ラジオ等の、各種メディアを通して、周知・広報を行います。

(参考)

①三重県内の部活動地域展開等の状況

	年度	地域展開等数/部活動数	地域展開等実施率
運動部	R5	422/1523	28%
	R6	525/1511	35%
	R7	613/1416	43%
文化部	R5	未調査	未調査
	R6	37/315	12%
	R7	78/321	24%

※令和7年12月時点

②国の地域クラブ活動への展開に向けた実証事業

	年度	実施市町
運動部	R5	菰野町・四日市市・大台町・志摩市
	R6	桑名市・菰野町・四日市市・鈴鹿市・大台町・志摩市・伊賀市
	R7	桑名市・菰野町・四日市市・鈴鹿市・伊勢市・志摩市・伊賀市・熊野市・紀宝町
文化部	R5	菰野町・四日市市
	R6	桑名市・菰野町
	R7	桑名市・菰野町・四日市市・鈴鹿市

③地域移行スタートアップ補助事業（県単補助事業）

年度	実施市町
R6	桑名市・朝日町・伊勢市・紀宝町
R7	桑名市・木曾岬町・いなべ市・朝日町・伊勢市

④部活動指導員

	年度	任用市町数	任用指導員数
運動部	R5	22	123
	R6	22	178
	R7	23	183
文化部	R5	12	33
	R6	13	46
	R7	13	42

※令和7年12月時点

## 1 3 教職員の研修について

研修担当（県総合教育センター）では、教職員が経験や職種に応じた資質・能力を身につけられるよう、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づいた教職に必要なとされる素養や専門性に係る研修を実施し、教職員の資質向上を図っています。

### 1 子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくりや学校づくりの支援について【一部新規】

「自己肯定感を涵養する教育」の具現化と県内への周知の必要性をふまえ、令和6年度より「子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくり支援事業」としてモデル校等の校内研修等の支援を進めており、令和8年度も継続して実施します。

#### (1) 令和7年度の主な取組

モデル校7校（小学校1校、中学校3校、県立学校3校）及びモデル地域2地域において、大学教員等の招聘による、教職員の資質・能力の向上を図る校内研修等を支援しています。モデル校の具体的な取組については、通信「Well-being!!」を発行し、事例を発信しました。（別紙1、別紙2）

また、2月12日に県総合教育センターにおいて、集合とWeb会議システム「Zoom」を併用した成果報告会を実施し、取組における成果等の普及を図りました。

#### (2) 令和8年度の主な取組

モデル校等への効果的な授業づくりや学校づくりに向けた校内研修支援等を引き続き実施するとともに、自己肯定感を涵養する教育を推進するための「校内研修支援用動画コンテンツ」を作成します。

##### ①モデル校及びモデル地域への校内研修支援

モデル校等への効果的な授業づくりや学校づくりに向けた校内研修を支援します。

##### ②市町等教育委員会が実施する研修会の支援

自己肯定感を涵養する授業づくり等を目的に実施する研修を支援します。

##### ③「校内研修支援用動画コンテンツ」の作成【新規】

本事業の成果をもとに「校内研修支援用動画コンテンツ」を作成することで、互いを認め合い支え合う学校づくりや、多様な子どもの状況に応じた指導・支援を県内全域に横展開し、子どもたちの自己肯定感を涵養に向けた各学校の取組の推進につなげます。

### 2 学校マネジメント研修の実施について【一部新規】

経験2年目及び3年目等の校長が、誰一人取り残さず、子どもたちの可能性を引き出す教育の推進に向け、時代の変化に対応した管理職として必要なマネジメント能力を高めます。また、持続可能で質の高い教育を提供できるよう、次世代の学校運営を担う、ミドルリーダーのマネジメント能力の向上を図ります。

#### (1) トップリーダーマネジメント研修について

##### ①令和7年度の実施状況

学校の教育課題に沿った内容を提供し、受講者が課題解決に必要なマネジメント能力の向上に向けた研修を実施しました。

(表) 研修後アンケートにおける活用度および満足度

回	内 容	受講者数	活用度*	満足度*
1	リーダーシップ論	122名	69.7%	76.8%
2	スタッフマネジメント	112名	71.6%	79.5%
3	学校教育におけるウェルビーイング	95名	57.5%	65.0%
4	リスクマネジメント	86名	82.8%	90.6%

※活用度および満足度については、最も肯定的な回答をした割合

## ②令和8年度 of 取組 (別紙3)

令和7年度に引き続き、校長がトップリーダーとしての自信と覚悟を持ち、中・長期的な視点から、多様化する教育課題に対して組織的に取り組めるよう、リーダーシップと組織マネジメント力の向上をめざした研修を実施します。

### (2) ミドルリーダーマネジメント研修について【新規】

新任教頭・新任校長・経験2年目及び3年目の校長の研修に加え、中堅教諭等を対象とする法定・悉皆研修や専門研修において、ミドルリーダーのマネジメント能力の向上に向けた研修を系統的に実施し、学校運営を担う人材の育成及び組織としての教育力や課題対応力の向上を図ります。

法定・悉皆研修	内容
中堅教諭等資質向上研修Ⅰ	「学校マネジメントの理解」 「ミドルリーダーの役割と心構え」
中堅教諭等資質向上研修Ⅱ	「学校運営におけるミドルリーダーのあり方」
新任指導教諭研修	「ファシリテーション能力の向上」 「教科指導と校内研修の充実」
新任主幹教諭研修	「学校マネジメントの実践と学校運営への参画」

専門研修	内容
学校組織マネジメントリーダー育成研修	「学校組織マネジメントの理解と実践」
授業研究推進リーダー育成研修	「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善の推進」
教育相談リーダー育成研修	「教育相談体制づくりの推進」

### 3 令和8年度以降の法定・悉皆研修の再編について（別紙4）

令和8年度の初任者研修の変更に伴い、法定・悉皆研修全体の再編を行い、個別最適な学びと協働的な学びの充実を通じた「新たな教師の学びの姿」の実現をめざします。

若手教職員の不安や悩みに寄り添いながら、各ステージに応じた資質・能力の向上を図り、主体的に学び続ける教職員の育成を進めていきます。

#### (1) 主な変更点について

##### ①初任者研修【令和8年度から変更】

###### ア 校内研修（直接指導）

主な変更点	現行	令和8年度以降
研修時間 (直接指導)	180 時間	最大 <u>150 時間</u>
研修項目	提案授業	変更なし
	示範授業	変更なし
	授業指導 一般指導	指導時間（新設）
	—	弾力的時間（新設）

・「指導時間」…授業に関する指導（授業指導）と授業以外に関する指導（一般指導）を、1時間内で扱うことができます。原則、初任者が指導教員から1対1で指導を受ける時間とし、不安や悩みを相談しやすいようにします。

・「弾力的時間」…初任者が直接指導（提案授業、示範授業、指導時間）を受けたり、授業の準備（指導教員による支援）等をしたります。初任者の実態や時期に応じて、対応ができる時間とします。

###### イ 校外研修（一斉研修）

令和9年度から変更する教職2～3年次研修に向け、初任者が主体的に学び、不安なく研修を進められるよう、令和8年度末にガイダンスを行い、初任者研修からの円滑な接続を図ります。

※ 令和8年度からの初任者研修が滞りなく始められるよう、3月中旬よりネットDE研修にて動画を公開し、変更点や留意点の詳細を説明します。

##### ②教職2～3年次研修【令和9年度から変更】

###### ア 校内研修

2、3年次で各5回（現行0回）

※ 初任者研修の校内研修30時間減じた分を補完する。

（1回を1時間以上とし、2年次5回、3年次5回、合計10回分）

###### イ 校外研修

現行の全7回を校外研修7回として整理

##### ③教職6年次研修・中堅教諭等資質向上研修Ⅰ【令和9年度から変更】

・教職6年次研修での校内研修 2回（現行0回）

・中堅教諭等資質向上研修Ⅰでの校内研修 7回（現行9回）

※ 中堅教諭等資質向上研修Ⅰの2回を教職6年次研修に移行し、学ぶ機会を補完する。

#### (2) 今後の方向性

令和8年度以降の法定・悉皆研修を円滑に実施し、教職員の資質・向上を図るとともに、教職員同士の学び合いが充実するように、「教職員研修ハンドブック」「校内研修の手引き」の作成、オンデマンド研修用コンテンツの充実に取り組みます。

令和7年度子どもたちの自己肯定感

を涵養する授業づくり支援事業

通信 Vol. 7

『Well-being!! (ウェルビーイング)』

発行者：三重県教育委員会

研修企画・支援課

連絡先：TEL：059-226-3731

# Well-being!!

2025. 12. 22

※タイトルの「Well-being!!」は、三重の教育をとおして、子どもや教職員等一人ひとりのウェルビーイングが向上することを願い名付けました。

鳥羽市立加茂小学校では、ともに学び合い自分の思いを豊かに表現できる子どもの育成をめざして、「聞く・話す」を基盤とし、「分かった」「できた」と感じる授業づくりを進めています。

## 自己肯定感を涵養するために 「聞く・話す」を基盤とした授業を どのように構築するか

鳥羽市立加茂小学校 校内研修  
三重大学 教職大学院 中西 良文 教授

9月1日(月)、「自己肯定感を涵養するために『聞く・話す』を基盤とした授業をどのように構築するか」と題して、三重大学中西良文教授をお招きし、鳥羽市立加茂小学校 校内研修会を行いました。

### 授業をとおして、自己肯定感を涵養するには

#### ① 受容的なかわり

##### 相手を受容する聞き方・話し方

「自分は他者から受け入れられる存在である」ということを感じられるには、まずは自分が相手を「受け入れる=受容する」ことが重要。受容的なかわりは、「聞く・話す」の基本となるものである。

学習場面においては…

- △「それはちがう」「何でわからんの」
- 「そんなふうに考えたんだね」  
「私は思いつかない考えだった」  
+「私は～というように考えたんだけど…」

子どもたち同士でできるとよい。

#### ② 成長マインドセット

##### 努力によって成長したことを褒める

褒めることで「能力は生まれつき固有のものではなく、学びによって成長する」と考えさせる。褒めるときは「どのような努力によってどのような成果が得られたか」を伝える褒め言葉を使っていく。

成長が実感できる褒め言葉

- △「～に気づいて、才能があるね」
- 「～していたから、～なところにまで気づけたんだね。すごい！」

褒め言葉以外では、ふり返りのワークシート等で、「できるようになったこと=成長したこと」が実感できるとよい。

#### ③ スモールステップ

##### 「行動」から「結果」を得る

「できた」と実感させるには、実際に成功することも重要。スモールステップにすることで「行動」しやすくなり、「結果」が得られやすいことから、成功体験につながっていく。

##### 「聞く・話す」のスモールステップ

- 加茂小学校の取組  
「聞き名人」(望ましい話の聞き方)、  
「話し名人」(望ましい話し方)の掲示



さらにレベルアップするためには…

- 徐々に「聞き名人」「話し名人」の掲示がなくても話せるように
- 学習のねらいに合わせた「聞く・話す」の姿が見られるような活動を取り入れる



肯定的な反応を返す「いいですねゲーム」、親身になって聴く「シンミさんになろう」などのワークで、体験的に学ぶことができました。

9月1日（月）の校内研修会での学びを取り入れた、**5年生算数科「ならした大きさを考えよう」**、**6年生算数科「円の面積の求め方を考えよう」**の提案授業が行われ、事後検討会では、三重大学中西良文教授からご助言をいただきました。

### 提案授業より（5年生・6年生）

#### クラスみんなの成長を可視化した授業

5年生では、授業の始めと終わりに「分かる・説明できる」ボードを使う取組がされていました。黒板に掲示された「分かる・説明できる」ボードに名前のマグネットを貼って示すことによって、自分の理解度がどの位置にあるのか可視化し、学びの変容を自分でつかむことができるようにしていました。友だちの学びの変容も可視化されていることから、クラス全体で「**分かった**」「**できた**」を感じることができていました。

#### 「分かった」「できた」を増やすペア学習

6年生では、オムライス形の図形を示された子どもたちから、始めは面積を求められるか不安な声が上がっていましたが、ペアで解き方を考えていくうちに「どうしてそうなったの」「もう一度教えて」と互いにたずね合い理解が深まっている姿が見られました。解き方のヒントカードやペアに1セットの具体物の配布、ペア学習で使える「問い返し」の提示など、様々な手立てが考えられていることで、課題に向かう**子どもたちの意欲が向上**していました。

### 事後検討会より

#### 子どもの姿から授業を振り返る

事後検討会では、「聞く・話す」「自己肯定感」の2つの視点から、提案授業で見られた子どもの姿を根拠に協議がなされました。

ペア学習での子どもたちの活発な意見交換や受容的な聞き方が、自己肯定感の涵養につながるのではないかと話し合われました。さらに、子どもたちの意見が認められる安心感のある学級づくりの大切さについて確認されました。



### 中西教授より「自己肯定感の観点から」

**学校は「成長する場所」**であるため、自己肯定感を感じるのに最適な場所である。また、自己肯定感を涵養するには**自己肯定感を感じることにつながる個人のかや集団のかを育てることが重要**。

#### 「みんなできた」「みんなできた」を体験させる

- めあてと振り返りから成長を実感させる
- 単元の見通しをもたせる
- サポートを受けてできる⇔サポートできる
- 自分とは違う考えから学ぶ

**自分の成長だけでなく、友だちの成長も実感できるクラスへ**



【加茂小学校の取組について】

算数は、計算や数学的な考え方の難しさから、**よりスモールステップで「できた」体験をさせていくこと**、「分かる・説明できる」ボードで友だちの学びの状態がわかることから、**みんなが「できる」**を感じられるように**お互いにサポートし合える活動**を取り入れていくことのご助言がなされました。

令和7年度子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくり支援事業  
通信 Vol.9  
『Well-being!! (ウェルビーイング)』

発行者：三重県教育委員会  
研修企画・支援課  
連絡先：TEL：059-226-3731

# Well-being!!

2026. 1. 16

※タイトルの「Well-being!!」は、三重の教育をとおして、子どもや教職員等一人ひとりのウェルビーイングが向上することを願い名付けました。

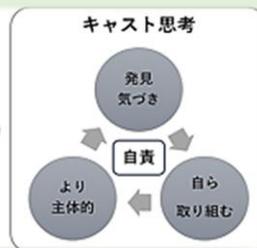
四日市市立中部中学校では、明確な「学校づくりビジョン」を土台に、生徒の「プレゼン力」を育成する取り組みをとおして、生徒の「心理的安全性」と「自己効力感」を高めることで、生徒一人ひとりの自己肯定感を涵養を図っています。

## 四日市市立中部中学校の学校づくりビジョン

### めざす生徒の姿

キャストとして「自律」「協生」「創発」する生徒

- 自律** 自分で考え、判断し、行動する
- 協生** 多様性を強みとし、対話をとおして協働・共生する
- 創発** 発想や能力をかけ合わせ、新たな価値を生み出す



## 「生徒のプレゼン力」「教員の資質・能力」向上による成果の見込み

### 生徒がプレゼンをする機会を数多く設定

「挑戦する・考える・成長する」場を意図的に設ける

- 各教科で「プレゼンのある授業」を実施・公開
- 探究学習「四日市学」（総合的な学習）の時間でプレゼンの機会を設定

### 外部講師による講演・校内研修

「プレゼン力」と「価値づける力」の向上

- 一般社団法人アルバ・エデュによる講演・ワークショップ
- 取組の先進校校長による校内研修



### 生徒の力が向上

- 物事を自分事として主体的に取り組む力
- 他者意識および他者と協働する力
- 思考力、判断力、表現力
- 自己実現をする力、将来を楽観的に見る力

### 教員の力が向上

- 多様な生徒を受容する力
- 個々の生徒の具体的な姿を価値付ける力
- 思考力、判断力、表現力の育成を意識した授業をデザインする力
- 全ての生徒が認められる学級・学年を創る力

安心して自分の考えが言える経験を重ねることで

### 学校・教室における心理的安全性が高まる

「考えが認められる」「思いが何らかの形になる」ことの経験を重ねることで  
生徒一人ひとりの自己効力感が高まる



自己肯定感  
が向上



## 令和7年度の主な取組（自己肯定感を涵養する授業づくり）

- 各学年ワークショップ・教員研修（一般社団法人 アルバ・エデュ 蝦 真理子 さん）
- 発表会 修学旅行探究学習（3年） 職場体験の事後学習（2年） 自然教室の事後学習（1年）
- 夏季校内研修会（江戸川区立瑞江第二中学校校長 滝澤 清豪 先生）
- 「プレゼンのある授業」公開・事後研修会（一般社団法人 アルバ・エデュ 蝦 真理子 さん）
- わいわい談義（3年）

## ① 各学年ワークショップ 教員研修 (5月)

一般社団法人 アルバ・エデュ  
公教育部統括 蝦 真理子 さん

講師にアルバ・エデュの蝦さんを招いて生徒向けワークショップ・教員研修を行いました。

### プレゼンカとは

調べたことをまとめて(コピーして)発表するのではなく、疑問を持ち、自分の考え、発見等を相手に熱を込めて伝える力 → 忸度せず、あきらめず、人任せにせず、自分の考えを伝えられる力



### 生徒ワークショップ

#### 世の中は変えられる。そのためにプレゼンがある。

- ・なぜプレゼンか
- ・自分を知る 「10項目でプレゼンセルフチェック」(人前に立つと手や声が震える 声が小さいと言われる 等)
- ・プレゼンのコツ 「考える」「伝える」「見せる」
- ・プレゼン体験、まとめ

### 教員研修

#### すべての子どもに話す力を

- ・なぜ今「話す力」が必要なのか
- ・心理的安全性と「話す力」
- ・教科横断的に育てる「話す力」
- ・ワクワクの力

## ② 発表会 (6月) 3年 修学旅行探究学習発表会

環境、先端技術、国際理解、防災、経済、文化の6チームが、修学旅行をとおして、四日市の町づくりについて探究したことを生徒、保護者、関係者に向けてプレゼンしました。



## ③ 夏季校内研修会 (8月) 江戸川区立瑞江第二中学校校長 滝澤 清豪 先生

### プレゼンテーション能力の育成 ～6年間の瑞二中の取組～

校内研修会に、江戸川区立瑞江第二中学校の滝澤先生を招いて、「先進校における取組と成果」について実践事例を交えて、ご講演をいただきました。

#### ポイント

- ・「生き抜く力」の育成は、変化の時代を生きる子どもたちに不可欠
- ・プレゼンテーションの取組を「単発」で終わらせない
- ・プレゼンテーション能力の育成は、自己表現・協働・課題解決の力をバランス良く育てる 等



## ④ プレゼンのある授業 公開・事後研修会 (11月)

一般社団法人 アルバ・エデュ  
公教育部統括 蝦 真理子 さん

### 公開授業 3年家庭科・悪徳商法ロールプレイ (プレゼン)

3年の家庭科の授業では、生徒が悪徳商法について知り、ロールプレイを行うことで、消費者被害に関する理解を深める授業を公開しました。

### 事後研修会 公開授業の振り返り・講師による講評

公開授業を参観した教職員で事後研修会を実施しました。また、アルバ・エデュの蝦さんから、生徒のプレゼンに関する講評と助言をいただき、教員がめざすゴールは「学校、教室における生徒の心理的安全性の確保」であること等を再確認しました。



## ⑤ ワイワイ談義 (12月) 助言者：市役所・企業・地域の方々

### 四日市の未来をつくる ～考え・伝え・見せる～

これまで行ってきた探究学習「四日市学」や修学旅行で学んだことを考察し、まとめ、地域の専門家の方々に自分たちの言葉で伝えました。

参加者にアドバイスをもらい、考えを深めることができました。また、自分たちの思いを伝え、認められることで、中学生にも未来を良くする力があるということを実感しました。



# 令和8年度トップリーダーマネジメント研修（案）

トップリーダーとして必要なマネジメント能力を高めます！

経験2年目および3年目等の管理職が、誰一人取り残さず、子どもたちの可能性を引き出す教育の推進に向け、時代の変化に対応した「管理職のマネジメント能力」を高めることを目的とします。

全国的にも著名な講師陣！（全5回）

2・3年目以外の管理職の方も参加いただけます！



## 第1回 6月30日（火）13時30分～16時「リーダーシップ論」

- 講師 株式会社ヤマオコーポレーション 代表取締役 鬼澤 慎人
- 経歴 一般社団法人地域経営推進センター 理事  
NPO法人 茨城県経営品質協議会 理事 等
- 内容 学校のチーム力を高め、未来を切り拓く校長のリーダーシップとマネジメントについて学びます。



## 第2回 7月16日（木）13時30分～16時「ウェルビーイング」

- 講師 一般財団法人応用教育研究所 理事長 櫻井 茂雄
- 経歴 筑波大学名誉教授 等
- 内容 非認知能力を育成し、自分らしく学び続ける力を育むことで、子どもたち一人ひとりのウェルビーイングをデザインしていく学校教育のあり方について学びます。



## 第3回 8月17日（月）13時30分～16時「ヒューマンリソース・マネジメント」

- 講師 早稲田大学教育・総合科学学術院 教授 河村 茂雄
- 経歴 日本教育カウンセリング学会 理事長  
教職員等中央研修（校長研修）講師 等
- 内容 自校のヒューマンリソースを意図的・計画的に活用し、教職員の多様性を生かした能力が発揮できる組織づくりについて学びます。



## 第4回 10月13日（火）13時30分～16時「不登校支援」

- 講師 明治大学 文学部 教授 諸富 祥彦
- 経歴 「教師を支える会」代表 等
- 内容 不登校の本質を捉え直し、学校全体の組織改革に取り組むことで、不登校を生まない学校づくりの実現に向けた校長としての役割について学びます。



## 第5回 11月30日（月）9時30分～12時「リスクマネジメント」

- 講師 淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科 教授 坂田 仰
- 経歴 日本スクール・コンプライアンス学会 会長  
教職員等中央研修（中堅教員研修）講師 等
- 内容 教職員のコンプライアンス意識の確立に向け、学校の危機管理等のトップリーダーとしてのマネジメントについて学びます。

### <研修講座の申込み>

県総合教育センターWeb ページ (<https://www.mpec.jp/>) の「1 研修講座 → 02 管理職研修 → N01 トップリーダーマネジメント研修」で当該研修講座を確認し、「受付中」をクリックして「講座申込み」フォームに必要事項を記入のうえ申し込む。

### 研修講座の申込み



【担当】 三重県教育委員会事務局研修企画・支援課 企画・支援班 059-226-3428

## 「新たな教師の学びの姿」の実現をめざして

これまで実施されていた初任者研修の校内研修時間の一部を教職2～3年次研修に移行することを機に、法定・悉皆研修の再編を行い、教職員の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を通じた「新たな教師の学びの姿」の実現をめざします。

	校外研修	校内研修
初任者研修	<b>令和8年度～</b> <b>年間15回【変更なし】</b> 一斉研修 (5回) 【現行4回】 授業実践研修 (3回) 【現行4回】 生徒指導実践研修 (1回) 選択研修 (6回) (異校種連携研修 (1回) ネットDE研修 (1回) 個別選択研修 (4回))	<b>令和8年度～</b> <b>最大150時間【現行180時間】</b> ◆指導教員等による直接指導内容 ・初任者による提案授業 ・示範授業の参観 ・授業全般に係る指導 ・授業以外の指導 (初任者研修の校内研修1回を1時間以上とし、各5回(合計10回分)を移行し、教職2～3年次の学びを補完する)
教職2～3年次研修	<b>令和9年度～</b> <b>主な変更点①</b> <b>2年間で7回</b> 【現行を校外研修に整理する】 一斉研修 (2年次に1回) (3年次に1回) 選択研修 (2～3年次の間で5回) (社会体験研修 (2回) 個別選択研修 (3回))	<b>令和9年度～</b> <b>主な変更点②</b> <b>2年間で10回【現行0回】</b> 2年次 (5回)、3年次 (5回) ・実践的スキルの習得 ・授業力の向上 ・同僚とのコミュニケーション力の向上
教職6年次研修	<b>令和8年度～</b> <b>年間5回【変更なし】</b> 一斉研修 (2回) 【現行1回】 授業実践研修 (3回) 【現行4回】	<b>令和9年度～</b> <b>主な変更点③</b> <b>年間2回【現行0回】</b> ・教育諸課題への対応力の向上 ・組織内の役割の理解 ・同僚とのコミュニケーション力の向上 (中堅教諭等資質向上研修Ⅰの2回を移行し、教職6年次の学びを補完する)
資中堅向上教諭等Ⅰ	<b>令和8年度～</b> <b>年間6回【変更なし】</b> 一斉研修 (2回) 【現行1回】 授業実践研修 (3回) 【現行4回】 生徒指導実践研修 (1回)	<b>令和9年度～</b> <b>年間7回【現行9回】</b> ・教育諸課題への対応力の強化 ・専門的な指導力の向上 ・組織の中核としての貢献 ・同僚への支援
資中堅向上教諭等Ⅱ	<b>令和8年度～</b> <b>年間4回【変更なし】</b> 一斉研修 (2回) 選択研修 (2回)	<b>年間6回【変更なし】</b> ・学校運営や諸課題への解決策の立案・貢献 ・専門的な指導力の発揮と若手教職員の牽引 ・課題や研究への主体的な関わり

## 校内研修のねらいと内容例

### 校内研修のねらい

- ・教職員自身が主体的に学びを選択し、学び続ける姿勢を育む。
- ・所属校の目標や課題をふまえて対話する機会をつくり、協働的な学びの充実を図る。

### 研修内容例

- ・提案授業・事後検討
- ・授業参観・事後検討
- ・指導案の検討
- ・研修講座の還流・協議
- ・所属校の課題解決に向けた学習会
- ・教育課程の検討
- ・ネットDE研修を活用した学習会
- ・複数での自主的な学習会
- ・「教職員研修ハンドブック」を活用した学習会

### 教職2～3年次での校内研修実施例

回	内容
1	提案授業の指導案検討
2	提案授業・事後検討
3	人権教育に関する講座の受講と還流・協議
4	気になる子どもについての協議と学級づくりについて
5	授業参観・事後検討
1	提案授業・事後検討
2	ネットDE研修「いじめへの対応」の視聴と協議
3	学習評価について(「教職員研修ハンドブック」より)

## 校内研修を充実させるために～3つの支援～

### ①「校内研修の手引き」の作成

教職員の「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現に向け、効果的な校内研修の進め方などを掲載した「校内研修の手引き」を作成します。  
この手引きを活用することで、同僚との協働的な学びが促進されるようにします。

### ②「教職員研修ハンドブック」の作成

「教職員研修ハンドブック」を作成し、校内研修で活用できるようにします。  
学習指導や今日的な教育課題への取組、「考えてみよう」のコーナーなど、校内研修で取り組みやすい内容も掲載します。

### ③オンデマンド研修用コンテンツの充実

多くの教職員が感じている課題の解決に向けて、オンデマンド研修用コンテンツを充実させます。校内研修での活用を推奨し、教職員の学びをサポートします。

各市町等教育委員会事務局  
生徒指導主管課長 様

三重県教育委員会教育長

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応等について  
(依頼)

児童生徒間の暴力行為等の動画がSNS上で投稿・拡散された事案が発生したことを受け、令和8年1月14日に文部科学省による緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議が開催されました。その後、16日に関係省庁連絡会議が開催され、30日に文部科学省より別添(写)のとおり通知がありました。

つきましては、令和7年度中に対応いただきたい事項および県教育委員会が作成した関連資料について、下記のとおり通知しますので、遺漏のないよう、貴教育委員会所管の学校に周知いただくとともに速やかな対応をお願いいたします。

なお、県立学校においては、別添のとおり取組を進めることとしていますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

記

1 送付文書

- 文科省通知一式【文科省】
- SNS等への不適切な動画投稿の未然防止について【県教委】
- ひとりで悩まず相談しよう【県教委】

【参考送付(県立学校宛依頼文)】

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた各学校における対応等について(依頼)

2 令和7年度中に対応いただきたい事項

- 子どもが安全・安心に過ごすことができる環境の整備
  - ・ 暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認(文科省通知 1(1)参照)
  - ・ 暴力行為・いじめを許容せず、子どもが声を上げられる環境整備(文科省通知 1(2)参照)
- SNS等における人権侵害等への対応
  - ・ 情報モラル教育の実施(文科省通知 3(2)参照)

【事務担当】

三重県教育委員会事務局 生徒指導課  
課長補佐兼班長 志良堂 祥伸  
係長 平岩 洋佑  
Tel: 059-224-2332  
E-mail: seishi@pref.mie.jp

(写)

SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受け、児童生徒の安全・安心  
の確保のために緊急に取り組んでいただきたい事項等について通知するもの  
です。

7 文科初第 2109 号  
令和 8 年 1 月 30 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
附属学校を置く各国公立大学法人学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎  
(公 印 省 略)

SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた  
緊急の対応等について (通知)

児童生徒間の暴力行為等の動画が、SNS 上に投稿・拡散された複数の事案が報道されておりますが、児童生徒の暴力行為やいじめは、決して許されるものではありません。児童生徒が受けている被害について、学校及びその設置者が十分に把握できていない点への懸念もある中、全ての児童生徒が安心して学校生活を送るためには、学校の内外を問わず、児童生徒の暴力行為やいじめが行われなくなるよう、また、暴力行為やいじめが見過ごされることがないように、改めて取り組む必要があります。加えて、今般の事案に関しては、SNS 等におけるエスカレートした投稿・拡散が、誹謗中傷など、新たな人権侵害を生むおそれも生じており、こうした課題への対応も必要です。

こういった状況を踏まえ、文部科学省においては、令和 8 年 1 月 14 日、緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議を開催し、児童生徒の安全・安心を確保することを第一に、各教育委員会に対し、緊急の対応要請を行わせていただきました (資料 1 参照)。また、令和 8 年 1 月 16 日、いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議を開催し、いじめ防止対策に関する関係省庁において、緊急に対応すべき事項を整理し、関係機関への指導・周知や協力要請等を行うほか、必要な広報啓発を実施することとしています (資料 2 参照)。

これらの会議の結果も踏まえ、今般の暴力行為等の動画の投稿・拡散を受け、

国立、公立及び私立の各学校及びその設置者において対応いただきたい事項及び関係機関の連絡先等の必要な情報について、下記の通り通知しますので、遺漏のないよう、また、速やかに取り組んでいただきますようお願いいたします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあつては、所管の学校、域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあつては、所轄の私立学校、学校法人に対して、国公立大学法人学長にあつては、設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあつては、認可した学校に対して、周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

## 記

### 1 児童生徒が安全・安心に過ごすことができる環境の整備

#### (1) 暴力行為やいじめが見過ごされていないか、緊急の確認

今般、SNS 上に投稿・拡散された児童生徒間の暴力行為等の中には、投稿・拡散されるまで、学校において認知されていなかった事案も含まれており、SNS 等への投稿・拡散の有無に関わらず、児童生徒が受けている暴力行為やいじめについて、必ずしも学校が十分に把握できているとは限らず、見過ごされている被害が存在するおそれがある。

このため、児童生徒が安全・安心に過ごすことができるよう、各学校において、令和7年度中に、児童生徒へのアンケート調査、1人1台端末を活用した心の健康観察、学級担任やスクールカウンセラー等による面談など、各学校の状況に応じた方法により、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認を行っていただきたいこと。

また、こうした確認については、日常的に取り組むべきものであり、一過性の対応にとどめることなく、今般の確認の結果を引き継ぎつつ、次年度以降も日常的な確認に取り組んでいただきたいこと。

#### (2) 暴力行為やいじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境の整備

学校及びその設置者は、児童生徒の暴力行為やいじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すことが必要である。また、暴力行為やいじめ、また、これらに加担して幫助する行為の中には、犯罪行為（触法行為を含む）として取り扱われるべきものも含まれることを踏まえ、必要な場合には、警察とも連携して対処することが重要である。

このため、各学校においては、令和7年度中に、児童生徒に対し、暴力行為やいじめは決して許されるものではなく、事案によって暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを改めて指導いただきたいこと。加えて、学校としても、暴力行為やいじめに対しては断固たる姿勢で対応することが必要であり、警察等と連携した対応をためらわないことについて、学校

の方針として明確にし、その方針を学校内で共有するのみならず、児童生徒・保護者や地域にも周知するなど、学校全体として、暴力行為やいじめを決して許容しない学校環境を整備いただきたいこと。その際、暴力行為やいじめの被害者を助けるためには、児童生徒の協力も重要であり、学校は、児童生徒に対して、傍観者とならず、教職員への報告を始めとする暴力行為やいじめを止めさせるための行動をとる重要性について理解させるよう努めていただきたいこと。

さらに、教育委員会と首長部局の間で連携しながら、学校内外の相談窓口の充実を図るとともに、他の関係機関が整備しているものも含めた各種相談窓口について、見やすい場所に掲示したり、1人1台端末を活用したりしながら、児童生徒や保護者に周知いただきたいこと。その際、各省庁が整備する相談窓口一覧（資料3）についても活用いただきたいこと。これら相談窓口の活用に加え、児童生徒と担任・養護教諭やスクールカウンセラー等との日常的な関わりを含め、学校全体として、被害を受けた児童生徒や暴力行為やいじめの現場を見た児童生徒が声を上げやすい環境の整備を進めていただきたいこと。

## 2 確認された暴力行為やいじめへの対応

### (1) 被害児童生徒の安全確保と心身のケア

SNS 等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為やいじめの事実が明らかになった場合は、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、当該児童生徒の安全・安心な学習環境の確保を図っていただきたいこと。その際、スクールカウンセラー等の活用も含め、児童生徒の状況に配慮した支援に当たっていただきたいこと。

あわせて、事実関係の確認に当たっては、警察と連携して聴き取り等を行うことにより、迅速な確認が可能となる場合があることも踏まえ、事案に応じ、警察との連携についても躊躇することなく検討いただきたいこと。

### (2) 加害児童生徒への毅然とした対応

SNS 等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為やいじめを行った児童生徒に対しては、当該行為の内容や状況等を踏まえ、厳正な指導を行うことが必要であり、特に、犯罪行為に該当する暴力行為やいじめについては、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月7日付け4文科初第2121号文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえた警察等の関係機関との連携による対応や、加害児童生徒に対する学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行っていただきたいこと。

あわせて、加害児童生徒がその行為に及んだ背景や要因を分析した上で、再び暴力行為やいじめに及ぶことがないように指導を行っていただきたいこと。

### 3 SNS 等における投稿・拡散への対応

- (1) 人権侵害につながり得る動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合における関係機関等と連携した対応

暴力行為やいじめの動画が SNS 等に投稿・拡散された場合には、学校及びその設置者のみでは対処が困難な場合もあるため、警察等の関係機関とも連携しながら、速やかに事実関係の確認を行うとともに組織的に対応いただきたいこと。特に、SNS 等に、暴力行為やいじめの動画とともに個人情報や学校名等が投稿・拡散された場合には、安全・安心な学習環境が脅かされる可能性があるため、警察等とも連携し、当該学校に通う児童生徒の安全・安心な学習環境の確保に向けて対応に当たっていただきたいこと。また、人権侵害につながり得る動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合の削除要請等の手段について、「インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内」（資料4）も活用して、学校及びその設置者自身が理解するとともに、保護者にも周知いただきたいこと。

加えて、各学校及びその設置者においては、人権侵害につながり得る動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合に、速やかに関係機関と連携が取れるよう、資料5に記載された相談窓口を参照して、あらかじめ関係機関の連絡先を確認いただきたいこと。

- (2) SNS 等における誹謗中傷などによる人権侵害のおそれ等も含めた情報モラル教育の実施

匿名性が高い SNS 等におけるエスカレートした投稿・拡散は、誹謗中傷などとして新たな人権侵害を生むことにつながるため、決して許されるものではなく、また、SNS 等における悪質な投稿は、その内容によっては名誉毀損罪や侮辱罪等の刑罰の対象となり得る場合もあることから、各学校においては、上記1（2）に記載した、児童生徒に対する暴力行為やいじめに関する指導と合わせ、令和7年度中に、児童生徒に対して改めて情報モラル教育を実施いただきたいこと。

その際に活用可能な資料については、関係機関が作成・公表しているものも含め、一覧として整理しているので（資料6参照）、これらを参照しつつ適切に取り組んでいただきたいこと。

なお、文部科学省では、資料6に掲載している教材等に加え、SNS 等における投稿のエスカレートや拡散により生じる誹謗中傷等の人権侵害の危険性を題材とした動画教材の作成やオンライン研修会開催の検討を進めているところであり、詳細は追って通知する予定であること。ただし、上記において、令和7年度中に実施をお願いしている、暴力行為やいじめに関する指導や情報モラル教育の実施については、実施日時の調整や早急に実施する必要性が高いことから、必ずしも当該教材の共有を待つことなく準備・実施を進めていただきたいこと。

また、警察が実施する非行防止教室等において、SNS 等における悪質な投稿が名誉毀損罪や侮辱罪等の刑罰の対象となり得ることについて題材とする

など、警察と連携し、非行防止教室等の活用も検討されたいこと。

#### 4 SNS等において暴力行為やいじめの動画が投稿・拡散された事案に関する報告

SNS等において暴力行為やいじめの動画が投稿・拡散された事案については、文部科学省としても、本通知の内容に関して必要な指導、助言又は援助を行っていくため、当面、現に在籍している児童生徒に係る暴力行為やいじめの動画を確認した場合には、「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について（令和5年3月10日付け事務連絡）に則り、当該事案について文部科学省初等中等教育局児童生徒課に報告されたいこと。

#### 【添付資料】

- 資料1：令和8年1月14日緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議資料より作成
- 資料2：令和8年1月16日いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議資料より作成
- 資料3：こども向け相談窓口一覧（暴力行為・いじめ関連）
- 資料4：「インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内」
- 資料5：SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散への対応に関する相談窓口（学校及び学校設置者向け）
- 資料6：情報モラル教育関連資料一覧

(本件連絡先)

- 児童生徒の暴力行為やいじめ対応について  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
生徒指導室生徒指導企画係

電話番号 03-5253-4111（内線3298）  
03-6734-3298（直通）  
e-mail [s-sidou@mext.go.jp](mailto:s-sidou@mext.go.jp)

- 情報モラル教育について  
文部科学省初等中等教育局  
学校デジタル化プロジェクトチーム  
情報教育振興室 情報教育振興第二係

電話番号 03-5253-4111（内線2702）  
03-6734-2702（直通）  
e-mail [digital-pt@mext.go.jp](mailto:digital-pt@mext.go.jp)

# SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた 各教育委員会に対する緊急の対応要請について

- 今般の生徒間の暴力行為等の動画の投稿・拡散により、
  - ①安全・安心であるべき学校における**重大な暴力行為・いじめの発生や、**
  - ②**児童生徒が受けている被害を、学校・教育委員会等が十分に把握できていない**といった点への懸念が生じており、また、
  - ③**SNS等におけるエスカレートした投稿・拡散が、誹謗中傷など、新たな人権侵害を生むおそれが広がっている。**
- 児童生徒の安全・安心を確保することを第一に、各教育委員会において、以下の点について、取り組んでいただきたい。**

## ①暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認

○各学校において、**三学期中に、児童生徒へのアンケート調査、1人1台端末を活用した心の健康観察、担任やスクールカウンセラー等による面談の実施等の方法により、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認を行っていただきたいこと**

## ②暴力行為・いじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境整備

○**児童生徒の暴力行為・いじめは、決して許されないもの**であり、**暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを、三学期中に、児童生徒に対して改めて指導**いただきたいこと。また、学校としても、暴力行為・いじめに対しては断固たる姿勢で対応することが必要であり、**警察等と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確**にし、その方針を学校内だけでなく、家庭や地域とも共有するなど、**暴力行為・いじめを決して許容しない学校環境を整備**いただきたいこと

○**首長部局と連携し、学校内外の相談窓口の充実、他の関係機関が整備している相談窓口の周知徹底**を図るとともに、担任・養護教諭やスクールカウンセラー等との日常的な関わりを含め、**学校全体として、被害を受けた児童生徒や暴力行為・いじめの現場を見た児童生徒が声を上げやすい環境整備**を進めていただきたいこと

### ③被害児童生徒の安全確保と心身のケア

○SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめが明らかになった場合は、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、安全・安心な学習環境の確保を図っていただきたいこと

○事実関係の確認に当たっては、警察と連携して聴き取り等を行うことにより、迅速な確認が可能となる場合があることも踏まえ、事案に応じ警察との連携についても躊躇することなく検討いただきたいこと

### ④加害児童生徒への毅然とした対応

○SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめを行った児童生徒には、当該行為の内容や状況等を踏まえ、厳正な指導を行うことが必要であり、特に、犯罪行為に該当する暴力行為やいじめについては、警察等の関係機関と連携するとともに、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行っていただきたいこと

<sup>104</sup>○あわせて、加害児童生徒がその行為に及んだ背景や要因を分析した上で、再び暴力行為・いじめに及ぶことのないよう指導を行っていただきたいこと

### ⑤SNS等による投稿・拡散への対応

○認知されていなかった暴力行為・いじめが、動画によって明らかになった場合には、学校・教育委員会等において、警察等とも連携しつつ、速やかに事実関係を確認するとともに組織的に対応いただきたいこと。とりわけ、SNS等に、暴力行為・いじめの動画とともに個人情報や学校名等が投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、当該学校に通う児童生徒の安全・安心な学習環境の確保に向けて対応に当たっていただきたいこと

○匿名性が高いSNS等におけるエスカレートした投稿・拡散は、誹謗中傷などとして、新たな人権侵害を生むことにつながるため、決して許されるものではない。②で実施をお願いした暴力行為・いじめに関する指導とあわせ、三学期中に、児童生徒に対する情報モラル教育を実施いただきたいこと

# SNS上の暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた こどもの暴力行為・いじめに係る緊急対応について

現在、SNS上で、子どもによる暴力行為等の動画が投稿・拡散され、「学校において、犯罪行為にも該当し得る暴力行為・いじめが発生し、それが見過ごされているのではないか」との懸念が広がっている。また、こうした動画の投稿・拡散により、誹謗中傷など、新たな人権侵害を生むおそれもある。このような状況を踏まえ、いじめ防止対策に関する**関係省庁において緊急に対応すべき事項**を、以下のとおり整理する。

## こどもが安全・安心に過ごすことができる環境の整備

### ①暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認

・各学校において、三学期中に、児童生徒へのアンケート調査、1人1台端末を活用した心の健康観察、担任・スクールカウンセラー等による面談の実施等の方法により、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認を行うよう、教育委員会等に対して指導を行うこと。（文部科学省）

### ②暴力行為・いじめを許容せず、これらを受けた・目撃したこどもが声を上げられる環境の整備

・児童生徒の暴力行為・いじめは、決して許されないものであり、暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを三学期中に、学校において、児童生徒に対して改めて指導すること及び学校としても、暴力行為・いじめに対しては断固たる姿勢で対応することを明らかにし、警察等と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確にするなど、暴力行為・いじめを決して許容しない環境を整備することについて、教育委員会等に対して指導を行うとともに、社会への啓発を図ること。（こども家庭庁・文部科学省）

・暴力行為・いじめを受けた児童生徒や暴力行為・いじめの現場を見た児童生徒が相談しやすくなるよう、各省庁が整備する相談窓口を一覧化し、教育委員会等や学校及びこどもに関わる機関等を通じて、こどもや保護者に周知すること。（こども家庭庁・文部科学省・法務省）

## 事案発生時の早期対応

### ③確認された暴力行為・いじめ事案への適切な対応（被害児童生徒の安全確保、加害児童生徒への毅然とした対応）

・SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめが明らかになった場合は、学校・教育委員会等において、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、安全・安心な学習環境を確保するよう、教育委員会等に対して指導を行うこと。（文部科学省）

・犯罪行為に該当する暴力行為やいじめを行った児童生徒に対しては、警察等の関係機関と連携して対応するとともに、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行うよう、教育委員会等に対して指導を行うこと。（文部科学省）

### ④暴力行為・いじめが、動画によって明らかになった場合の迅速な事実確認

・認知されていなかった暴力行為・いじめが、動画によって明らかになった場合には、学校・教育委員会等において、警察等とも連携しつつ、速やかに事実関係を確認するとともに組織的に対応するよう、教育委員会等に対して指導を行うこと。（文部科学省）

# SNS上の暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた こどもの暴力行為・いじめに係る緊急対応について

## SNS等における人権侵害等への対処

### ⑤ **人権侵害につながりかねない動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合の削除要請等の手段の周知や関係機関等の連携強化**

・人権侵害につながり得る動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合の削除要請等の手段について、総務省・法務省等関係省庁において改めて普及啓発を図るとともに、教育委員会等及びこどもに関わる機関等を通じて、学校や保護者に周知すること。（こども家庭庁・文部科学省・総務省・法務省・警察庁）

・事案発生時に、学校・教育委員会等が速やかに関係機関等と連携が取れるよう、緊急時に備えて相談・通報窓口を整理し、各教育委員会等に対して通知するとともに、学校等からの相談への対応のため、法務局等の関係機関に対して協力要請を行うこと。（文部科学省・総務省・法務省・警察庁）

・プラットフォーム事業者に対して、こどもたちの人権侵害につながり得る動画や誹謗中傷の投稿・拡散について、各事業者の利用規約に則った削除等の対応を迅速に行うよう、協力要請を行うこと。（総務省）

### ⑥ **SNS等における誹謗中傷などによる人権侵害のおそれ等も含めた、情報モラル教育の実施や広報啓発活動の推進**

・匿名性が高いSNS等におけるエスカレートした投稿・拡散は、誹謗中傷などとして、新たな人権侵害を生むことにつながるため、決して許されないことから、関係省庁で連携して、情報モラル教育を実施するとともに、広報啓発を推進すること。（こども家庭庁・文部科学省・総務省・法務省）

### ⑦ **SNS等における悪質な書き込みは刑罰（名誉毀損罪・侮辱罪等）の対象となり得ることについての周知・啓発**

・SNS等における誹謗中傷や悪質な書き込み・投稿は、名誉毀損罪や侮辱罪等に該当し得る場合があることについて、事例とともに、こどもを含め、広く国民一般に周知・啓発を行うこと。（警察庁・法務省・総務省）

# こども向け相談窓口一覧(暴力行為・いじめ関連)

資料3

令和8年1月現在

名称	所管等	電話番号・関連URL	概要
「相談窓口を探す」 コーナー	こども家庭庁	<a href="https://www.kodomo.cfa.go.jp/soudan/">https://www.kodomo.cfa.go.jp/soudan/</a>	こどもが抱える様々な困難(いじめ、心の悩み、人権侵害等)について、こども自ら悩みを相談でき、SOSを発信できる相談窓口の情報を掲載しています。
24時間子供SOSダイヤル	文部科学省	なやみいおう 0120-0-78310 (24時間年中無休) <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm</a>	いじめで困ったり、自分や友だちの安全に不安があったりしたときに、全国どこからでも、24時間いつでも、電話で相談できる窓口です(通話料無料)。 電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながります。こどものほか、保護者などからの相談にも応じています。
こどもの人権110番	法務省	0120-007-110 (平日8:30~17:15) <a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html</a>	いじめや体罰、虐待など、こどもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です(通話料無料)。 電話は最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。
チャット人権相談 (LINEじんけん相談、 こどもの人権SOSチャット)	法務省	<LINEアカウント名> 法務局LINEじんけん相談 <検索ID> @linejinkensoudan (平日8:30~17:15) <a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html</a>	チャット形式(LINE)で人権相談ができます。 また、GIGAスクール構想による1人1台端末からも相談を受け付けています(こどもの人権SOSチャット)。
こどもの人権SOSミニレター (便箋兼封筒)	法務省	<a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html</a>	全国の小中学校の児童生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布しています。 返信は、法務局職員又は人権擁護委員が行います。
こどもの人権SOS-eメール (インターネット人権相談)	法務省	<a href="https://www.jinken.go.jp/goriyouannai_ch/">https://www.jinken.go.jp/goriyouannai_ch/</a>	パソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答します。
都道府県警察の少年相談窓口 (ヤングテレホンコーナー)	各都道府県警察	<a href="https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html">https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html</a> ※都道府県ごとに受付時間が異なります。	こどものことで悩みを抱えている御家族や、いじめ、犯罪等の被害に遭い、悩んでいるこども自身のための相談窓口です(都道府県によっては通話料が有料となります)。

# インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

**心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)**  
[www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro](http://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro)  
 生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。




違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士  
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

☎0570-078374 [www.houterasu.or.jp](http://www.houterasu.or.jp)

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。




サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

[www.npa.go.jp/cyber/soudan.html](http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html)




ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)

迅速な助言

違法・有害情報相談センター(総務省)



[www.ihaho.jp](http://www.ihaho.jp)

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。



削除要請・助言

人権相談(法務省)



☎0570-003-110 [www.jinken.go.jp](http://www.jinken.go.jp)

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請(\*)を行います。  
 ※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。




プロバイダへの連絡

誹謗中傷ホットライン



[www.saferinternet.or.jp/bullying/](http://www.saferinternet.or.jp/bullying/)

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したもについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請

セーフライン



[www.safe-line.jp](http://www.safe-line.jp)

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼

インターネット・ホットラインセンター(警察庁)



[www.internethotline.jp](http://www.internethotline.jp)

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散への  
対応に関する相談窓口  
(学校及び学校設置者向け)

① 違法・有害情報相談センター

インターネット上の誹謗中傷（嫌がらせ）の書き込みについて削除するにはどうすれば良いのか、書き込んだ相手を特定するにはどうしたらよいのかなど、インターネット上のトラブルについて適切に対応するためのアドバイスや関連の情報提供を行っています。

(URL) <https://ihaho.jp/>

② 法務局・地方法務局 人権擁護担当部署（別添）

別添において、法務局・地方法務局の人権擁護担当部署の連絡先を一覧にしています。インターネットによる誹謗中傷等、様々な人権問題について、法務局職員や人権擁護委員が相談を受け付けています（平日 8:30～17:15）。

③ 学校・警察連絡員、所在地の警察署又は都道府県警察本部の少年担当課

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」において、暴力行為やいじめに関する日常的な情報共有・相談体制のため、学校・警察連絡員の指定の徹底が求められています。SNS上に暴力行為等の動画が投稿・拡散された際、その暴力行為等の事実確認や行為を行った児童生徒への対応に関する相談等がある場合、学校は、まずは学校・警察連絡員に御連絡ください。また、学校の設置者は、日常的に相談等を行っている都道府県警察本部の少年担当課に御連絡ください。

## 法務局・地方法務局 人権擁護担当部署 連絡先

(別添)

名称	郵便番号	所在地	電話番号
札幌法務局	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-700-3540
函館地方法務局	040-8533	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	013-824-2132
旭川地方法務局	078-8502	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎	016-638-1169
釧路地方法務局	085-8522	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	015-432-5654
仙台法務局	980-8601	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	022-225-5768
福島地方法務局	960-0103	福島市本内字南長割1-3 福島地方法務局分室内	024-534-2021
山形地方法務局	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023-625-1363
盛岡地方法務局	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-624-9859
秋田地方法務局	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-6533
青森地方法務局	030-8511	青森市長島1-3-5 青森第二合同庁舎	017-776-9025
東京法務局	160-0004	新宿区四谷一丁目6番1号四谷タワー13階外国人在留支援センター内	03-5363-3067
横浜地方法務局	231-8411	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-641-7926
さいたま地方法務局	338-8513	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	048-859-3507
千葉地方法務局	260-8518	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043-302-1320
水戸地方法務局	310-0061	水戸市北見町1番1号	029-227-9920
宇都宮地方法務局	320-8515	宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮法務総合庁舎	028-623-0926
前橋地方法務局	371-8535	前橋市大手町2丁目3-1 前橋地方合同庁舎4階	027-221-4446
静岡地方法務局	420-8650	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054-254-8107
甲府地方法務局	400-8520	山梨県甲府市丸の内1丁目1-18(甲府合同庁舎)	055-252-7230
長野地方法務局	380-0846	長野市大字長野旭町1108 長野第二合同庁舎	026-235-6634
新潟地方法務局	951-8504	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	025-222-1564
名古屋法務局	460-8513	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8200
津地方法務局	514-8503	津市丸之内26-8 津合同庁舎	059-228-4711
岐阜地方法務局	500-8729	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-245-6644
福井地方法務局	910-8504	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	077-622-5117
金沢地方法務局	921-8505	金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎内	076-292-7808
富山地方法務局	930-0856	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076-441-0866
大阪法務局	540-8544	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	06-6942-9496
京都地方法務局	602-8577	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	075-231-2001
神戸地方法務局	650-0042	神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第二地方合同庁舎	078-393-0600
奈良地方法務局	630-8301	奈良市高畑町552番地 奈良第2地方合同庁舎2階	074-223-5527
大津地方法務局	520-8516	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-522-4673
和歌山地方法務局	640-8552	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	073-422-5162
広島法務局	730-8536	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館 4階	082-228-5792
山口地方法務局	753-8577	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-922-2399
岡山地方法務局	700-8616	岡山市北区南方1-3-58	086-224-5761
鳥取地方法務局	680-0011	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	085-722-2475
松江地方法務局	690-0886	島根県松江市母衣町50	085-232-4260
高松法務局	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館2階	087-821-7850
徳島地方法務局	770-8512	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-611-3820
高知地方法務局	780-8509	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-3503
松山地方法務局	790-8505	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎	089-915-2257
福岡法務局	810-8513	福岡市中央区舞鶴3-5-25	092-739-4151
佐賀地方法務局	840-0041	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	095-226-2195
長崎地方法務局	850-8507	長崎市万才町8-16 長崎法務合同庁舎	095-820-5982
大分地方法務局	870-8513	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	097-532-3368
熊本地方法務局	862-0971	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	096-364-2192
鹿児島地方法務局	892-8511	鹿児島市山下町13-10 鹿児島第3地方合同庁舎	099-219-2103
宮崎地方法務局	880-8513	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	098-522-5312
那覇地方法務局	900-8544	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	098-854-1215

# 情報モラル教育関連資料一覧

資料6

令和8年1月

名称	担当省庁等	関連URL等		備考
SNS等の投稿、拡散などに関すること				
動画教材 「写真や動画が流出する怖さを知ろう」	文部科学省	<a href="https://youtu.be/NDGcNN1DrHk">https://youtu.be/NDGcNN1DrHk</a>		動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能（設問は2問） <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/03/question02">https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/03/question02</a> <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/03/question03">https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/03/question03</a>
動画教材 「軽はずみなSNSへの投稿」	文部科学省	<a href="https://youtu.be/WCx-RMKRT60">https://youtu.be/WCx-RMKRT60</a>		動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能（設問は3問） <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question01">https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question01</a> <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question02">https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question02</a> <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question03">https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question03</a>
動画教材 「SNSへの書き込みの影響」	文部科学省	<a href="https://youtu.be/OdxeRvWJkq8">https://youtu.be/OdxeRvWJkq8</a>		動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能（設問は3問） <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question01">https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question01</a> <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question02">https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question02</a> <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question03">https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question03</a>
動画教材 「思ったままSNSに送信しただけなのに」	文部科学省	<a href="https://youtu.be/ojMxv_xz65M">https://youtu.be/ojMxv_xz65M</a>		動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能（設問は3問） <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question01">https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question01</a> <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question02">https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question02</a> <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question03">https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question03</a>
動画教材 「その情報、広めて大丈夫？ SNS 拡散編」	文部科学省	<a href="https://youtu.be/DlkfkpG5XTc">https://youtu.be/DlkfkpG5XTc</a>		動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能（設問は3問） <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category09/03/question01">https://www.mext.go.jp/moral/#/category09/03/question01</a> <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category09/03/question02">https://www.mext.go.jp/moral/#/category09/03/question02</a> <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category09/03/question03">https://www.mext.go.jp/moral/#/category09/03/question03</a> 授業実践例 <a href="https://www.mext.go.jp/youkatsu/moral/casestudy/20.html">https://www.mext.go.jp/youkatsu/moral/casestudy/20.html</a>
インターネットトラブル事例集 「実際に起きていることでネットの使い方を考えよう!」	総務省	<a href="https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/">https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/</a>		
動画教材 TOKYO少年ネットルールプログラム 第2部「その言葉書き込んで大丈夫？」	警視庁	<a href="https://www.youtube.com/watch?v=X0ZBROGa4Yc">https://www.youtube.com/watch?v=X0ZBROGa4Yc</a>		小・中学生向けのネットルール教材 令和8年3月31日まで公開

三

# 情報モラル教育関連資料一覧

令和8年1月

名称	担当省庁等	関連URL等	備考
----	-------	--------	----

## 人権侵害などに関すること

	動画教材 「情報の記録性、公開性の重大さ」	文部科学省	<a href="https://youtu.be/JrFfsCg6uXM">https://youtu.be/JrFfsCg6uXM</a>		動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能（設問は2問） <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/04/question01">https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/04/question01</a> <a href="https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/04/question02">https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/04/question02</a>
	啓発冊子 「あなたは、大丈夫？考えよう！インターネットと人権(四訂版)」	法務省	<a href="https://www.moj.go.jp/content/001394213.pdf">https://www.moj.go.jp/content/001394213.pdf</a>		法務省の人権擁護機関では、全国の小学校・中学校等で人権教室を実施しており、人権教室の依頼を随時受け付けています。
112	啓発動画 「あなたは、大丈夫？考えよう！インターネットと人権」	法務省	<a href="https://youtu.be/MxTqdlmH904">https://youtu.be/MxTqdlmH904</a>		<a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00100.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00100.html</a>
	啓発動画 「『誰か』のことじゃない。」インターネット編	法務省	<a href="https://youtu.be/WaBG41gvev4">https://youtu.be/WaBG41gvev4</a>		
	啓発動画 「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」(全4編)	法務省	<a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00257.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00257.html</a>		
	小学生向け冊子教材・視聴覚教材 「ルールは誰のもの？～みんなで考える法教育～」	法務省	<a href="https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00036.html">https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00036.html</a>		【冊子教材】 題材4「情報化社会における表現の自由と知る権利-情報の受け手・送り手として」(P.70～)が関連箇所 【視聴覚教材】 冊子教材の内容を映像化したもの。「きめきめ王国」、「書き込む前に考えよう！」が関連箇所

# 情報モラル教育関連資料一覧

令和8年1月

名称	担当省庁等	関連URL等		備考
情報モラル教育に関連するポータルサイト等				
普及啓発リーフレット集	こども家庭庁	<a href="https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/leaflet">https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/leaflet</a>		主に保護者向けの資料
情報モラル教育ポータルサイト	文部科学省	<a href="https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/">https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/</a>		主に教職員向けの、情報モラル教育に関するサイト
情報モラルe-learningコンテンツ 「情報モラル学習サイト」 ～スマホ・タブレットやネットを上手に活用できるかな?～	文部科学省	<a href="https://www.mext.go.jp/moral/index.html#/">https://www.mext.go.jp/moral/index.html#/</a>		児童生徒が、設問に回答しながら情報モラルについて学習するサイト
5つの分野のICTリテラシーを学ぼう ～つくろう！守ろう！安心できる情報社会～	総務省	<a href="https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/Icrliteracy_for_yps/">https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/Icrliteracy_for_yps/</a>		ICTリテラシーについて、世代別(青少年向け、保護者向け、シニア向け)の特徴を踏まえて紹介
e-ネットキャラバン講座	総務省 文部科学省	<a href="https://www3.fmmc.or.jp/e-netcaravan/course/#ct2">https://www3.fmmc.or.jp/e-netcaravan/course/#ct2</a>		受講には申込みが必要
DIGITAL POSITIVE ACTION	総務省	<a href="https://www.soumu.go.jp/dpa/">https://www.soumu.go.jp/dpa/</a>		ICTリテラシー向上のための官民が連携した意識啓発プロジェクト

# SNS等への不適切な動画投稿の未然防止について

## 1 背景と目的

近年、暴力行為の動画やわいせつ動画、誹謗中傷等、SNS上の投稿や拡散が全国的な問題となっています。このような、投稿や拡散は、被害者の心に深い傷を残す重大な人権侵害となります。これらを防ぐために、学校や家庭において「情報モラル教育」を進めることが大切です。

## 2 SNSの影響とリスク

- 自分の行動が他人に与える影響を考えよう
  - ・他人を傷つける行為は決して許されません。
  - ・SNSへの投稿は、思わぬ形で他人を傷つけることがあります。
- 情報の真偽を確認しよう
  - ・不確かな情報を拡散することは、誤解やさらなるトラブルを生む原因になります。
  - ・情報の出所を確認することが大切です。
- 誹謗中傷のリスクを考えよう
  - ・SNS上での誹謗中傷等は、重大な人権侵害となり、刑罰や民事訴訟の対象となる可能性があります。
  - ・不安や悩みごとがある時は、まずは身近な大人や友人に相談しましょう。
- 法に触れるリスクを考えよう
  - ・個人情報の拡散やプライベートゾーンの撮影、わいせつ動画等の所持は、罪に問われる可能性があります。



## 3 動画教材等を活用した未然防止教育

- 動画
  - [写真や動画が流出する怖さを知ろう](#)（文部科学省）
- 動画について
  - この動画教材は、導入編(ストーリーのみ)3分23秒と、解説編5分44秒の2つで構成しています。
- 内容について
  - インターネット上のトラブルや犯罪の被害者にも加害者にもならないようにするために、事態を深刻にするインターネットの特性について理解し、危険を予測し身を守ろうとする態度と、情報に関する他者の権利を尊重しようとする態度を身に付けることを目的にしています。



## 4 相談窓口

- 相談窓口
  - [ひとりで悩まず相談しよう](#)（三重県教育委員会 生徒指導課）
  - 困ったときは、一人で悩まず、保護者の方や学校の先生、スクールカウンセラーなどに相談しましょう。目の前の誰かに相談できない時は、電話で相談できる窓口もあります。みんな、あなたの味方です。決して一人ではありません。勇気をもって相談しましょう。必ず誰かが相談にのってくれるということを忘れないでください。



## ★参考

- 情報モラル教育ポータルサイト（文部科学省）
- 「STOP! いじめ」ポータルサイト（三重県教育委員会事務局）



# ひとりなやで悩まず相談そうだんしよう



ほごしゃ たんにん せんせい ようご せんせい  
**保護者や担任の先生、養護の先生、**  
スクールカウンセラーなどに相談しましょう！  
みんなあなたの味方みかたです。

しるし ほごしゃ そうだん たいおう  
★印は保護者からの相談にも対応します。

## こ せんよう そうだん まどぐち 子ども専用相談窓口

### こ そうだん 子どもSNS相談みえ 平日 17:00~22:00

令和7年度は、4、9、10、11、1、3月に土日祝日も実施（年末年始は除く）  
中学生、高校生のみなさん、いじめ等について悩んだときは、気軽に相談してください。



令和8年  
3月末までの  
二次元コードです

### チャイルドヘルプラインMIEネットワーク（一般的な悩み相談）電話・チャット・メール・LINE

#### こどもほっとダイヤル（通話料無料）

Tel 0800-200-2555

毎日13:00~21:00（年末年始は休み）

LINEでも相談できます。不安や悩みなどどんなことでも相談してください。



#### チャイルドライン（通話料無料）

Tel 0120-99-7777

毎日16:00~21:00（年末年始は休み）



### こ べんごし みえ べんごしかい 子ども弁護士ダイヤル（三重弁護士会）

Tel 059-224-7950 月~金曜日 9:00~12:00,13:00~17:00

いじめ、体罰、虐待など、「子どもの人権問題」に関する、子どもからの相談を無料で受け付けています。専用電話番号で受付を行い、弁護士から折り返し電話します。三重県内にお住まいか、三重県内の学校又は職場に通学・通勤されている方に限ります。



### あなたはひとりじゃない（18歳以下向け）

孤独・孤立で悩みを抱えている方が、各種支援制度や相談先を探せる自動応答によるシステムです。また、よくある質問とその回答や専門家からの情報を掲載しています。



### こどもの人権SOSチャット

（法務省人権擁護局）

平日 8:00~17:15



### LINEじんけん相談

（法務省人権擁護局）

平日 8:00~17:15



←友だち登録

## ひこう はんざいこうい そうだん 非行・犯罪行為などの相談



### しょうねん そうだん ぼん ★少年相談110番

Tel 0120-41-7867（通話料無料）

月~金曜日 9:00~17:00（祝日、年末年始除く）

### しょうねん ★少年サポートセンター

北勢少年サポートセンター Tel 059-354-7867

南勢少年サポートセンター Tel 0596-24-7867

月~金曜日 9:00~17:00（祝日、年末年始除く）

### みえ ほうむ しょうねん しえん ★三重法務少年支援センター

Tel 059-222-7080

月~金曜日 9:00~17:00

中勢少年サポートセンター Tel 059-227-7867

伊賀少年サポートセンター Tel 0595-64-7837

## ネットトラブル相談

### いほう ゆうがいじょうほう そうだん ★違法・有害情報相談センター （ネットトラブル）

インターネット上の誹謗中傷、名誉毀損、プライバシー侵害、人権侵害、著作権侵害などに関する書き込みへの対応や削除要請方法、その他トラブルに関する対応方法などについての相談窓口



### みえけん しょうひ せいかつ ★三重県消費生活センター （契約トラブルなど）

Tel 059-228-2212

平日9:00~12:00,13:00~16:00

（祝日、年末年始を除く）





きょういく そうだん  
**★教育相談**  
 (子どもの心やからだの問題、不登校の相談)  
**Tel 059-226-3729**  
 月水金 9:00~21:00 火木 9:00~17:00  
 面接相談の予約もできます。

こ かにい そうだん  
**★子ども家庭相談**  
 (子育てに関する悩み相談)  
**Tel 059-233-1425**  
 毎日13:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

いじめ ぶとうこう たいばつ そうだん  
**いじめ・不登校・体罰などの相談**

でんわ そうだん  
**★いじめ電話相談 (いじめ)**  
**Tel 059-226-3779** 毎日24時間

じかん こども  
**★24時間子供SOSダイヤル (いじめなど)**  
**Tel 0120-0-78310** 毎日24時間 (通話料無料)

こうえきざいだんほうじん  
**★公益財団法人**

こ じんけん ほん  
**★子どもの人権110番**  
 (いじめ、不登校、体罰など)  
**Tel 0120-007-110**  
 平日のみ 8:30~17:15 (通話料無料)

こ じんけん  
**★子どもの人権SOS-eメール**  
 (法務省人権擁護局)

にほん きょうかい そうだん まどぐち  
**日本スポーツ協会相談窓口**  
 (スポーツに関する暴力、暴言、ハラスメント)  
**Tel 03-6910-5827**  
 毎週火曜・木曜 13:00~17:00  
 (年末年始、祝日除く)



ふとうこう しえん  
**★みえ不登校支援ネットワーク (不登校)**  
**Tel 059-213-1116** (予約番号) 平日 10:00~17:00 (予約制)  
 電話での完全予約制で、事務局が予約を受け付けています。(電話での相談はできません)

じどう ぎゃくたい そうだん  
**児童虐待などの相談**



みえけん じどう そうだん  
**★三重県児童相談**  
 北勢児童相談所 **Tel 059-347-2030** 鈴鹿児童相談所 **Tel 059-382-9794**  
 中央児童相談所 **Tel 059-231-5666** 南勢志摩児童相談所 **Tel 0596-27-5143**  
 伊賀児童相談所 **Tel 0595-24-8060** 紀州児童相談所 **Tel 0597-23-3435**  
 電話相談だけでなく、面接相談の予約もできます。

せいぼうりょく ひがい そうだん  
**DV・性暴力被害などの相談**

せいぼうりょく ひがいしや しえん  
**★みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」**  
**Tel 059-253-4115** または #8891  
 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始除く)

みえけん にんしん せいぼうりょく そうだん  
**★三重県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談**  
 (LINEによる相談)



きょうしよくいん じどう せいと せいぼうりょく かん  
**★教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談窓口**

二次元コードから友だち登録して相談

けんりつがっこう ばあい  
**★県立学校の場合**  
 三重県教育委員会 教職員課 県立学校人事班  
**Tel 059-224-2956**  
 月~金曜日 8:30~17:15

こうりつしょうちゅうがっこう ぎむきょういっくがっこう ばあい  
**★公立小中学校、義務教育学校の場合**  
 三重県教育委員会 教職員課 小中学校人事班  
**Tel 059-224-2958**  
 月~金曜日 8:30~17:15

けんりつがっこう こうりつしょうちゅうがっこう ぎむきょういっくがっこう きょうつう  
**★県立学校、公立小中学校、義務教育学校【共通】**  
 三重県教育委員会 研修企画・支援課 教育相談班  
**Tel 059-226-3516**  
 月・水・金曜日 9:00~21:00 火・木曜日 9:00~17:00



たようせい かん そうだん  
**性の多様性に関する相談**



そうだん  
**★みえにじいろ相談**  
**Tel 059-233-1134**  
 毎月 第1日曜日 13:00~19:00  
 第3金曜日 14:00~20:00

そうだん  
**SNS相談 (LINEによる相談)**  
 二次元コードから友だち登録して相談  
 毎月 第2金曜日 14:00~20:00  
 第4日曜日 13:00~19:00



各県立学校長 様

三重県教育委員会教育長

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた各学校における対応等  
について（依頼）

児童生徒間の暴力行為等の動画がSNS上で投稿・拡散されていることについて、令和8年1月14日に文部科学省による緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議が開催されました。その後、16日に関係省庁連絡会議が開催され、30日に文部科学省より別添（写）のとおり、通知がありました。

ついては、これまでも暴力行為・いじめの防止等に取り組んでいただいているところですが、こうした状況をふまえ、改めて対応の徹底をお願いします。

#### 1 緊急要請をふまえた各校の対応

現在、SNS上で、子どもによる暴力行為等の動画が投稿・拡散され、「学校において、犯罪行為にも該当し得る暴力行為・いじめが発生し、それが見過ごされているのではないか」との懸念が広がっています。また、こうした動画の投稿・拡散により、誹謗中傷など、新たな人権侵害を生むおそれもあります。

児童生徒の安全・安心を確保することを第一に、以下の点について取り組み願います。

**(1) ①、②および(3) ②については、3学期中に取り組むこと**としており、取組状況については、令和8年3月6日（金）までに、学校用報告フォーム（LoGo フォーム）にて報告願います。

なお、県教育委員会は、必要に応じて個別事案等に対する学校からの相談に応じるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣やネットパトロールを実施し、学校を支援してまいります。

##### (1) 子どもが安全・安心に過ごすことができる環境の整備

###### ①暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認

各学校において、児童生徒へのアンケート調査や担任等による面談等を通して、暴力行為やいじめが見過ごされていないかを確認する。

※「いじめアンケート」（日本語版・外国語版）を使用する場合は、以下のURLからダウンロードできます。

[https://www.pref.mie.lg.jp/SEISHI/HP/m0206900039\\_00001.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SEISHI/HP/m0206900039_00001.htm)

###### ②暴力行為・いじめを許容せず、子どもが声を上げられる環境整備

暴力行為やいじめが許されないものであることや、事案によって暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当すること、目撃した際に教職員へ報告するなど傍観者にならないことについて、改めて児童生徒に指導を行う。また、児童生徒や保護者に対して、学校以外の相談窓口（「ひとりで悩まず相談しよう」【県教委】）を改めて周知する。

## (2) 事案発生時の早期対応

### ①被害児童生徒の安全確保と心身のケア

いじめ等の事案を把握した際は、被害児童生徒の安全確保とケアを第一に担任や養護教諭等、児童生徒と関係が深い教職員やスクールカウンセラーによるケアを行う。

### ②加害児童生徒への毅然とした対応

加害行為を行った児童生徒に対しては、毅然とした指導を行う。また、真に内省を促し、再発防止につなげるために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、その児童生徒の家庭環境や学校生活、抱えている課題を解決しながら、いかなる場合も加害行為に及ばない姿勢を教育する。

## (3) SNS等における人権侵害等への対応

### ①人権侵害につながりかねない動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合の削除要請等の手段の周知

インターネット上のトラブルに対する相談窓口や削除要請等の手段をまとめた資料「インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内」（資料4【文科省】）を保護者に対して周知する。

### ②情報モラル教育の実施

HRや学年集会等において、「SNS等への不適切な動画投稿の未然防止について」（【県教委】）や情報モラル教育関連資料一覧（資料6【文科省】）を活用するなどし、児童生徒等に対する情報モラル教育を実施する。

## 2 取組状況についての報告

(1) 以下のURLまたは二次元コードから、学校用報告フォーム（LoGo フォーム）により報告してください。

<https://logofom.jp/f/3MvDV>



(2) 報告期限 令和8年3月6日（金）まで

## 3 送付文書

- 文科省通知一式【文科省】
- SNS等への不適切な動画投稿の未然防止について【県教委】
- ひとりで悩まず相談しよう【県教委】

### 【事務担当】

生徒指導課

課長補佐兼班長 志良堂 祥伸

安全・安心対策班班長 平井 貴子

Tel: 059-224-2332

# ～「子どもポータルサイト」について～

少子化対策課が令和8年度構築（令和9年4月運営開始）予定の、県の子ども情報を一元化した情報発信ポータルサイトです。  
三重県の子どもが参加できるイベント・コンテスト・募集情報や子ども向けの啓発資料を見れる、子どもが自分に合った相談窓口や身近な子どもの居場所を探せる等、子どもに役立つ情報をまとめて掲載します。（イメージ：子育て世帯向けの情報を一元化した子育て支援ポータルサイトの子ども版）

## 現状の課題

- ほとんどが学校を通じた紙媒体（チラシ等）での案内  
→アナログの事務作業負担（仕分け/配送/配布事務）
- 情報が分散していて探しにくい
- 広報費がかさむ、学校の負担軽減のため十分な広報が出来ていない

参考：R6 子ども向け県の配布物（校長会で案内したもの）  
→約62万枚  
※学校に直送される分を含めるとさらに多い

## サイト全体像

次の内容の盛り込む予定【ウェブサイトとして構築】

- 子ども向けデータ/コンテンツ…子どもに関する統計データ、啓発資料のデータを掲載
- イベント情報…子どもが参加できるイベント・コンテスト・募集情報を掲載
- 意見表明…県の子どもの意見表明事業を紹介
- 子どもの居場所マップ…県内の子どもの居場所を地図化
- 相談窓口検索…自分に合った県の相談窓口を検索+市町・国を含めた相談窓口を検索
- 子どもの権利に関する学習コンテンツ…子どもの権利・子ども条例に関するクイズ等
- 他サイトリンク

## 主な3つの目的



1人1台端末上で活用(ショートカットを導入する等)

## 学校現場への安心材料

- 掲載情報は校長会で案内  
→掲載前に事前にメールで学校へ共有
- 子どもの個人情報を取得しない設計
- 1人1台端末を持ち帰っていないorデジタル対応していない学校に対しては、ひきつづき紙媒体でのフォロー

## 導入することでのメリット

### 【学校現場】

- 配布物削減による業務負担の軽減

### 【子ども】

- 情報が探しやすい、分かりやすい
- 情報の紛失リスクを失くす、必要になったときにいつでも情報を見返せる

## スケジュール(予定)

令和7年度 予算確保

令和8年度 業者契約、サイト構築

令和9年4月 運用開始

# 子ども視点に立った、子どもが使う、子どもための情報発信ポータルサイト（イメージ）

【サイト全体図】

子ども向けデザインで構成されています



【トップ画】

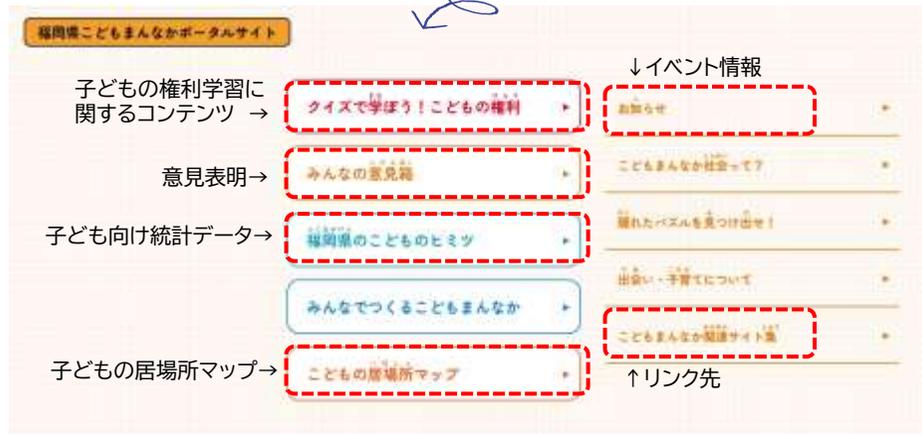
視覚・感覚的に選べるデザインになっています



参考：福岡県子どもまんなかポータルサイト

【メニュー画面】

ふりがな付き、子どもに伝わるやさしい言葉で構成しています



- ・上の      は「子どもポータルサイト」に搭載したい機能
- ・福岡子どもまんなかポータルサイトにない機能で「子どもポータルサイト」追加したい機能  
⇒子ども向けの啓発資料掲載、相談窓口検索機能

教委第01—82号  
令和8年1月30日

各市町教育委員会教育長 様  
各県立学校長 様

三重県教育委員会教育長

子どもたちが安心して学べる教育環境づくりに向けた啓発ポスターについて(依頼)

平素は県教育行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

現在、県ではカスタマーハラスメント防止対策に関する条例策定に向けた検討が進められています。令和6年度に、県教育委員会が教育現場の状況を把握するために公立学校職員等にアンケートを実施したところ、保護者や地域住民等から過大な要求や苦情等を受けたことがある教職員が一定数いることが分かりました。

県教育委員会では、暴言、過度な要求などの行為は、学校における教育環境の悪化につながるとともに、教員を志願する若者が減少する要因にもなっていることから、カスタマーハラスメントを許さない機運の醸成に取り組んでいくこととしています。その際、保護者の要望を安易にカスタマーハラスメントと決めつけるべきではなく、丁寧に対応していく必要があると考えています。

今後、子どもたちが安心して学べる教育環境づくりに向けて、教職員と保護者が、お互いに尊重し合い連携しつつ、それぞれの役割や立場について相互に理解を深めながら、信頼関係を築いていきたいと考えています。

つきましては、三重県PTA連合会及び三重県高等学校PTA連合会と協力して啓発ポスターを作成いたしましたので、教職員と保護者等学校関係者とのより良好な関係づくりに向けた話し合いのためのコミュニケーションツールとして、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

事務担当： 三重県教育委員会事務局 教育総務課 田中、山本、大坪  
TEL:059-224-3173

## 【参考】

### 1 令和6年度に実施したアンケート調査結果について

- ・アンケート対象者  
公立学校職員及び三重県教育委員会事務局内職員約15,000人
- ・回答者数  
3,703人から回答(回答率:約25%)
- ・対象期間とアンケート内容  
令和5年度中に受けたカスタマーハラスメントの有無および内容等
- ・カスタマーハラスメントの定義  
職員に対する暴行、脅迫など違法な行為又は保護者や地域住民等からの申出・要求のうち妥当性がない・不当な行為により、職員の勤務環境が害されるもの

## 【アンケート結果】

- ・ 回答者のうち、9.7%にあたる358人が「申出・要求内容に妥当性がないもの」「申出・要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らし不相当なもの」を受けたことがあると回答しました。
- ・ 受けた内容は、暴言(67.3%)、時間拘束(59.8%)、過度な要求(50.6%)、威嚇・脅迫(41.9%)、リピート(37.7%)などがありました。
- ・ 組織的な対応策を希望する内容として、
  - ① 保護者や地域住民等に対して啓発実施(63.7%)
  - ② 電話通話録音機能の導入(51.4%)
  - ③ 基準など明確なルールの作成(45.0%)などの意見がありました。



お互いを思いやる気持ちを大切に、  
子どもたちが安心して学べる教育環境づくりを  
共に進めていきましょう。

電話や面談等は適切な  
時間内をお願いします。

- ▶ 担任への電話や面談等による相談は可能な限り授業時間以外の勤務時間内に行いましょう。
- ▶ 過度に長時間とならないようにしましょう。



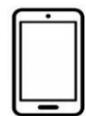
過度な個別対応等を要  
望しないようお願いします。

- ▶ 学校全体の教育環境を守るため、大声・暴言はやめてお互いを思いやりましょう。
- ▶ 過大な個別対応や謝罪等を要求する前に、お互い話し合いましょ。



SNS等の使用につい  
ては十分な配慮をお願  
いします。

- ▶ 無断で撮影録音し、SNS等へ掲載することはやめましょう。
- ▶ SNS等での誹謗中傷はやめましょう。
- ▶ お子様のSNS使用についてルールを作り適切に指導しましょ。



教職員と子どもとの向き  
合う時間が増え、学習や  
生活の質が向上します。

教職員が安心して子どもと  
向き合うことができ、笑顔  
が広がる学校づくりを行う  
ことができます。

教職員も子どもも、人権  
を尊重した安全安心な学  
校生活を送ることができます。

～子どもたちが個性を輝かせ望む未来を実現していくために～



お互いを思いやる気持ちを大切に、  
子どもたちが安心して学べる教育環境づくりを  
共に進めていきましょう。

電話や面談等は適切な  
時間内をお願いします。

- ▶ 担任への電話や面談等による相談は可能な限り授業時間以外の勤務時間内に行いましょう。
- ▶ 過度に長時間とならないようにしましょう。



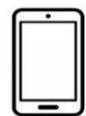
過度な個別対応等を要  
望しないようお願いします。

- ▶ 学校全体の教育環境を守るため、大声・暴言はやめてお互いを思いやりましょう。
- ▶ 過大な個別対応や謝罪等を要求する前に、お互い話し合いましょ。



SNS等の使用につい  
ては十分な配慮をお願い  
します。

- ▶ 無断で撮影録音し、SNS等へ掲載することはやめましょう。
- ▶ SNS等での誹謗中傷はやめましょう。
- ▶ お子様のSNS使用についてルールを作り適切に指導しましょ。



教職員と子どもとの向き  
合う時間が増え、学習や  
生活の質が向上します。

教職員が安心して子どもと  
向き合うことができ、笑顔  
が広がる学校づくりを行う  
ことができます。

教職員も子どもも、人権  
を尊重した安全安心な学  
校生活を送ることができます。

～子どもたちが個性を輝かせ望む未来を実現していくために～